



# 第81回国民スポーツ大会冬季大会

## アイスホッケー競技会

### 実施要項(案)



※ KANAGAWA YOKOHAMA ※

公益財団法人日本スポーツ協会  
文 部 科 学 省  
神 奈 川 県  
公益財団法人日本アイスホッケー連盟  
横 浜 市

## 目 次

1	競技会日程と会場一覧表	1
2	競技実施要項	2
	※交代(変更)届・棄権届	23
3	式典次第	25
4	宿泊要項	27
5	輸送交通要項	32
6	医療救護要項	34
7	国民スポーツ大会天皇杯・皇后杯授与規程	35
8	国民スポーツ大会会長トロフィー授与規程	36
9	関係団体事務局一覧	37

## < 1 競技会日程と会場 >

### 【正式競技：アイスホッケー】

会場地	式典・競技	日程 (2027 年)					会場 所在地
		1 月	2 月				
		31 日 (日)	1 日 (月)	2 日 (火)	3 日 (水)	4 日 (木)	
横浜市	開始式	午前 ○					KOSÉ 新横浜スケートセンター 横浜市港北区新横浜 2-11
	表彰式					午後 ○	KOSÉ 新横浜スケートセンター 横浜市港北区新横浜 2-11
	アイスホッケー (成年・少年)	○	○	○	○	○	KOSÉ 新横浜スケートセンター 横浜市港北区新横浜 2-11
		○	○	○	○		横浜銀行アイスアリーナ 横浜市神奈川区広台太田町 1-1

### 【全国会議】

全国代表者会議	書面開催	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 会議資料を事前送付</li> <li>・ 質問は、メールで受け付け</li> <li>・ 回答は、大会ホームページに掲載</li> </ul>
全国報道員会議		

## < 2 競技実施要項 >

### 開催の趣旨

国民スポーツ大会は、広く国民の間にスポーツを普及し、スポーツ精神を高揚して国民の健康増進と体力の向上を図り、併せて地方スポーツの推進と地方文化の発展に寄与するとともに、国民生活を明るく豊かにしようとする国内最大のスポーツの祭典である。

神奈川県での第81回国民スポーツ大会冬季大会アイスホッケー競技会開催により、神奈川からアイスホッケーをきっかけとしたスポーツの魅力を「する」「見る」「支える」「集まる」「つながる」の視点から発信し、スポーツの持つ力による、前向きで活力ある社会と、誰もがスポーツに親しめる社会の実現を目指す。

#### 1 期日

2027年1月31日（日）から2月4日（木）まで（5日間）

種別	1月31日 （日）	2月1日 （月）	2月2日 （火）	2月3日 （水）	2月4日 （木）
成年 男子	1回戦	2回戦	準々決勝	準決勝	決勝
				順位決定戦	3位決定戦
少年 男子		1回戦	準々決勝 順位決定戦	準決勝	決勝
				順位決定戦	3位決定戦

#### 2 会場

会場地	競技会場	住所
横浜市	KOSÉ 新横浜スケートセンター	横浜市港北区新横浜2-11
	横浜銀行アイスアリーナ	横浜市神奈川区広台太田町1-1

#### 3 種別及び参加人員

種別	監督	選手	参加都道府県数	小計	合計
成年男子	1	16	26	442	663
少年男子	1	16	13	221	

#### 4 競技上の規定及び競技方法

- (1) アイスホッケー公式国際競技規則及び本大会要項による。
- (2) トーナメント方式により、1位から8位までを決定する。
- (3) 5位から8位までの順位決定戦の組合せ抽選は行わない。
- (4) 試合前の練習は、試合開始25分前から10分間とし、競技時間は、1試合を第1、第2、第3ピリオドの3回に分け、ピリオド間にインターバルを挟む。

成年1回戦、2回戦、準々決勝及び順位決定戦並びに少年1回戦、準々決勝及び順位決定戦は各ピ

リオド正味15分とする（以下、「正味15分の試合」という。）。また、成年・少年ともに準決勝、3位決定戦及び決勝は、各ピリオド正味20分とする（以下、「正味20分の試合」という。）。インターバルは全ての試合10分とする。

- (5) 第3ピリオド終了時に同点の場合は、正味15分の試合は、ただちに3名によるペナルティショット・シュートアウトを行う。それでも決しない場合は、1名ずつのサドンデス方式によるペナルティショット・シュートアウトを行う。正味20分の試合は、3分間の休憩の後、5分間のサドンデス方式による「3 on 3方式」の延長ピリオドを行う。なお、決しない場合は、3名によるペナルティショット・シュートアウトを行う。それでも決しない場合は、1名ずつのサドンデス方式によるペナルティショット・シュートアウトを行う。
- (6) 全ての試合において、10点差以上の得点差がついた時点で、次のフェイスオフ以降のゲームタイムは、ランニングタイムとする。
- ア 点差が縮まった場合でも、継続する。
- イ 次の場合は、時計を止めるものとする。
- (ア) 得点時一旦止めるが、レフェリーがオフィシャルに報告にきた時点で、直ちにスタートする。
- (イ) 反則発生時一旦止める。次のフェイスオフでスタートする。
- (ウ) 選手が負傷し交代に時間を要する場合やチームからの質問などで時間を要する場合などは、レフェリーの指示で時計を止める。次のフェイスオフでスタートする。
- ウ 反則時間終了時にプレーが止まっていたら、その選手は次のフェイスオフでパックがドロップされるまでペナルティベンチから出られない。
- (7) 成年、少年とも大会登録は、大会中にゴールキーパー1名を含め、16名以内とする。なお、試合進行のために必要な員数を氷上に揃えることができなくなった時点で没収試合とし、0対15で当該チームの敗戦とする。

## 5 予選方法

- (1) 予選は都道府県大会及びブロック大会とする。
- (2) 都道府県大会は各都道府県スポーツ協会等の主催とし、ブロック大会は各ブロック内関係都道府県スポーツ協会等の共催、開催地連盟の主管とする。
- (3) ブロック大会の関係都道府県及び選出チーム数は次のとおりとする。

ブロック	都道府県名	成年	少年
北海道	北海道	1	1
東北	青森・岩手・宮城・秋田・山形・福島	4	2
関東	茨城・栃木・群馬・埼玉・千葉・東京・山梨	4	3
北信越・東海	新潟・長野・富山・石川・福井・静岡・愛知・三重・岐阜	4	3
近畿	滋賀・京都・大阪・兵庫・奈良・和歌山	4	
中国・四国	鳥取・島根・岡山・広島・山口・香川・徳島・愛媛・高知	4	3
九州	福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄	4	
開催地	神奈川	1	1
計		26	13

## 6 ドーピング検査の実施

大会におけるアンチ・ドーピング活動（ドーピング検査及びアンチ・ドーピング教育活動）は、公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構が定める「日本アンチ・ドーピング規程」及び別に定める「国民スポーツ大会アンチ・ドーピング活動に関するガイドライン」に基づき実施する。なお、治療の目的で禁止物質・禁止方法を用いる必要がある場合は、事前に「治療使用特例」（TUE）の手続きを行うこと。

各都道府県の代表選手は、大会期間中は常に「国民スポーツ大会ドーピング検査同意書」を所持しなければならない。選手が18歳未満の場合、本人の署名及び親権者の署名がある同意書を所持すること。

## 7 参加資格、所属都道府県及び選手の年齢基準

選手及び監督の参加資格、所属都道府県及び選手の年齢基準は、次のとおりとする。なお、参加資格については、「第81回国民スポーツ大会参加資格、所属都道府県及び年齢基準等の解釈・説明」を合わせて確認すること。

【公益財団法人日本スポーツ協会ホームページ <https://www.japan-sports.or.jp/>】

### (1) 参加資格

ア 日本国籍を有する者であることとするが、選手及び監督のうち、次の者については、日本国籍を有しない者であっても、大会に参加することができる。

(ア) 「出入国管理及び難民認定法」に定める在留資格のうちの「永住者」（日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法）に定める「特別永住者」を含む

(イ) 少年種別年齢域に該当し、次の要件をいずれも満たす者

a 「学校教育法」第1条に規定する学校に在籍する学生又は生徒で、「10 参加申込方法、交代」で定めた本戦参加申込締切時【2027年1月7日（木）】に1年以上在籍していること。

b 「出入国管理及び難民認定法」に定める在留資格のうち、「留学」、「家族滞在」又は「定住者」に該当していること。

(ウ) 成年種別年齢域に該当し、次の要件をいずれも満たす者

a 少年種別年齢域にあった時点において前号(イ)に該当していた者であること。

b 「出入国管理及び難民認定法」に定める在留資格のうち、大会参加時から終了時まで「留学」に該当しないこと。

[注]上記(ウ) b について、大学及び専修学校等に在籍する成年種別の年齢域に該当する者は「出入国管理及び難民認定法」に定める「留学」以外の在留資格を有する場合も「留学」と同等に扱う。

イ 選手及び監督は、所属都道府県の当該競技団体会長（代表者）とスポーツ協会会長（代表者）が代表として認め、選抜した者であること。

ウ 第79回又は第80回大会（都道府県大会及びブロック大会を含む。）において選手又は監督として参加した者は、次の場合を除き、第79回又は第80回大会と異なる都道府県から参加することはできない。

(ア) 成年種別

a 「学校教育法」第1条に規定する学校を卒業した者

- b 結婚又は離婚に係る者
- c ふるさと選手制度を活用する者（別記1「国民スポーツ大会ふるさと選手制度」による。）
- d 東日本大震災に係る参加資格特別措置を活用する者（別記5「東日本大震災に係る選手及び監督の国民スポーツ大会参加資格の特例措置」による。）
- e 能登半島地震に係る参加資格特別措置を活用する者（別記6「令和6年能登半島地震に係る選手及び監督の国民スポーツ大会参加資格の特例措置」による。）

[注] a及びbは当該要件発生後、初めて参加する者に限る。

[注]別記3「JOCエリートアカデミーに係る選手の参加資格の特例措置」の適用を受け、ふるさと選手として参加する者を含む。

(イ) 少年種別

- a 「学校教育法」第1条に規定する学校を卒業した者
- b 結婚又は離婚に係る者
- c 一家転住に係る者（別記2「『一家転住等』に伴う特例措置」による。）
- d JOCエリートアカデミーに在籍する者（別記3「JOCエリートアカデミーに係る選手の参加資格の特例措置」による。）
- e 東日本大震災に係る参加資格特別措置を活用する者（別記5「東日本大震災に係る選手及び監督の国民スポーツ大会参加資格の特例措置」による。）
- f 能登半島地震に係る参加資格特別措置を活用する者（別記6「令和6年能登半島地震に係る選手及び監督の国民スポーツ大会参加資格の特例措置」による。）

[注] aからcは当該要件発生後、初めて参加する者に限る。

エ 選手と監督の兼任は、同一種別内に限る。

オ 選手及び監督は、回数を同じくする大会において、冬季大会及び本大会にそれぞれ1競技に限り参加できる。

カ 選手及び監督は、回数を同じくする大会において、異なる都道府県から参加することはできない。

キ 選手、監督並びに本部役員帯同のスポーツドクター及びアスレティックトレーナーは、大会参加前の1年以内に公益財団法人日本スポーツ協会（以下「日本スポーツ協会」という。）が指定するアンチ・ドーピング教育を受講し、「国スポ本戦出場前のアンチ・ドーピング教育履歴」に記載した者であること。

ク 上記のほか、選手については次のとおりとする。

(ア) 都道府県大会及びブロック大会に参加し、これを通過した者であること。

(イ) 健康診断を受け、競技会への参加に支障がない者であること。

(ウ) ドーピング検査対象に選定された場合は、検査を受けなければならない。

(エ) 2026-2027 シーズンアジアリーグに出場したチームに所属登録された者は出場できない。

(オ) 本大会の参加人員は、「アイスホッケー競技要項」の3によるが、選手については、各都道府県大会及びブロック大会に出場した者のうちからメンバーを編成する。

ケ 上記のほか、監督については、公益財団法人日本スポーツ協会公認スポーツ指導者制度に基づく公認アイスホッケーコーチ1、公認アイスホッケーコーチ3又は公認アイスホッケーコーチ4の

資格を有すること。なお、2026年10月1日時点及び大会参加時において資格が有効であり、かつ有効期限が2027年3月31日以降であること。また、監督が不在の場合選手は参加することができない。

## (2) 所属都道府県

所属都道府県は、当該競技団体が限定する場合を除き、次のいずれかが属する都道府県から選択することができる。

### ア 成年種別

(ア) 居住地を示す現住所

(イ) 勤務地

(ウ) ふるさと（別記1「国民スポーツ大会ふるさと選手制度」による。）

[注]別記3「JOC エリートアカデミーに係る選手の参加資格の特例措置」の適用を受け、ふるさと選手として参加する者を含む。

### イ 少年種別

(ア) 居住地を示す現住所

(イ) 「学校教育法」第1条に規定する学校の所在地(以下「学校所在地」という。)

(ウ) 勤務地

(エ) 別記3「JOC エリートアカデミーに係る選手の参加資格の特例措置」に定める小学生の所在地

[注]「居住地を示す現住所」、「勤務地」、「学校所在地」のいずれかから参加する場合は、原則として2026年4月30日から10月31日まで、引き続き当該地にそれぞれ居住、通勤又は通学していなければならない。ただし、次の者はこの限りではない。

#### [成年種別]

a 別記4「トップアスリートの国民スポーツ大会参加資格の特例措置」の適用を受ける者

b 別記5「東日本大震災に係る選手及び監督の国民スポーツ大会参加資格の特例措置」の適用を受ける者

c 別記6「令和6年能登半島地震に係る選手及び監督の国民スポーツ大会参加資格の特例措置」の適用を受ける者

#### [少年種別]

a 別記2「『一家転住等』に伴う特例措置」の適用を受ける者

b 別記4「トップアスリートの国民スポーツ大会参加資格の特例措置」の適用を受ける者

c 別記5「東日本大震災に係る選手及び監督の国民スポーツ大会参加資格の特例措置」の適用を受ける者

d 別記6「令和6年能登半島地震に係る選手及び監督の国民スポーツ大会参加資格の特例措置」の適用を受ける者

## (3) 選手の年齢基準

選手の年齢基準については、以下を原則とする。

ア 成年種別に参加する者は、2008年4月1日以前に生まれた者とする。

イ 少年種別に参加する者は、2008年4月2日から2011年4月1日に生まれた者とする。

ウ 年齢を区分している種別へ参加する者の年齢計算は、2026年4月1日を基準とする。

(4) 前記の各事項に疑義のあるときは、日本スポーツ協会及び当該競技団体が調査・審議の上、日本スポーツ協会がその可否を決定する。

## <別記1 【国民スポーツ大会ふるさと選手制度】>

- 1 成年種別に出場する選手は、国民スポーツ大会開催基準要項細則第3項[国民スポーツ大会開催基準要項第8項第1号及び第10項第4号(参加資格及び年齢基準等)]に基づき、次のいずれかを拠点とした都道府県から参加することができる。
  - (1) 居住地を示す現住所
  - (2) 勤務地
  - (3) ふるさと
  
- 2 「ふるさと」とは、卒業小学校、卒業中学校又は卒業高等学校のいずれかの所在地が属する都道府県とする。ただし、JOC エリートアカデミーに係る選手については、別に定める「JOC エリートアカデミーに係る選手の参加資格の特例措置」第3項により取り扱うものとする。
  
- 3 我が国の競技力向上を支援する観点より、日本国籍を有する者及び「永住者」については、日本における滞在期間に関わらず、本制度を活用できるものとする。ただし、「日本国籍を有する者及び『永住者』」に該当しない者であっても、当該大会年の4月30日(冬季大会は前年の4月30日)以前から本大会終了時(冬季大会は各競技会終了時)まで継続的に日本に滞在している場合は、本制度を活用できるものとする。なお、やむを得ない事情により、一時的に日本を離れる場合は、総日数の半数を超えて日本で滞在していること。
  
- 4 「ふるさと選手制度」を活用し参加を希望する選手は、予め所定の方法により「ふるさと」を登録しなければならない。なお、一度登録した「ふるさと」は変更できないものとする。
  
- 5 「ふるさと」から参加する選手は、国民スポーツ大会開催基準要項細則第3項-(1)-1)-③(国内移動選手の制限)に抵触しないものとする。
  
- 6 ふるさと選手制度の活用については、原則として、1回につき2年以上連続とし、利用できる回数は2回までとする。
  
- 7 参加都道府県は「ふるさと選手」を所定の様式、方法により、当該実施要項で定めた参加申込み締切り期日までに、公益財団法人日本スポーツ協会宛に提出する。

## <別記2【「一家転住等」に伴う特例措置】>

### 転校への特例

1 次の内容をすべて満たすことにより、国内移動選手の制限（国民スポーツ大会開催基準要項細則第3項－(1)－1)－③)に抵触しないものとする。

(1) この特例の対象は、「少年種別」への参加者に限る。

(2) 本特例を受けることができるのは、一家転住等やむを得ない理由に限ることとする。なお、「一家転住等」とは概ね次のことをいう。

ア 親の転勤による一家の転居

イ 親の結婚、離婚による一家の転居

ウ 上記以外に、やむを得ない理由による一家の転居

(3) 転居した時点に応じて、次の手続きを終了していること。

ア 本特例を受けようとする参加者は、下記2(1)の場合は転居元、下記2(2)の場合は転居先が属する都道府県スポーツ協会及び都道府県競技団体に対し、その旨報告すること。

イ 報告を受けた都道府県スポーツ協会及び都道府県競技団体は、下記2(1)の場合は転居先、下記2(2)の場合は転居元が属する都道府県スポーツ協会及び都道府県競技団体に対し、その旨報告し了承を得ること。

2 本特例を受ける当該大会において、参加することができる都道府県は以下のとおりとする。

(1) 転居した時点において、以下に該当する場合は転居元が属する都道府県から参加することができる。

ア 転居先が属する都道府県の代表が既に決定している場合

イ 当該参加者が、転居元が属する都道府県の代表として既に決定している場合

ウ 当該参加者が、転居元が属する都道府県の代表選考過程にある場合

(2) 転居した時点において、以下に該当する場合は転居先が属する都道府県から参加することができる。

ア 転居元が属する都道府県において、当該大会における都道府県代表の選考が開始されていない場合

### <別記3【JOC エリートアカデミーに係る選手の参加資格の特例措置】>

公益財団法人日本オリンピック委員会が実施する「JOC エリートアカデミー」に係る選手のうち、下記1に該当する者については、国民スポーツ大会開催基準要項細則第3項[国民スポーツ大会開催基準要項第8項第1号及び第10項第4号(参加資格及び年齢基準等)]及び別記1「国民スポーツ大会ふるさと選手制度」に関し、次の2～4の特例を適用する。

#### 1 対象者

- (1) 少年種別年齢域の選手で JOC エリートアカデミーに在籍する者
- (2) 成年種別年齢域の選手で JOC エリートアカデミーを修了した者、又は同アカデミーに在籍する者

#### 2 少年種別年齢域の選手の所属都道府県

本特例第1項-(1)に定める少年種別年齢域の選手は、その所属都道府県について、国民スポーツ大会開催基準要項細則第3項-(1)-2)-②に定める「居住地を示す現在所」、「学校教育法第1条に規定する学校の所在地」、「勤務地」のほか、卒業小学校の所在地が属する都道府県を選択することができる。

なお、同アカデミーへの入校時において小学生であった場合には、入校する直前まで通学していた小学校の所在地が属する都道府県を選択することができる。

#### 3 成年種別年齢域の選手の「ふるさと」

本特例第1項-(2)に定める成年種別年齢域の選手は、別記1「国民スポーツ大会ふるさと選手制度」第2項に定める卒業小学校、卒業中学校又は卒業高等学校のいずれかの所在地が属する都道府県のほか、同アカデミーでの入校時において小学生であった場合には、入校する直前まで通学していた小学校の所在地が属する都道府県を「ふるさと」とすることができる。

#### 4 国内移動選手の制限に係る例外適用

本特例第1項-(1)に定める少年種別年齢域の選手が前回の大会(都道府県大会を含む)と異なる都道府県から参加する場合、国民スポーツ大会開催基準要項細則第3項-(1)-1)-③(国内移動選手の制限)に抵触しないものとする。

[注]本特例第1項-(2)に定める成年種別年齢域の選手については、国民スポーツ大会開催基準要項細則第3項-(1)-1)-③(国内移動選手の制限)の規定に従い取り扱うものとする。

#### 5 その他

中央競技団体が国際競技力向上施策として独自に実施するアカデミー事業については、当該中央競技団体からの申請を踏まえ、当該事業の内容がJOCエリートアカデミーに準拠し実施されていることが、公益財団法人日本オリンピック委員会により確認された場合に限り、国民スポーツ大会委員会の決議を経て当該事業を本特例の対象に加えることができる。

## <別記4【トップアスリートの国民スポーツ大会参加資格の特例措置】>

我が国の競技力向上を支援する観点より、一定の競技力を有する選手に対して、「トップアスリートの国民スポーツ大会参加資格の特例措置(以下「本特例」という。)」を以下のとおり定める。

### 1 本特例の対象となる選手

本特例の対象となる選手は、次の条件のいずれかを満たす者とする。

- (1) 第25回オリンピック冬季競技大会(2026年・ミラノ)に参加した者。
- (2) 2026年10月31日時点で、以下のいずれかに該当し、各中央競技団体が本特例の対象として認めた者。

ア JOC オリンピック強化指定選手

イ 各競技(種目)における国内ランキング上位10位以内の者

ウ 中央競技団体が定めた強化指定選手

[注]強化指定ランクについては、各競技会における全日本選手権大会入賞レベル以上のカテゴリーを対象とする。

### 2 本特例の内容

#### (1) 予選会の免除

本特例の対象となる選手については、都道府県予選会及びブロック大会を経ずに国民スポーツ大会本大会に参加することができるものとする。ただし、ブロック大会実施競技種目・種別においては、当該都道府県代表選手又はチームがブロック大会に参加し、本大会参加枠を獲得している場合とする。

#### (2) 資格要件(日数要件の緩和)

本特例の対象となる選手が所属都道府県として「居住地を示す現住所」又は「勤務地」を選択する場合は、日数に関する要件を定めないこととし、以下のとおりとする。

ア 居住地を示す現住所

次の要件をいずれも満たすものとする。

(ア) 原則として当該大会開催年4月30日から大会終了時(冬季大会は当該大会開催前年の4月30日から10月31日)まで引き続き、住民票記載の住所に存する都道府県において生活している実態があり、当該都道府県以外(海外を含む)において生活している実態がないこと。なお、生活の実態については、下記要件により判断する。

- a 自ら所有する住居、又は自らの名義で住居を賃借していること
- b 当該住居に生計を一にする家族と共に住んでいること
- c 当該住居の水道光熱費など費用を自ら負担していること
- d 当該住居に主要な家財道具が存すること

(イ) 合宿、試合等により当該都道府県外で活動を行う場合、当該都道府県を移動の起点としていること。

イ 勤務地

次の要件をいずれも満たすものとする。

(ア) 当該大会開催年の4月30日以前（冬季大会はこの前年同日）から大会終了時まで引き続き、雇用主と雇用契約を締結した上で、当該都道府県内に存する雇用主の会社や事業所等に現実に通勤し、勤務していること。

(イ) 当該都道府県内で、競技普及活動等の事業に参加すること。

### 3 国内移動選手の制限

本特例の対象となる選手の国内移動選手の制限については、国民スポーツ大会開催基準要項細則第3項－(1)－1)－③のとおりとする。

## <別記5【東日本大震災に係る選手及び監督の国民スポーツ大会参加資格の特例措置】>

### 1 特例の対象となる被災地域都道府県

震災による被害状況及び影響等を総合的に勘案し、青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、千葉県  
の6県を本特例の適用対象となる被災地域都道府県（以下「特例対象県」という。）とする。

なお、特例対象県以外の都道府県において対応が必要となった場合は、個別に取り扱うこととする。

### 2 特例の内容

#### (1) 特例対象県を所属都道府県とする場合の要件緩和

次の選手及び監督については、「居住地を示す現住所」、「学校所在地」又は「勤務地」の各要件を満  
たしていなくとも、当該特例対象県から参加することができる。

#### <特例の対象者>

被災地域からの避難等、災害の影響によるやむを得ない事情によって、当該特例対象県における「居  
住地を示す現住所」、「学校所在地」又は「勤務地」の各要件を満たすことができなくなった者。ただし、  
次の事項のいずれにも該当していること。

ア 2011年3月11日（震災発生時）時点において、当該特例対象県内に居住又は勤務していた者。

若しくは当該特例対象県内の「学校教育法」第1条に規定する学校に在籍していた者であること。

イ 災害が発生しなかったと仮定した場合、2026年4月30日以前から競技会終了時（2027年2月  
4日）まで継続して当該特例対象県を「居住地を示す現住所」、「学校所在地」又は「勤務地」とする  
要件を満たしていたと合理的に推測される者であること。

#### (2) 避難等による移動先の都道府県を所属都道府県とする場合の要件緩和

ア 被災地域からの避難等により、当該特例対象県と異なる都道府県に移動した次の選手及び監督  
については、移動先の都道府県から参加することができる。

なお、この場合、第79回または第80回大会に当該特例対象県から参加していても、国民スポ  
ーツ大会開催基準要項細則第3項－(1)－1)－③（国内移動選手の制限）には抵触しないものと  
する。

#### <特例の対象者>

被災地域から避難等、災害の影響によるやむを得ない事情によって、当該特例対象県から移動せざる  
を得なかった者。ただし、次の事項のいずれにも該当していること。

(ア) 2011年3月11日時点において、当該特例対象県内に居住又は勤務していた者。若しくは当該  
特例対象県内の「学校教育法」第1条に規定する学校に在籍していた者であること。

(イ) 移動先の都道府県を「居住地を示す現住所」、「学校所在地」又は「勤務地」とする要件を満た  
していること。なお、移動が生じた時期が2026年4月30日以降の場合は、移動先の都道府県  
の予選会開始までに要件を満たしていることとする。

[注]「居住地を示す現住所」及び「学校所在地」として参加を希望する者については、当該自治  
体への住所に関する届出又は学籍に係る要件を満たしていなくとも、それに準ずる公的な証明

書類を提出でき、かつ移動先の都道府県に居住あるいは通学している実態を有していると公益財団法人日本スポーツ協会が認めた場合、移動先の都道府県から出場することができる。

イ 本項アを適用して避難等による移動先の都道府県から第 81 回大会に参加した者が、第 82 回大会において、次のような震災に係る理由により再度都道府県を移動して参加する場合は、国民スポーツ大会開催基準要項細則第 3 項－(1)－1)－③（国内移動選手の制限）には抵触しないものとする。

<例>

○避難先を離れ、当該特例対象県に戻る場合

○避難先を離れ、他の都道府県を「居住地を示す現住所」、「学校所在地」又は「勤務地」とする場合

○他の都道府県に避難先を移す場合

(3) 避難等による移動先の属する都道府県において学校を卒業した場合の「ふるさと」選択要件の緩和

避難等による移動先の属する都道府県において小学校、中学校又は高等学校を卒業した者が、成年種別年齢域に達した際、「国民スポーツ大会ふるさと選手制度」を活用して参加する場合、次のいずれかを「ふるさと」として登録することができる。

ア 卒業小学校、卒業中学校又は卒業高等学校の所在地

イ 災害の発生した時点で在籍していた小学校、中学校又は高等学校の所在地

なお、本特例を適用して上記イの学校所在地を「ふるさと」登録した場合についても、卒業小学校、卒業中学校又は卒業高等学校の所在地を「ふるさと」とする場合と同様、一度登録した「ふるさと」は変更できない。

<特例の対象者>

2011 年度から 2012 年度（小学校は 2015 年度）までに、避難等による移動先の属する都道府県において小学校、中学校又は高等学校を卒業した者。

## <別記6【令和6年能登半島地震に係る選手及び監督の国民スポーツ大会参加資格の特例措置】>

### 1 特例の対象となる被災地域都道府県

震災による被害状況及び影響等を総合的に勘案し、新潟県、富山県、石川県、福井県の4県を本特例の適用対象となる被災地域都道府県（以下「特例対象県」という。）とする。

なお、特例対象県以外の都道府県において対応が必要となった場合は、個別に取り扱うこととする。

### 2 特例の内容

#### (1) 特例対象県を所属都道府県とする場合の要件緩和

以下の選手及び監督については、「居住地を示す現住所」、「『学校教育法』第1条に規定する学校の所在地（以下『学校所在地』という。）」または「勤務地」の各要件を満たしていなくとも、当該特例対象県から参加することができる。

##### <特例の対象者>

被災地域からの避難等、災害の影響によるやむを得ない事情によって、当該特例対象県における「居住地を示す現住所」、「学校所在地」または「勤務地」の各要件を満たすことができなくなった者。

ただし、以下の事項のいずれにも該当していること。

ア 令和6年1月1日（震災発生時）時点において、当該特例対象県内に居住または勤務していた者。もしくは当該特例対象県内の「学校教育法」第1条に規定する学校に在籍していた者であること。

イ 災害が発生しなかったと仮定した場合、当該大会開催年（冬季大会は開催前年）の4月30日以前から当該大会終了時まで継続して当該特例対象県を「居住地を示す現住所」、「学校所在地」又は「勤務地」とする要件を満たしていたと合理的に推測される者であること。

#### (2) 避難等による移動先の都道府県を所属都道府県とする場合の要件緩和

ア 被災地域からの避難等により、当該特例対象県と異なる都道府県に移動した以下の選手及び監督については、移動先の都道府県から参加することができる。なお、この場合、第78回又は第79回大会に、当該特例対象県から参加していても、国民スポーツ大会開催基準要項細則第3項 - (1) - 1) - ③（国内移動選手の制限）には抵触しないものとする。

##### <特例の対象者>

被災地域からの避難等、災害の影響によるやむを得ない事情によって、当該特例対象県から移動せざるを得なかった者。

ただし、以下の事項のいずれにも該当していること。

(ア) 令和6年1月1日時点において、当該特例対象県内に居住または勤務していた者。もしくは当該特例対象県内の「学校教育法」第1条に規定する学校に在籍していた者であること。

(イ) 移動先の都道府県を「居住地を示す現住所」、「学校所在地」または「勤務地」とする要件を満たしていること。

なお、移動が生じた時期が当該大会開催年（冬季大会は開催前年）の4月30日以降の場合は、

移動先の都道府県の子選会開始までに要件を満たしていることとする。

[注]「居住地を示す現住所」及び「学校所在地」として参加を希望する者については、当該自治体への住所に関する届出または学籍に係る要件を満たしていなくとも、それに準ずる公的な証明書類を提出でき、かつ移動先の都道府県に居住あるいは通学している実態を有していると公益財団法人日本スポーツ協会（以下「日本スポーツ協会」という。）が認めた場合、移動先の都道府県から出場することができる。

イ 本項アを適用して避難等による移動先の都道府県から当該大会の前回大会または当該大会に参加した者が、当該大会の次回大会において、以下のような震災に係る理由により再度都道府県を移動して参加する場合は、国民スポーツ大会開催基準要項細則第3項 - (1) - 1) - ③（国内移動選手の制限）には抵触しないものとする。

<例>

○避難先を離れ、当該特例対象県に戻る場合

○避難先を離れ、他の都道府県を「居住地を示す現住所」、「学校所在地」または「勤務地」とする場合

○他の都道府県に避難先を移す場合

(3) 避難等による移動先の属する都道府県において学校を卒業した場合の「ふるさと」選択要件の緩和

避難等による移動先の属する都道府県において小学校、中学校または高等学校を卒業した者が、成年種別年齢域に達した際、「国民スポーツ大会ふるさと選手制度」を活用して参加する場合、以下のいずれかを「ふるさと」として登録することができる。

ア 卒業小学校、卒業中学校または卒業高等学校の所在地

イ 災害の発生した時点で在籍していた小学校、中学校または高等学校の所在地

なお、本特例を適用して上記②の学校所在地を「ふるさと」として登録した場合についても、卒業小学校、卒業中学校または卒業高等学校の所在地を「ふるさと」とする場合と同様、一度登録した「ふるさと」は変更できない。

<特例の対象者>

2024年度から2025年度（小学校は2028年度）までに、避難等による移動先の属する都道府県において小学校、中学校または高等学校を卒業した者。

## 8 総合成績決定方法

総合成績（天皇杯得点）は、競技得点と参加得点を合計し、その得点の多い都道府県順に1位から8位までを決定する。ただし、同得点の場合はその順位を共有し、次の順位を欠位とする。

### (1) 競技得点

天皇杯 対象種別	競技得点
成年男子 少年男子	各種別の1位40点、2位35点、3位30点、4位25点、5位20点、6位15点、7位10点、8位5点の競技得点を与える。ただし、同順位の場合はその順位を共有し、次の順位を欠位とする。得点は次の順位の得点を加え、当該都道府県で等分する。

### (2) 参加得点

大会（ブロック大会を含む。）に参加した都道府県に、参加得点10点を与える。ただし、ブロック大会で本大会の出場権を獲得しながら、本大会に参加しなかった場合は与えない。

(3) 参加資格違反等に関わる得点等の取り扱いについては、「国民スポーツ大会における違反に対する処分に関する規程」によるものとする。

### (4) その他

ア 総合成績（天皇杯得点）の決定は、公益財団法人日本アイスホッケー連盟が行う。

イ 天候その他の事情により一部競技が中止になった場合の成績は、大会総務委員会と公益財団法人日本アイスホッケー連盟が協議する。

## 9 表彰

(1) 総合成績第1位の都道府県に、国民スポーツ大会会長トロフィーを授与する。

(2) 総合成績第1位から第8位までの都道府県に、それぞれ表彰状を授与する。

(3) 各種別の第1位から第8位までに賞状を授与する。賞状は、その都道府県名とチーム全員（監督を含む。）の氏名を記載したものを都道府県用に1枚、さらに、その都道府県名と個人名を記載したものの又は都道府県と各チーム全員（監督を含む。）の氏名を記載したものをチーム全員に授与する。

## 10 参加申込方法、交代

(1) 都道府県のスポーツ協会会長（代表者）及び競技団体会長（代表者）は、連署の上、都道府県大会又はブロック大会において選抜された者を、第81回国民スポーツ大会会長宛に申込みものとする。

(2) 参加申込は、定められた締切日までに国民スポーツ大会参加申込システムにより行う。

(3) 参加申込締切日は、2027年1月7日（木）とする。

(4) 参加申込様式は、日本スポーツ協会が実施競技団体と協議の上、作成する。

(5) 参加申込締切後の選手又は監督の交代は、特別な事情がない限り認めない。特別な事情で選手又は監督を交代する場合は、下記宛に所定の様式（本要項23ページ）にて届け出なければならない。なお、交代の可否は、監督会議で決定する。

ア 公益財団法人日本アイスホッケー連盟

イ 第81回国民スポーツ大会冬季大会アイスホッケー競技会実行委員会事務局

[注]日本スポーツ協会に対しては、各競技会終了後、所定の手続きにより参加申込情報を修正すること。

- (6) 本大会の参加申込は、監督1名、選手16名、予備登録選手9名以内とする。
- (7) 選手又は監督の交代届は、所定の様式により監督会議開始前までに提出するものとする。
- (8) 選手の交代は、予備登録選手に限り認める。
- (9) 監督は、特別な事情がある場合、大会期間中の交代を認める。ただし、交代者は7(1)に掲げる監督要件を有する者に限る。

## 11 棄権手続

参加申込締切後から競技初戦までの間において、特別な事情で選手が競技会を棄権する場合には、所定の棄権手続をとらなければならない。なお、棄権手続に係る届出については、選手交代届と同じ様式(本要項23ページ)を用いるものとする。

## 12 大会参加負担金

- (1) 大会に選手団(視察員を除く。)を派遣する都道府県スポーツ協会は、一人当たり次のとおり参加負担金を納入するものとする。

参加区分	参加負担金
少年の種別に参加する選手	4,000円
上記以外の者(本部役員、監督、成年の種別に参加する選手等)	8,000円

[注]地震、風水害、感染症及びその他主催者の責によらない事由により大会を中止した場合、大会参加負担金の返金を行わない。

- (2) 大会参加負担金は、各都道府県スポーツ協会でき取りまとめ、次のとおり納入する。

ア 納入締切日 2027年1月14日(木)

イ 納入先 みずほ銀行渋谷支店 普通預金口座 513729 公益財団法人日本スポーツ協会

## 13 宿泊申込

大会参加者は、第81回国民スポーツ大会冬季大会アイスホッケー競技会実行委員会(以下「実行委員会」という。)が指定した所定の様式により、定められた申込期限までに申込みものとする。

## 14 都道府県選手団本部役員編成

都道府県選手団本部役員の編成は、次のとおりとする。

- (1) 都道府県当たり、団長、総監督及び総務ほか、計5名以内とする。
- (2) 上記役員のほか、5名以内の顧問を設けることができる。
- (3) 上記(1)及び(2)による本部役員総数の範囲内で、スポーツドクターを帯同するものとする。なお、帯同するスポーツドクターは、日本スポーツ協会公認スポーツドクター資格を有する者とする。
- (4) 上記(1)及び(2)による本部役員総数の範囲内で、原則としてアスレティックトレーナーを帯同するものとする。なお、帯同するアスレティックトレーナーは、日本スポーツ協会公認アスレティックトレーナー資格を有する者とする。

- (5) 都道府県選手団本部役員の1日当たりの編成人数については、上記(1)及び(2)による人数を上限とする。
- (6) 都道府県選手団本部役員の申込みは、監督及び選手の申込みと同時に「10 参加申込方法、交代」に定める方法により行う。

#### 15 視察員

- (1) 視察員は、1都道府県3名以内とする。ただし、2028年以降の国民スポーツ大会冬季大会の開催が決定又は内定している県については、20名以内とする。
- (2) 視察員の申込みは、参加選手団の申込みと同時に、「10 参加申込方法、交代」に定める方法により行う。
- (3) 視察員は、原則として全ての会場に入場することができる。

#### 16 ADカードの交付

都道府県選手団、大会役員・競技会役員及び競技団体が指定した競技役員、大会主催者及び競技会主催者が認めた者にはADカード（Accreditation Card）を交付する。

#### 17 参加上の注意

- (1) 大会期間中は、交付されたADカードを携帯しなければならない。
- (2) 各都道府県の代表選手は、競技に際し、「国民スポーツ大会ユニフォーム規程」に基づき、ユニフォームを着用しなければならない。
- (3) 2027年1月7日（木）までにチームのホーム用及びビジター用ユニフォームの写真データをCDで郵送又はEメールで、次の送付先へ提出すること。

##### 【送付先】

〒231-0005 神奈川県横浜市中区本町2丁目14

第81回国民スポーツ大会冬季大会アイスホッケー競技会実行委員会事務局

E-mail: kyogi-sports@pref.kanagawa.lg.jp

- (4) 監督以外にベンチに入ることができるコーチ等チームスタッフは、ドクター資格又はトレーナー資格を有するコーチを含め6人以内とする。
- (5) J. I. H. F. 2021～2022 発第312号〔通知〕に基づき、プレイヤーは、ユニフォームにタイダウンストラップを備え付けること。
- (6) J. I. H. F. 2021～2022 発第226号〔通達〕に基づき、1974年12月31日以降に生まれたプレイヤーは、単色透明・肌色・白色以外のマウスガードを着用すること。
- (7) 少年に参加するプレイヤーは、J. I. H. F. 2021～2022 発第226号〔通達〕に基づき、適切な保護具を着用すること。

#### 18 個人情報及び肖像権に関わる取扱い

日本スポーツ協会、実行委員会及び公益財団法人日本アイスホッケー連盟（以下「国スポ関係機関・団体」という。）は、参加申込等を通じて取得する個人情報及び肖像権の取扱いに関して、次のとおり対

応するものとする。

### (1) 個人情報の取扱い

#### ア 利用目的

大会参加申込として国民スポーツ大会参加申込システムへ登録された個人情報は、国スポ関係機関・団体において、参加資格の確認や競技組合せなどをはじめとする大会運営業務のために利用し、目的以外に利用しない。

#### イ 公表の範囲と方法

個人情報のうち、所属都道府県、氏名、性別、年齢、学校名、チーム名等、所属と個人を識別するために必要な情報については、次の方法等により公表することがある。

##### (ア) 競技会プログラムへの掲載

##### (イ) 競技会場内におけるアナウンス等による紹介

##### (ウ) 競技会場内外の掲示板等への掲載

##### (エ) 大会関連ホームページへの掲載

##### (オ) 報道機関への提供

#### ウ 競技結果（記録）等

競技結果（記録）については、上記イで定めた個人情報とともに、次の方法等により公表することがある。

##### (ア) 実行委員会が設置する記録本部を通じた公開

##### (イ) 国スポ関係機関・団体及び報道機関等による新聞・雑誌及び関連ホームページ等への掲載

##### (ウ) 国スポ関係機関・団体が作成する大会報告書等への掲載

##### (エ) 次回以降の競技会プログラムへの掲載【新記録、優勝及び上位入賞結果(記録)等】

### (2) 肖像権に関する取扱い

#### ア 写真

国スポ関係機関・団体又はこれらに認められた報道機関等によって撮影された写真が新聞・雑誌・報告書及び関連ホームページ等で公開されることがある。

#### イ 写真（写真撮影企業等）

国スポ関係機関・団体に認められた写真撮影企業等によって撮影された写真等が販売されることがある。なお、各競技会場における販売の有無等の詳細は、当該中央競技団体を中心に対応する。

#### ウ 映像

国スポ関係機関・団体又はこれらに認められた報道機関等によって撮影された映像が中継・録画放映及びインターネットによって配信されることがある。また、DVD等に編集され、販売・配布されることがある。

### (3) 対応

#### ア 承諾の確認

大会参加申込として国民スポーツ大会参加申込システムへ登録された時点で、上記取扱いに関する承諾を得たものとして対応する。なお、各競技会における取扱いに伴い、別途、当該中央競技団体等によって個別に承諾を確認することがある。

## イ 役員等

大会役員、競技役員、運営役員、その他各種委員や補助員、国スポ関係機関・団体と大会に関する契約をしている者及び大会運営関係者については、上記取扱いに関する承諾を得たものとして対応する。

## 19 都道府県大会及びブロック大会等

この大会の予選として、次のとおり都道府県大会（ブロック大会）を開催しなければならない。

- (1) 都道府県の主催団体は、必要に応じて日本スポーツ協会及び公益財団法人日本アイスホッケー連盟等関係団体と協議の上、本要項に基づき実施要項を作成する。なお、日本スポーツ協会及び公益財団法人日本アイスホッケー連盟は、その内容に不備がある場合、適宜指導を行うものとする。
- (2) 都道府県大会の実施にあたり、当該都道府県主催団体は、適正な手続きに則り決定した代表選手の選抜方法・選考基準について、予め関係者に周知徹底を図るものとする。
- (3) 参加者は、実施要項に基づき当該主催団体に申し込む。なお、1人1競技に限る。
- (4) ブロック大会の申込みは、原則として国民スポーツ大会参加申込システムにより行い、様式は、日本スポーツ協会及び当該主催団体が協議の上、作成する。なお、参加申込システムを使用しない場合の様式については、当該主催団体において別途作成する。
- (5) 都道府県大会の参加申込様式は、当該主催団体において作成する。
- (6) 参加料を徴収する場合の金額は、当該主催団体が中央競技団体と協議の上、定める。

## 20 国民スポーツ大会参加者傷害補償制度

日本スポーツ協会及び都道府県スポーツ協会は、国民スポーツ大会参加者に対する社会的責任体制を整えるとともに、大会参加者の相互扶助の精神に基づいた補償制度として大会参加者による国民スポーツ大会参加者補償制度を運営する。

- (1) 本制度の対象となる参加者は、ブロック大会及び本大会に参加する本制度給付規程に定められた選手、監督、選手団本部役員（顧問を含む。）、視察員並びにその他選手団役員とする。
- (2) 大会参加の都道府県スポーツ協会は、国民スポーツ大会参加者傷害補償制度の対象となる参加者数に応じた制度負担金（1人あたり1,000円）を日本スポーツ協会へ納入する。
- (3) 納入締切日及び納入先については、別途日本スポーツ協会から都道府県スポーツ協会へ通知する。

## 21 諸会議

### (1) 組合せ抽選会

ア 日時 2027年1月8日（金）14:00～

イ 場所 JAPAN SPORT OLYMPIC SQUARE

ウ 電話 03-5843-0375（公益財団法人日本アイスホッケー連盟）

### (2) 監督会議

ア 日時 2027年1月30日（土）15:00～

イ 場所 障害者スポーツセンター 横浜ラポール 大会議室

ウ 電話 045-475-2001

## 21 その他

- (1) 参加申込及び宿泊申込が定められた締切日までに行われない場合、又は参加負担金が定められた締切日までに納入されない場合は、この大会への参加を認めない。
- (2) 大会運営にあたり、選手・観客・大会関係者への安全を最優先に配慮し、気象状況・感染状況・交通状況・テロ行為等の各種災害に伴い、安全確保が見込めないと主催者が判断した場合は、主催者の指示に従うものとする。また、安全確保のために、参加申込システムに登録された以外の個人情報を取得する場合がある。取得した情報については、目的以外に利用しない。
- (3) その他の事項については、国民スポーツ大会開催基準要項及び同細則による。

# 第 81 回国民スポーツ大会冬季大会アイスホッケー競技会

## 参加選手・監督【 交代(変更)届 ・ 棄権届 】

※手続きにあたっては、次ページの留意事項を参照すること

※「交代(変更)届」又は「棄権届」のいずれかを○で囲むこと

### 1 参加申込者

競技名		種別		部・種目別	
参加申込者名					

### 2 交代(変更)・棄権の理由(該当する番号に○をつけ、症状や具体的な内容をチェック又は記述)

1. 体調不良のため(症状: _____)	
2. 怪我のため	
3. その他( _____ )	

### 3 交代(変更)者 ※棄権の場合は記入不要

フリガナ		生年月日	(西暦) 年 月 日 生 歳
氏 名			( 歳 )
連絡先 (TEL) ※1		連絡先 (メール) ※1	
所属区分 ※2		所属の所在地 ※3	
プログラム掲載用所属			
第79回大会参加 都道府県名		第80回大会参加 都道府県名	例外適用 ※4
中央競技団体の 有無	有 ・ 無	有の場合 登録番号等	
その他の必要事項(身長、体重、記録等)			
JSPO公認スポーツ指導者資格 ※監督交代の場合記入	資格名 登録番号	有効 期限	年 月

※1 交代(変更)者が監督の場合は、連絡先を記入。

※2 第81回大会(都道府県予選会、ブロック大会)所属都道府県について、次のいずれを選択して参加したかを記入。

成年種別 (ア. 居住地を示す現住所 イ. 勤務地 ウ. ふるさと)

少年種別 (ア. 居住地を示す現住所 イ. 学校教育法第1条に規定する学校の所在地 ウ. 勤務地 エ. 「JOC エリートアカデミーに係る選手の参加資格の特例措置」に定める小学校の所在地)

※3 所在地は、市区町村名まで記入。ふるさとを選択した場合には「卒業学校名」を記入。

※4 今回(第81回大会)と第80回大会(不出場の場合は第79回大会)の参加都道府県が異なる場合のみ記入。

(1. 新卒業者 2. 結婚又は離婚 3. ふるさと(成年) 4. 一家転住(少年) 5. JOC エリートアカデミー(少年) 6. 東日本大震災に係る特例措置 7. 令和6年能登半島地震に係る特例措置)

年 月 日

公益財団法人日本アイスホッケー連盟会長(代表者) 殿  
第81回国民スポーツ大会冬季大会当該開催県実行委員会会長 殿

\_\_\_\_\_  
スポーツ協会

\_\_\_\_\_  
会長(代表者)

\_\_\_\_\_  
協会・連盟

\_\_\_\_\_  
会長(代表者)

## 第 81 回国民スポーツ大会冬季大会アイスホッケー競技会 参加選手・監督交代（変更）・棄権手続きにあたっての留意事項

### 1 交代（変更）手続き

特別な事情で選手又は監督を交代（変更）する場合には、次の手続きを行うこと。ただし、交代（変更）を認めるか否かについては、当該中央競技団体の判断による。

- (1) 実施要項総則及び当該競技実施要項を参照し、交代（変更）する選手又は監督の参加資格を確認した上で、交代（変更）届に必要な事項を記入し、各競技が定める方法により提出すること。
- (2) 添付書類（診断書等）については、各競技の定めにより提出すること。
- (3) その他、競技により別に定める事項がある場合はそれに従うこと。

### 2 棄権手続き

参加申込締切後から競技初戦までの間において、特別な事情で選手が競技会を棄権する場合には、次の棄権手続きをとること。

- (1) 当該選手又は監督は、所属する都道府県連絡責任者へ連絡すること。連絡を受けた都道府県連絡責任者（※1）は、棄権届に必要な事項を記入し、当該競技会責任者（※2）、当該開催県実行委員会（※3）宛に提出すること。なお、原本は提出後必ず保管し、下記3に従い、後日、公益財団法人日本スポーツ協会へ提出すること。
- (2) 公益財団法人日本アイスホッケー連盟への診断書等の添付は不要。
- (3) その他、競技により別に定める事項がある場合にはそれに従うこと。

### 3 大会終了後の手続き

大会終了後、都道府県スポーツ協会並びに中央競技団体は、次の手続きを行うこと。

- (1) 都道府県スポーツ協会は、大会終了後通知される公益財団法人日本スポーツ協会の案内に従い、交代（変更）手続き後の参加申込情報の修正を行うこと。ただし、棄権手続きの場合、参加申込情報の修正は不要。
  - (2) 大会終了後2週間以内に、下記を公益財団法人日本スポーツ協会に提出すること。
    - ア 公益財団法人日本アイスホッケー連盟は、交代（変更）届（写し）及び棄権届（写し）
    - イ 都道府県スポーツ協会は、棄権届（写し）及び棄権届提出一覧
- ※1 都道府県選手団連絡責任者に関する情報は、公益財団法人日本スポーツ協会が大会開催前に各都道府県スポーツ協会に対し照会を行い、取りまとめの上、公益財団法人日本アイスホッケー連盟に通知する。
- ※2 競技会責任者及び指定連絡先は、公益財団法人日本スポーツ協会が大会開催前に公益財団法人日本アイスホッケー連盟に対し照会を行い、取りまとめの上、都道府県スポーツ協会に通知する。
- ※3 「1 交代（変更）届」と同様に「2 棄権届」についても、各競技が定める開催県実行委員会に提出すること。

### < 3 式典次第 >

#### 【第 81 回国民スポーツ大会冬季大会アイスホッケー競技会】

#### 開 始 式

期日 2027 年 1 月 31 日（日）

場所 KOSÉ 新横浜スケートセンター

	次第	時刻
1	開場	9:00
2	役員・選手団集合	9:15
3	オープニング	9:30
4	選手団入場（参加都道府県選手団紹介）	9:33
5	開式通告	9:43
6	競技会開始宣言	9:44
7	国旗儀礼	9:47
8	大会旗・日本スポーツ協会旗・実施競技団体旗儀礼	9:48
9	大会会長トロフィー返還	9:50
10	日本スポーツ協会あいさつ	9:51
11	スポーツ庁あいさつ	9:53
12	日本アイスホッケー連盟あいさつ	9:55
13	歓迎の言葉	9:57
14	選手代表宣誓	10:01
15	閉式通告	10:04
16	アトラクション	10:05
17	役員・選手団解散	10:15

## 【第81回国民スポーツ大会冬季大会アイスホッケー競技会】

### 表彰式

期日 2027年2月4日(木)

場所 KOSE 新横浜スケートセンター

	次第	時刻
1	開場	19:00
2	役員・選手団集合完了	19:15
3	開式通告	19:30
4	成績発表	19:31
5	アイスホッケー競技会表彰状 授与	19:41
6	アイスホッケー競技会大会会長トロフィー 授与	19:45
7	中央競技団体あいさつ	19:49
8	会場地あいさつ	19:51
9	国旗儀礼	19:54
10	競技会終了宣言	19:56
11	閉式通告	19:57
12	役員・選手団解散	19:58

## < 4 宿泊要項 >

### 1 趣旨

この要項は、第81回国民スポーツ大会冬季大会アイスホッケー競技会（以下「大会」という。）に参加する選手・監督、都道府県選手団本部役員、大会役員、競技会役員、競技役員、視察員及び報道員（以下「大会参加者」という。）の宿泊等に関して、必要な事項を定める。

### 2 方針

第81回国民スポーツ大会冬季大会アイスホッケー競技会実行委員会は、第81回国民スポーツ大会冬季大会アイスホッケー競技会配宿センター（以下「配宿センター」という。）を設置し、緊密な連携のもと、相互に十分な連絡調整を行うとともに、関係する機関及び団体の協力を得て、大会参加者の宿泊について万全を期する。

### 3 業務の実施

配宿センターは、競技団体、旅館組合等の関係団体、宿泊施設等と連絡調整の上、大会参加者の宿舎の選定、確保、配宿等に関する業務にあたりるとともに、これに関する紛議が生じた場合は、調停及びあっせんを行う。

### 4 宿舎の選定及び確保

宿舎の選定及び確保については、次により行うものとする。

- (1) 大会参加者の宿泊は、原則として会場地市内の宿泊施設（旅館業法（昭和23年法律第138号）の許可を受けて営業を行う旅館・ホテル及び簡易宿所をいう。以下同じ。）を利用する。
- (2) 風紀、衛生及び防災上支障があると認められる宿泊施設は利用しない。

### 5 配宿

大会参加者の配宿にあたっては、配宿センターが次の事項に留意して行うものとする。

- (1) 選手・監督の宿舎は、新横浜駅周辺を基本とし、かつ、大会運営に係る競技会役員及び競技役員（審判員等）とは別の宿泊施設にする。
- (2) 競技会役員及び競技役員については、できる限り同一、又は近隣の宿舎に配宿する。
- (3) 1人の宿舎に要する広さは、3.3㎡（2畳）以上とする。

### 6 宿泊料金等

大会参加者の宿泊料金等は次のとおりとする。

#### (1) 宿泊及び素泊まり

ア 宿泊とは、入宿日の15時から、出発日の10時までの客室の使用をいうものとし、原則として1泊朝食、少年チームは1泊2食とする。

イ 素泊まりとは、食事を伴わない宿泊をいうものとする。

#### (2) 宿泊料金

宿泊料金は次の料金の範囲内とする。

区分	消費税	宿泊料金		
		1泊2食	1泊朝食	素泊まり
営業 宿泊 施設	税抜	10,000円～24,500円	8,000円～21,500円	7,000円～20,500円
	10%	11,000円～26,950円	8,800円～23,650円	7,700円～22,550円

※1 1泊2食の宿泊料金は、500円刻みとする。

※2 通常のサービス・奉仕料及び冷暖房料を含む。

(3) 入湯税

入湯税については外税とし、宿泊料金とは別に支払うものとする。

(4) 欠食控除

欠食控除の適用は、朝食、夕食ともに前々日の12時前までに申し出た場合に限る。

ただし、競技の進行状況によりやむを得ず夕食の欠食を申し出る場合は、宿泊責任者（宿泊申込代表者が宿泊者の中から定めた者。以下同じ。）が宿舎と協議して決定する。

ア 夕食を欠食した場合の宿泊料金

当該施設の宿泊料金から3,000円を引いた額とする。

イ 朝食を欠食した場合の宿泊料金

当該施設の宿泊料金から1,000円を引いた額とする。

区分	消費税	宿泊料金	
		夕食を欠食した場合	朝食を欠食した場合
営業 宿泊 施設	税抜	8,000円～21,500円	7,000円～22,500円
	10%	8,800円～23,650円	7,700円～24,805円

(5) 休憩料金

入宿日の15時以前及び出発日の10時以降に客室を利用する場合の休憩料金は、各宿舎の規定に基づくものとする。

(6) 入浴料

宿泊者が宿舎からの要請により公衆浴場等を利用した時の入浴料は、当該宿舎の負担とする。

(7) 宿泊料金等の精算

宿泊料金等は、原則として各都道府県スポーツ協会が、配宿センターに対して入宿前に事前振込することとし、宿泊責任者が、各宿舎において宿泊者数の確認を行った上で、大会終了後に必要に応じて、配宿センターから各都道府県スポーツ協会に差額を精算するものとする。

なお、振込手数料については、振込者が負担するものとする。

(8) 宿泊取消料

ア 大会参加の取消しや競技敗退等、やむを得ない理由により宿泊を取り消した場合の宿泊取消料

は次のとおりとする。

宿泊取消の申出区分	宿泊取消料	備考
宿泊日の11日前まで	無料	素泊まり又は欠食で申し込んだ場合は、その料金（税抜）を宿泊料金とする。
宿泊日の10日前から 6日前まで	宿泊料の20%	
宿泊日の5日前から 前日まで	宿泊料の30%	
宿泊日の当日	宿泊料の100%	

※1 宿泊期間において、全部及び一部の宿泊日を取り消した場合は、それぞれの取消した宿泊日ごとに、上記に基づく取消料がかかる。

※2 荒天等による交通機関の不通で、宿舎への到着が困難な場合は、宿舎と協議して取消料を決定する。

イ 災害その他の事由（地震、風水害、感染症等）により、競技会（種目・種別）が中止となった場合は、入宿前後にかかわらず、上記アの例によるものとする。

なお、この規定は、大会参加者すべてに適用するものとする。

ウ 宿泊申込み後、変更・取消しの申出がないまま宿泊をしなかった場合の取消料は、上記ア、イの定めにかかわらず、宿泊料金（税抜）の全額とする。

エ アからウまでの宿泊取消料には、消費税に相当する金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）を加算するものとする。

オ 宿泊取消料は、宿泊責任者又は本人が配宿センターの指定する方法により支払うものとする。また、宿泊責任者又は本人が宿泊料金を支払うことができない場合は、宿泊申込代表者が最終責任を負う。

#### (9) 宿泊料金等の適用期間

宿泊料金等の適用期間は、2027年1月29日（金）15時から2027年2月5日（金）10時までとする。

## 7 宿泊の申込み

(1) 宿泊の申込みは、別に定める宿泊業務実施要領（仮称。以下「実施要領」という。）により、宿泊申込代表者がインターネットを利用して配宿センターに行くものとする。ただし、インターネットシステムの異常等により、インターネットによる申込みが困難な場合は、宿泊申込書に必要事項を記入のうえ、ファクシミリまたは郵便により行うことを認めるものとする。

なお、効力の発生は、インターネットについては受信時、ファクシミリ等では到達した日時とする。

(2) 選手・監督、都道府県選手団本部役員にあつては、第81回国民スポーツ大会冬季大会アイスホッケー競技会実施要項（以下「大会実施要項」という。）に定める人員を超える宿泊申込みは認めない。

- (3) インターネット等による宿泊申込みは、実施要領に定める申込期限までに行うものとする。
- (4) 選手・監督及び都道府県選手団本部役員について、申込期限までに宿泊申込みがなかった場合は、大会実施要項の定めにより、大会への参加を認めない。
- (5) 選手・監督について、競技敗退日の翌日以降の宿泊取消しにより不要となる客室が発生しない配宿を可能な限り行うため、勝ち残り数のみの宿泊確保を行う。なお、競技敗退日の翌日以降の客室は確保しない。

## 8 宿泊の変更及び取消し

- (1) 大会参加者の宿舍決定後の宿泊取消しについては、限られた宿泊施設を有効活用して配宿を行うことから、大会への参加取消し等の特別な事情のない限り認めない。なお、不適切な対応が発生した場合は、日本スポーツ協会国民スポーツ大会委員会において報告する。
- (2) 入宿前の変更及び取消しについては、実施要領の様式により、宿泊申込代表者がインターネットを利用して速やかに配宿センターに行くものとする。  
ただし、インターネットシステムの異常等により、インターネットによる変更や取消しが困難な場合は、ファクシミリや郵便により行うものとし、この場合にあっても、速やかに配宿センターへ連絡するものとする。  
なお、その効力の発生は、インターネットについては受信時、ファクシミリ等では到着した日時とする。
- (3) 入宿後にあつては、宿泊責任者が、直接当該宿舍へ速やかに申し出るものとし、その効力の発生は、当該申出のあった日時とする。
- (4) 配宿センターが指定する宿舍の変更は、原則として認めない。任意に変更したことによって生じたすべての損失は、任意に変更した者がその責任を負う。

## 9 食事

- (1) 大会参加者（特に選手）に提供する食事は、安全・安心かつ選手等が最良のコンディションで活躍できるよう、栄養面や衛生面を考慮する。また、食材については、大会期間中に入手しやすく、かつ食事料金も考慮の上、利用可能なものを使用する。
- (2) 昼食については、原則として自由調達とするが、あっせんを希望する場合は、配宿センターが定める弁当申込方法により申込みものとする。  
なお、昼食（弁当）料金は次のとおりとする。

区分	消費税	料金	備考
昼食	税抜	1,600円以内	お茶を含む
	8%	1,728円以内	

## 10 アイスホッケー競技の用具保管場所

アイスホッケー競技の用具は、宿舍等の指示に従い、客室または指定された場所に保管するものとする。

## 11 その他

- (1) この要項に定めるもののほか、宿泊業務の実施に関して必要な事項は、別に定めるものとする。
- (2) 宿泊料金、昼食弁当料金ともに、消費税及び地方消費税の税率に変更があった場合は、変更後の税率を適用する。

## < 5 輸送交通要項 >

### 1 趣旨

この要項は、第81回国民スポーツ大会冬季大会アイスホッケー競技会（以下「大会」という。）に参加する選手・監督、都道府県選手団本部役員、大会役員、競技会役員、競技役員、視察員、報道員（以下「大会参加者」という。）及び一般観覧者の輸送・交通に関して必要な事項を定める。

### 2 基本方針

第81回国民スポーツ大会冬季大会アイスホッケー競技会実行委員会（以下「実行委員会」という。）は、関係機関及び関係団体等（以下「関係機関等」という。）の協力を得て、大会参加者の安全・確実かつ円滑な輸送を行う。ただし、神奈川県内の道路事情及び鉄道交通網の整備状況を考慮し、一般観覧者の輸送対策は原則として行なわない。

### 3 輸送方法

#### (1) 大会参加者の輸送

##### ア 全国輸送

全国から来県する大会参加者の集合及び解散については、自由集合・自由解散とし、必要に応じて関係機関等の協力を得て、円滑な輸送の確保を図る。ただし、自動車での大会参加は神奈川県内の道路事情等を考慮し、原則として認めないものとする。やむを得ず自動車を利用する場合は、実行委員会にその理由を申し出るものとする。

##### イ 開始式・表彰式の輸送

開始式、表彰式における大会参加者の輸送については、原則として公共交通機関及び計画輸送とし、実行委員会が関係機関等の協力を得て実施する。

##### ウ 競技会場の輸送

競技会場における大会参加者の輸送については、原則として公共交通機関及び計画輸送とし、実行委員会が関係機関等の協力を得て実施する。

また、選手等の防具に関しては、宿舎等からの距離に応じて輸送トラックによる運搬を実施する。

##### エ 各種会議の輸送

各種会議における大会参加者の輸送については、原則として自由集合及び自由解散とする。

#### (2) 一般観覧者の輸送

原則として、公共交通機関の利用により行う。

#### (3) その他

鉄道・路線バス等の公共交通機関を利用する場合は、大会参加者及び一般観覧者が所定の料金を支払う。

### 4 交通安全対策

実行委員会は、大会期間中における交通安全の確保と交通混雑の緩和を図るため、関係機関等はもと

より、広く県民に協力を求め、実情に応じて適切な対策を講じる。

#### 5 その他

この要項に定めるもののほか、輸送・交通に関して必要な事項は、実行委員会が別に定める。

## < 6 医療救護要項 >

### 1 趣旨

この要項は、第81回国民スポーツ大会冬季大会アイスホッケー競技会（以下「大会」という。）における医療救護に関して、必要な事項を定める。

### 2 基本方針

第81回国民スポーツ大会冬季大会アイスホッケー競技会実行委員会（以下「実行委員会」という。）は、医療機関、関係団体等の協力を得て、医療救護を実施する。

### 3 医療救護対策

#### (1) 救護本部及び救護所の設置

ア 医療救護業務を統括するために救護本部を設置する。

イ 開始式・表彰式会場には、必要に応じて救護所を設置する。

ウ 各競技会場には、大会期間中、救護所を設置する。

エ 救護所は、医師、歯科医師、看護師、保健師、事務職員、アスレティックトレーナー等により必要に応じた編成を行う。

オ 救護所では、応急処置を行い、状況に応じて医療機関に移送する。

#### (2) 医薬品の配備等

救護所には、応急処置の万全を期すため、医薬品、医療器具、AED（自動体外式除細動器）、その他必要物品を配備する。なお、ドーピング禁止物質を含有する医薬品は配備しない。

#### (3) 宿舎における医療救護

ア 宿泊する旅館・ホテル等で負傷や発症し、医療機関で受診する場合は、宿舎に申し出た上、監督又は引率責任者若しくは関係者が医療機関へ連絡すること。

イ 練習中等で救護関係者がいない場所で負傷や発病した場合は、競技会場等の係員に申し出ること。

### 4 医療費の負担

救護所及び救急自動車等において要した経費を除き、医療費は全て受診者が負担する。

### 5 その他

この要項に定めるもののほか、医療救護の実施に関して必要な事項は、別に定める。

## < 7 国民スポーツ大会天皇杯・皇后杯授与規程 >

第1条 国民スポーツ大会開催基準要項第11項に基づき、天皇杯は、男女総合成績第1位の都道府県、皇后杯は、女子総合成績第1位の都道府県に授与する。

2 第1位が2都道府県以上の場合は、当該都道府県で共有する。

第2条 天皇杯及び皇后杯は、総合閉会式に授与し、次回の総合開会式において返還する。

第3条 天皇杯又は皇后杯を授与された都道府県は、次の各項の義務を有する。

- (1) 信託会社又は確実な金庫に保管する。
- (2) 破損、紛失等の場合は、当該都道府県の責任とする。
- (3) 公益財団法人日本スポーツ協会が優勝都道府県名刻印のため又はその他の必要により一時返還を求めた場合は、これに応じなければならない。

第4条 本規程の改廃は、国民スポーツ大会委員会の決議を経て行う。

附則 本規程は、昭和41年4月1日制定

昭和45年1月22日一部改定

昭和48年7月10日一部改定

昭和54年5月9日一部改定

平成17年6月16日一部改定

平成22年3月17日一部改定

本規程は、公益財団法人日本体育協会の設立の登記の日(平成23年4月1日)から施行する。

平成30年4月1日一部改定

令和6年1月1日一部改定

## ＜ 8 国民スポーツ大会会長トロフィー授与規程＞

第1条 国民スポーツ大会開催基準要項第11項に基づき、国民スポーツ大会会長トロフィー（以下「大会会長トロフィー」という。）は、正式競技別男女総合成績第1位の都道府県に授与する。

2 第1位が2都道府県以上の場合は、当該都道府県で共有する。

第2条 大会会長トロフィーは、競技会表彰式に授与し、次回競技会において返還する。

第3条 大会会長トロフィーを授与された都道府県は、次の各項の義務を有する。

- (1) 責任をもって保管する。
- (2) 破損、紛失等の場合は当該都道府県の責任とする。
- (3) 優勝の刻印を次回大会までに行なうものとする。ただし、第1条第2項の場合は、当該都道府県で協議して決めるものとする。
- (4) 公益財団法人日本スポーツ協会が必要により一時返還を求めた場合は、これに応じなければならない。

第4条 本規程の改廃は、国民スポーツ大会委員会の決議を経て行う。

附則 本規程は、昭和41年4月1日制定

昭和45年1月22日一部改定

昭和48年7月10日一部改定

昭和54年5月9日一部改定

平成17年6月16日一部改定

本規程は、公益財団法人日本体育協会の設立の登記の日（平成23年4月1日）から施行する。

平成30年4月1日一部改定

令和6年1月1日一部改定

< 9 関係団体事務局一覧表 >

団体名	所在地	TEL
		FAX
公益財団法人日本スポーツ協会 国スポ推進部国スポ課	〒160-0013 東京都新宿区霞ヶ丘町4番2号 JAPAN SPORT OLYMPIC SQUARE 内	03-6910-5808
		03-6910-5820
スポーツ庁競技スポーツ課	〒100-8959 東京都千代田区霞が関3丁目2番2号	03-6734-2999
		03-6734-3793
公益財団法人 日本アイスホッケー連盟	〒160-0013 東京都新宿区霞ヶ丘町4番2号 JAPAN SPORT OLYMPIC SQUARE 内	03-5843-0375
		03-5843-0376
公益財団法人 神奈川県スポーツ協会	〒221-0855 横浜市神奈川区三ツ沢西町3-1	045-311-0653
		045-311-0637
神奈川県アイスホッケー連盟	〒222-0033 神奈川県横浜市港北区新横浜2-11 スケートショップ ウエスト 内	045-471-1408 TEL/FAX共通
第81回国民スポーツ大会冬季大会 アイスホッケー競技会実行委員会 事務局	231-0005 神奈川県横浜市中区本町2丁目14 大同生命横浜ビル10階 神奈川県文化スポーツ観光局スポーツ課 内	045-285-0797
		045-662-5557

第 81 回国民スポーツ大会冬季大会アイスホッケー競技会  
公式ポスター図案

JAPAN GAMES

氷上の熱い戦い、  
みんなで応援して盛り上げよう!

冬の国スポ2027  
\* KANAGAWA YOKOHAMA \*

君には見えるか!?  
毎分150kmの氷球!!

第81回 国民スポーツ大会冬季大会 アイスホッケー競技会  
2027年1月31日(日)～2月4日(木) 入場無料  
[会場] KOSÉ新横浜スケートセンター 横浜銀行アイスアリーナ

主催：公益財団法人日本スポーツ協会 / 文部科学省 / 神奈川県 / 公益財団法人日本アイスホッケー連盟 / 横浜市  
第81回 国民スポーツ大会冬季大会 アイスホッケー競技会  
実行委員会事務局  
(神奈川県文化スポーツ観光局スポーツ課競技スポーツグループ)  
TEL.045-285-0797

お問い合わせ

国スポチャンネル  
全準拠スポーツの競技を  
ライブ配信  
見逃し配信も別途有料で  
視聴いただけます

国スポチャンネル  
QRコード

国スポチャンネル  
QRコード



# 第81回国民スポーツ大会冬季大会 スキー競技会

## 実施要項



白銀の 世界で輝く 夢・絆

公益財団法人日本スポーツ協会  
文 部 科 学 省  
岩 手 県  
公益財団法人全日本スキー・スノーボード連盟  
八 幡 平 市

## 目 次

1	競技会日程と会場一覧	1
2	スキー競技実施要項	2
	※ 交代(変更)届・棄権届	20
3	式典次第	22
4	宿泊要項	24
5	輸送交通要項	27
6	医療救護要項	29
7	国民スポーツ大会天皇杯・皇后杯授与規程	30
8	国民スポーツ大会会長トロフィー授与規程	31
9	関係団体事務局一覧	32

# 1 競技会日程と会場一覧

## 1 スキー競技会

会場地	式典・競技	日 程				会 場	所 在 地
		2027年2月					
		18 日 (木)	19 日 (金)	20 日 (土)	21 日 (日)		
盛岡市	開 始 式	◎				盛岡市民文化ホール 大ホール	盛岡市盛岡駅西通2丁目9-1
八幡平市	表 彰 式				◎	安代地区体育館	八幡平市叭田 70
	ジャイアントスラローム		○	○	○	安比高原スキー場	八幡平市安比高原
	スペシャルジャンプ	◇	○			矢神飛躍台	八幡平市矢神地内
	コンバインド	◇ ◆		○			
	クロスカントリー			○		田山クロスカントリーコース	八幡平市馬場下タ 46-1
クロスカントリー		○	○	○			

(凡例) ◎開始式・表彰式 ○競技日 ◇公式練習日 ◆予備ラウンド

## 2 全国会議

会 議 名	開催方法	日 程
全国代表者会議	別途通知	別途通知
全国報道員会議		

## 3 監督会議

会 議 名	日 時	会 場	所在地
ジャイアントスラローム	2027年2月17日(水) 14:30	ANA ホテル・インリゾート 安比高原 ヒルズ 1F ルビナス	八幡平市安比高原
スペシャルジャンプ コンバインド	2027年2月17日(水) 14:30	田山スキー場 スキーセンター 2F	八幡平市矢神 8-1
クロスカントリー	2027年2月17日(水) 14:30	田山体育館	八幡平市田中下タ 78

## 2 スキー競技実施要項

### 1 開催の趣旨

国民スポーツ大会は、広く国民の間にスポーツを普及し、スポーツ精神を高揚して国民の健康増進と体力の向上を図り、併せて地方スポーツの推進と地方文化の発展に寄与するとともに、国民生活を明るく豊かにしようとするスポーツの祭典である。

岩手県で開催する第81回国民スポーツ大会冬季大会スキー競技会「いわて八幡平雪ゆめ国スポ」は、「白銀の 世界で輝く 夢・絆」のスローガンに、県民が「する」「みる」「ささえる」といった様々な形で大会に参画し、スポーツの楽しみや喜びを得ることにより「県民誰もが健やかで輝く岩手の創造」の実現に寄与することを旨すとともに、本県で開催した「希望郷いわて国体・希望郷いわて大会」及び「いわて八幡平白銀国体」のレガシーを最大限活用し、復興の姿や本県の魅力を全国に発信する大会を目指して開催する。

**2 実施種目** ジャイアントスラローム、スペシャルジャンプ、コンバインド、クロスカントリー

**3 期 間** 2027年2月18日(木)～2月21日(日) (4日間)

**4 開催地** 岩手県八幡平市

### 5 日程及び会場

期日	時間	会議・式典・競技	会場
2月17日(水)	14:30	監督会議 ジャイアントスラローム  スペシャルジャンプ・コンバインド クロスカントリー	ANA ホテル・インリゾート 安比高原 ヒルズ 1F ルナス 田山スキー場スキーセンター2F 田山体育館
第1日目 2月18日(木)	9:00   14:00	スペシャルジャンプ 公式練習 (HS=87m) コンバインド公式練習 (HS=87m) コンバインド予備ラウンド (HS=87m) 開始式	矢神飛躍台   盛岡市民文化ホール 大ホール
第2日目 2月19日(金)	9:00  9:00  10:00	ジャイアントスラローム 成年女子A、成年男子B、成年男子A スペシャルジャンプ (HS=87m) 少年男子、成年男子B・A クロスカントリー (クラシカル) 少年男子、成年男子A・B	安比高原スキー場  矢神飛躍台  田山クロスカントリーコース
第3日目 2月20日(土)	9:00  9:00  10:00  14:00	ジャイアントスラローム 成年男子C、成年女子B、少年女子 コンバインドジャンプ (HS=87m) 成年男子B、少年男子、成年男子A クロスカントリー (クラシカル) 成年男子C、少年女子、成年女子A・B コンバインドクロスカントリー (フリー) 成年男子B、少年男子、成年男子A	安比高原スキー場  矢神飛躍台  田山クロスカントリーコース  田山クロスカントリーコース
第4日目 2月21日(日)	9:00  9:30  11:00  11:10  16:00	ジャイアントスラローム 少年男子 リレー (フリー) 女子 リレー (フリー) 成年男子 リレー (フリー) 少年男子 表彰式	安比高原スキー場  田山クロスカントリーコース    安代地区体育館

## 6 種目・種別（部）及び参加人数

各都道府県は、監督3名・選手72名（成年40名以内、少年32名以内）計75名以内で編成し、種目・種別（部）・参加者数の上限は下表のとおりとする。ただし、参加者の合計が1,660名を超える場合は、公益財団法人全日本スキー・スノーボード連盟（以下「SAJ」という。）で制限する。

なお、補欠は認めない。

種目	種別（部）	成年男子			少年男子	成年女子		少年女子
		A	B	C		A	B	
ジャイアントスラローム		3	3	3	6	3	2	4
クロスカントリー		3	3	3	6	3	2	4
スペシャルジャンプ		3	3		6			
コンバインド		3	3		6			
リレー		6名（4名×10kmF）			同左	6名（4名×5kmF）		

[注1] クロスカントリー競技（クラシカル）の距離は、成年男子A・B及び少年男子は10km、成年男子C・成年女子A・B及び少年女子は5kmとする。

[注2] コンバインド競技クロスカントリー（フリー）の距離は、成年男子A及び少年男子は10km、成年男子Bは5kmとする。

[注3] リレー競技（フリー）は6名（走者4名）以内をエントリーできる。ただし、女子は走者4名のうち2名以上を少年とし、一走及び二走は少年とする。

[注4] リレー競技へのエントリー者は、各種別（部）のノルディック種目のエントリー者のみとする。ただし、これが不可能な場合は、アルペン種目のエントリー者を加えることができるが、この場合は、全国代表者会議の前に開催される組織委員会までに文書をもって届け出なければならない。

## 7 競技上の規定及び競技方法

- (1) 都道府県対抗とする。
- (2) 競技方法は、SAJ 競技規則最新版及びSAJが定めた国スポ競技の特別規則による。

## 8 抽選

抽選は、予備抽選（都道府県抽選）を2026年11月〔第1回組織委員会時〕に、本抽選（スタート抽選）を2027年1月29日（金）〔第2回組織委員会時〕に行う。

## 9 ドーピング検査の実施

大会におけるアンチ・ドーピング活動（ドーピング検査及びアンチ・ドーピング教育・啓発活動）は、公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構が定める「日本アンチ・ドーピング規程」及び別に定める「国民スポーツ大会アンチ・ドーピング活動に関するガイドライン」に基づき実施する。

なお、治療の目的で禁止物質・禁止方法を用いる必要がある場合は、事前に「治療目的使用特例（TUE）の手続きを行うこと。

各都道府県の代表選手は、大会期間中は常に「国民スポーツ大会ドーピング検査同意書」を所持しなければならない。選手が18歳未満の場合、本人の署名及び親権者の署名がある同意書を所持すること。

## 10 参加資格、所属都道府県及び選手の年齢基準

選手及び監督の参加資格、所属都道府県及び選手の年齢基準は、次のとおりとする。

なお、参加資格については、「第 81 回国民スポーツ大会参加資格、所属都道府県及び年齢基準等の解釈・説明」を併せて確認すること。

【公益財団法人日本スポーツ協会ホームページ <https://www.japan-sports.or.jp/>】

### (1) 参加資格

ア 日本国籍を有する者であることとするが、選手及び監督のうち、次の者については、日本国籍を有しない者であっても、大会に参加することができる。

(ア) 「出入国管理及び難民認定法」に定める在留資格のうち「永住者」（「日本国との平和条約に基づき日本国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法」に定める「特別永住者」を含む。）

(イ) 少年種別年齢域に該当し、次の要件をいずれも満たす者

a 「学校教育法」第 1 条に規定する学校に在籍する学生又は生徒で、「13 参加申込方法」で定めた参加申込締切時【2027 年 1 月 22 日(金)】に 1 年以上在籍していること。

b 「出入国管理及び難民認定法」に定める在留資格のうち、「留学」又は「家族滞在」又は「定住者」に該当していること。

(ウ) 成年種別年齢域に該当し、次の要件をいずれも満たす者

a 少年種別年齢域にあった時点において、前号(イ)に該当していた者であること。

b 「出入国管理及び難民認定法」に定める在留資格のうち、大会参加時から終了時まで「留学」に該当しないこと。

[注] 上記(ウ) b について、大学及び専修学校等に在籍する成年種別の年齢域に該当する者は、「出入国管理及び難民認定法」に定める「留学」以外の在留資格を有する場合も「留学」と同等に扱う。

イ 選手及び監督は、所属都道府県のスキー連盟会長（代表者）とスポーツ協会会長（代表者）が代表として認め選抜した者であること。

ウ 第 79 回又は第 80 回大会（都道府県大会及びブロック大会を含む。）において選手又は監督として参加した者は、次の場合を除き、第 79 回又は第 80 回大会と異なる都道府県から参加することはできない。

(ア) 成年種別

a 「学校教育法」第 1 条に規定する学校を卒業した者

b 結婚又は離婚に係る者

[注] a 及び b は当該要件発生後、初めて参加するものに限る。

c ふるさと選手制度を活用する者（別記 1 「国民スポーツ大会ふるさと選手制度」による。）

d 東日本大震災に係る参加資格特別措置を活用する者（別記 4 「東日本大震災に係る選手及び監督の国民スポーツ大会参加資格の特例措置」による。）

e 能登半島地震に係る参加資格特例措置を活用する者（別記 5 「令和 6 年能登半島地震に係る選手及び監督の国民スポーツ大会参加資格の特例措置」による。）

(イ) 少年種別

a 「学校教育法」第 1 条に規定する学校を卒業した者

b 結婚又は離婚に係る者

c 一家転住に係る者（別記 2 「『一家転住等』に伴う特例措置」による。）

[注] a から c は当該要件発生後、初めて参加するものに限る。

d 東日本大震災に係る参加資格特別措置を活用する者（別記 4 「東日本大震災に係る選手及び監督の国民スポーツ大会参加資格の特例措置」による。）

e 能登半島地震に係る参加資格特例措置を活用する者（別記 5 「令和 6 年能登半島地震に係る選手及び監督の国民スポーツ大会参加資格の特例措置」による。）

エ 選手と監督の兼任は、同一種別内に限る。  
オ 選手及び監督は、回数を同じくする大会において、冬季大会及び本大会にそれぞれ1競技に限り参加できる。

カ 選手及び監督は、回数を同じくする大会において、異なる都道府県から参加することはできない。

キ 選手、監督並びに本部役員帯同のスポーツドクター及びアスレティックトレーナーは、競技毎に設定された参加申込締切前の1年以内から同参加申込締切日までに公益財団法人日本スポーツ協会（以下「JSP0」という。）が指定するアンチ・ドーピング教育を受講し、「国スポ本線出場前のアンチ・ドーピング教育履歴」に記載した者であること。

ク 上記のほか、選手については次のとおりとする。

(ア) 都道府県大会に参加し、これに通過した者であること。

(イ) 健康診断を受け、競技会への参加に支障がない者であること。

(ウ) ドーピング検査対象に選定された場合には、検査を受けなければならない。

ケ 上記のほか、監督については日本スポーツ協会公認スポーツ指導者制度に基づく公認スキー・スノーボードコーチ1、公認スキー・スノーボードコーチ2、公認スキー・スノーボードコーチ3、公認スキー・スノーボードコーチ4、公認スキー教師、公認スキー上級教師のいずれかの資格を有する者であること。

## (2) 所属都道府県

所属都道府県は、次のいずれかが属する都道府県から選択することができる。

### ア 成年種別

(ア) 居住地を示す現住所

(イ) 勤務地

(ウ) ふるさと（別記1「国民スポーツ大会ふるさと選手制度」による。）

### イ 少年種別

(ア) 居住地を示す現住所

(イ) 「学校教育法」第1条に規定する学校の所在地（以下「学校所在地」という。）

(ウ) 勤務地

[注] 「居住地を示す現住所」、「勤務地」、「学校所在地」のいずれかから参加する場合は、原則として、当該大会開催年4月30日（冬季大会はこの前年同日）から大会終了時（冬季大会は当該大会開催前年の10月31日）まで、引き続き当該地に、それぞれ居住、勤務又は通学していなければならない。ただし、次の者はこの限りではない。

[成年種別]

a 別記3「トップアスリートの国民スポーツ大会参加資格の特例措置」の適用を受ける者

b 別記4「東日本大震災に係る選手及び監督の国民スポーツ大会参加資格の特例措置」の適用を受ける者

c 別記5「令和6年能登半島地震に係る選手及び監督の国民スポーツ大会参加資格の特例措置」の適用を受ける者

[少年種別]

a 別記2「『一家転住等』に伴う特例措置」の適用を受ける者

b 別記3「トップアスリートの国民スポーツ大会参加資格の特例措置」の適用を受ける者

c 別記4「東日本大震災に係る選手及び監督の国民スポーツ大会参加資格の特例措置」の適用を受ける者

d 別記5「令和6年能登半島地震に係る選手及び監督の国民スポーツ大会参加資格の特例措置」の適用を受ける者

## (3) 選手の年齢基準

### ア 成年男子

(ア) A（18歳以上26歳未満）

2000年4月2日から2008年4月1日までに生まれた者

(イ) B (26 歳以上 34 歳未満)  
1992 年 4 月 2 日から 2000 年 4 月 1 日までに生まれた者

(ウ) C (34 歳以上)  
1992 年 4 月 1 日以前に生まれた者  
ただし、スペシャルジャンプ及びコンバインドについては、成年男子 A は 27 歳未満 (1999 年 4 月 2 日以降に生まれた者)、成年男子 B は 27 歳以上 (1999 年 4 月 1 日以前に生まれた者) とする。

イ 成年女子

(ア) A (18 歳以上 24 歳未満)  
2002 年 4 月 2 日から 2008 年 4 月 1 日までに生まれた者

(イ) B (24 歳以上)  
2002 年 4 月 1 日以前に生まれた者

ウ 少年男子及び少年女子

2008 年 4 月 2 日から 2012 年 4 月 1 日までに生まれた者

(4) 前記の各事項に疑義のあるときは、JSP0 及び SAJ 並びに組織委員会が調査・審議の上、JSP0 がその可否を決定する。

## 別記1【国民スポーツ大会ふるさと選手制度】

- 1 成年種別年齢域の選手は、国民スポーツ大会開催基準要項細則第3項〔国民スポーツ大会開催基準要項第8項第1号及び第10項第4号（参加資格及び年齢基準等）〕に基づき、下記のいずれかを拠点とした都道府県から参加することができる。
  - (1) 居住地を示す現住所
  - (2) 勤務地
  - (3) ふるさと
- 2 「ふるさと」とは、卒業小学校、卒業中学校又は卒業高等学校のいずれかの所在地が属する都道府県とする。ただし、JOCエリートアカデミーに係る選手については、別に定める「JOCエリートアカデミーに係る選手の参加資格の特例措置」の第3項により取り扱うものとする。
- 3 我が国の競技力向上を支援する観点より、日本国籍を有する者及び「永住者」については、日本における滞在期間に関わらず、本制度を活用できるものとする。ただし、「日本国籍を有する者及び『永住者』」に該当しない者であっても、当該大会開催年の4月30日（冬季大会は当該大会開催前年の4月30日）以前から本大会終了時（冬季大会は当該大会開催前年の10月31日）まで継続的に日本に滞在している場合は、本制度を活用できるものとする。なお、やむを得ない事情により、一時的に日本を離れる場合は、総日数の半数を超えて日本に滞在していること。
- 4 「ふるさと選手制度」を活用し参加を希望する選手は、予め所定の方法により「ふるさと」を登録しなければならない。なお、一度登録した「ふるさと」は、変更できないものとする。
- 5 「ふるさと」から参加する選手は、国民スポーツ大会開催基準要項細則第3項-(1)-1)-③（国内移動選手の制限）に抵触しないものとする。
- 6 ふるさと選手制度の活用については、原則として、1回につき2年以上連続とし、利用できる回数は2回までとする。
- 7 参加都道府県は、「ふるさと選手」を所定の様式、方法により、当該大会実施要項で定めた参加申込締切期日までに、日本スポーツ協会宛に提出する。

## 別記2【『一家転住等』に伴う特例措置】

### 転校への特例

- 1 次の内容をすべて満たすことにより、国内移動選手の制限（国民スポーツ大会開催基準要項細則第3項-(1)-1) -③（国内移動選手の制限）に抵触しないものとする。
  - (1) この特例の対象は、少年種別年齢域への参加者に限る。
  - (2) 本特例を受けることができるのは、一家転住等やむを得ない理由に限ることとする。

なお、「一家転住等」とは概ね次のことを言う。

    - ア 親の転勤による一家の転居
    - イ 親の結婚、離婚による一家の転居
    - ウ 上記以外に、やむを得ない理由による一家の転居
  - (3) 転居した時点に応じて、以下の手続きを終了していること。
    - ア 本特例を受けようとする参加者は、下記2(1)の場合は転居元、下記2(2)の場合は転居先が属する都道府県スポーツ協会及び都道府県競技団体に対し、その旨報告すること。
    - イ 報告を受けた都道府県スポーツ協会及び都道府県競技団体は、下記2(1)の場合は転居先、下記2(2)の場合は転居元が属する都道府県スポーツ協会及び都道府県競技団体に対し、その旨を報告し了承を得ること。
- 2 本特例を受ける当該大会において、参加することができる都道府県は以下のとおりとする。
  - (1) 転居した時点において、以下に該当する場合は転居元が属する都道府県から参加することができる。
    - ア 転居先が属する都道府県の代表が既に決定している場合
    - イ 当該参加者が、転居元が属する都道府県の代表として既に決定している場合
    - ウ 当該参加者が、転居元が属する都道府県の代表選考過程にある場合
  - (2) 転居した時点において、転居元が属する都道府県で当該大会における都道府県代表の選考が開始されていない場合は転居先が属する都道府県から参加することができる。

### 別記3【トップアスリートの国民スポーツ大会参加資格の特例措置】

我が国の競技力向上を支援する観点より、一定の競技力を有する選手に対して、「トップアスリートの国民スポーツ大会参加資格の特例措置（以下「本特例」という。）」を下記のとおり定める。

#### 1 特例の対象となる選手

本特例の対象となる選手は、下記の条件のいずれかを満たす者とする。

- (1) 大会開催の直前に開催されたオリンピック競技大会（冬季競技はオリンピック冬季競技大会）に参加した者。
- (2) 当該大会開催年4月30日（冬季大会は当該大会開催前年の10月31日）時点で、下記のいずれかに該当し、各中央競技団体が本特例の対象として認めた者。

ア JOC オリンピック強化指定選手

イ 各競技（種目）における国内ランキング上位10位以内の者

ウ 中央競技団体が定めた強化指定選手

※ 強化指定ランクについては、各競技における全日本選手権大会入賞レベル以上のカテゴリーを対象とする。

#### 2 特例の内容

##### (1) 予選会の免除

本特例の対象となるについては、都道府県予選会及びブロック大会を経ずに国民スポーツ大会本大会に参加することができるものとする。ただし、ブロック大会実施競技種目・種別においては、当該都道府県代表選手又はチームがブロック大会に参加し、本大会参加枠を獲得している場合とする。

##### (2) 資格要件（日数要件の緩和）

本特例の対象となる選手が所属都道府県として「居住地を示す現住所」又は「勤務地」を選択する場合は、日数に関する要件を定めないこととし、以下のとおりとする。

##### ア 居住地を示す現住所

次の要件をいずれも満たすものとする。

- (ア) 当該大会開催年4月30日（冬季大会はこの前年同日）から当該大会終了時（冬季大会は当該大会開催前年の10月31日）まで引き続き、住民票記載の住所に存する都道府県において生活している実態があり、当該都道府県以外（海外を含む）において生活している実態がないこと。

なお、生活実態については、下記要件により判断する。

- a 自ら所有する住居、又は自らの名義で住居を賃借していること
- b 当該住居に生計を一にする家族と共に住んでいること
- c 当該住居の水道光熱費など費用を自ら負担していること
- d 当該住居に必要な家財道具が存すること

- (イ) 合宿、試合等により当該都道府県外で活動を行う場合、当該都道府県を移動の起点としていること。

##### イ 勤務地

次の要件をいずれも満たすものとする。

- (ア) 当該大会開催年4月30日（冬季大会はこの前年同日）から大会終了時（冬季大会は当該大会開催前年の10月31日）まで引き続き、雇用主と雇用契約を締結した上で、当該都道府県内に存する雇用主の会社や事業所等に現実に通勤し、勤務していること。
- (イ) 当該都道府県内で、競技普及活動等の事業に参加すること。

#### 3 国内移動選手の制限

本特例の対象となる選手の国内移動選手の制限については、国民スポーツ大会開催基準要項細則第3項-(1)-1)-③の通りとする。

#### 別記4【東日本大震災に係る選手及び監督の国民スポーツ大会参加資格の特例措置】

##### 1 特例の対象となる被災地域都道府県

震災による被害状況及び影響等を総合的に勘案し、青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、千葉県等の6県を本特例の適用対象となる被災地域都道府県（以下「特例対象県」という。）とする。

なお、特例対象県以外の都道府県において対応が必要となった場合は、個別に取り扱うこととする。

##### 2 特例の内容

###### (1) 特例対象県を所属都道府県とする場合の要件緩和

以下の選手及び監督は、「居住地を示す現住所」、「学校所在地」又は「勤務地」の各要件を満たしていなくとも、当該特例対象県から参加することができる。

<特例の対象者>

被災地域から避難等、災害の影響によるやむを得ない事情によって、当該特例対象県における「居住地を示す現住所」、「学校所在地」又は「勤務地」の各要件を満たすことができなくなった者。

ただし、以下の事項のいずれにも該当していること。

ア 2011年3月11日（震災発生時）時点において、当該特例対象県内に居住又は勤務していた者。もしくは当該特例対象県内の「学校教育法」第1条に規定する学校に在籍していた者であること。

イ 災害が発生しなかったと仮定した場合、当該大会開催年（冬季大会は当該大会開催前年）の4月30日以前から当該大会終了時（冬季大会は当該大会開催前年の10月31日）まで継続して当該特例対象県を「居住地を示す現住所」、「学校所在地」又は「勤務地」とする要件を満たしていたと合理的に推測される者であること。

###### (2) 避難等による移動先の都道府県を所属都道府県とする場合の要件緩和

ア 被災地域からの避難等により、当該特例対象県と異なる都道府県に移動した以下の選手及び監督については、移動先の都道府県から参加することができる。

なお、この場合、第79回又は第80回大会に当該特例対象県から参加していても、国民スポーツ大会開催基準要項細則第3項-(1)-1)-③（国内移動選手の制限）には抵触しないものとする。

<特例の対象者>

被災地域からの避難等、災害の影響によるやむを得ない事情によって、当該特例対象県から移動せざるを得なかった者。

ただし、以下の事項のいずれにも該当していること。

(ア) 2011年3月11日（震災発生時）時点において、当該特例対象県内に居住又は勤務していた者。もしくは、当該特例対象県内の「学校教育法」第1条に規定する学校に在籍していた者であること。

(イ) 移動先の都道府県を「居住地を示す現住所」、「学校所在地」又は「勤務地」とする要件を満たしていること。

なお、移動が生じた時期が当該大会開催年（冬季大会は当該大会開催前年）の年4月30日以降の場合は、移動先の都道府県の予選会開始までに要件を満たしていることとする。

[注] 「居住地を示す現住所」及び「学校所在地」として参加を希望する者については、当該自治体への住所に関する届出又は学籍に係る要件を満たしていなくとも、それに準ずる公的な証明書類を提出でき、かつ移動先の都道府県に居住あるいは通学している実態を有していると日本スポーツ協会が認めた場合、移動先の都道府県から出場することができる。

イ 本項アを適用して避難等による移動先の都道府県から当該大会の前回大会または当該大会に参加した者が、当該大会の次回大会において、以下のような震災に係る理由により再度都道府県を

移動して参加する場合は、国民スポーツ大会開催基準要項細則第3項-(1)-1)-③(国内移動選手の制限)には抵触しないものとする。

<例> ○ 避難先を離れ、当該特例対象県に戻る場合

○ 避難先を離れ、他の都道府県を「居住地を示す現住所」、「学校所在地」又は「勤務地」とする場合

○ 他の都道府県に避難先を移す場合

(3) 避難等による移動先の属する都道府県において学校を卒業した場合の「ふるさと」選択要件の緩和

避難等による移動先の属する都道府県において小学校、中学校又は高等学校を卒業した者が、成年種別年齢域に達した際、「国民スポーツ大会ふるさと選手制度」を活用して参加する場合、以下のいずれかを「ふるさと」として登録することができる。

ア 卒業中学校又は卒業高等学校の所在地

イ 災害の発生した時点で在籍していた中学校又は高等学校の所在地

なお、本特例を適用して上記イの学校所在地を「ふるさと」登録した場合についても、卒業中学校又は卒業高等学校の所在地を「ふるさと」とする場合と同様、一度登録したふるさと」は変更できない。

<特例の対象者>

2011年度から2012年度までに、避難等による移動先の属する都道府県において中学校又は高等学校を卒業した者。

## 別記5【令和6年能登半島地震に係る選手及び監督の国民スポーツ大会参加資格の特例措置】

### 1 特例の対象となる被災地域都道府県

震災による被害状況及び影響等を総合的に勘案し、新潟県、富山県、石川県、福井県の4県を本特例の適用対象となる被災地域都道府県（以下「特例対象県」という。）とする。

なお、特例対象県以外の都道府県において対応が必要となった場合は、個別に取り扱うこととする。

### 2 特例の内容

#### (1) 特例対象県を所属都道府県とする場合の要件緩和

以下の選手及び監督は、「居住地を示す現住所」、「『学校教育法』第1条に規定する学校の所在地（以下『学校所在地』という。）」又は「勤務地」の各要件を満たしていなくとも、当該特例対象県から参加することができる。

<特例の対象者>

被災地域から避難等、災害の影響によるやむを得ない事情によって、当該特例対象県における「居住地を示す現住所」、「学校所在地」又は「勤務地」の各要件を満たすことができなくなった者。

ただし、以下の事項のいずれにも該当していること。

ア 2024（令和6）年1月1日（震災発生時）時点において、当該特例対象県内に居住又は勤務していた者。もしくは当該特例対象県内の「学校教育法」第1条に規定する学校に在籍していた者であること。

イ 災害が発生しなかったと仮定した場合、当該大会開催年（冬季大会は当該大会開催前年）の4月30日以前から当該大会終了時（冬季大会は当該大会開催前年の10月31日）まで継続して当該特例対象県を「居住地を示す現住所」、「学校所在地」又は「勤務地」とする要件を満たしていたと合理的に推測される者であること。

#### (2) 避難等による移動先の都道府県を所属都道府県とする場合の要件緩和

ア 被災地域からの避難等により、当該特例対象県と異なる都道府県に移動した以下の選手及び監督については、移動先の都道府県から参加することができる。

なお、この場合、第79回大会又は第80回大会に、当該特例対象県から参加していても、国民スポーツ大会開催基準要項細則第3項-(1)-1)-③（国内移動選手の制限）には抵触しないものとする。

<特例の対象者>

被災地域からの避難等、災害の影響によるやむを得ない事情によって、当該特例対象県から移動せざるを得なかった者。

ただし、以下の事項のいずれにも該当していること。

(ア) 2024（令和6）年1月1日（震災発生時）時点において、当該特例対象県内に居住又は勤務していた者。もしくは、当該特例対象県内の「学校教育法」第1条に規定する学校に在籍していた者であること。

(イ) 移動先の都道府県を「居住地を示す現住所」、「学校所在地」又は「勤務地」とする要件を満たしていること。

なお、移動が生じた時期が当該大会開催年（冬季大会は当該大会開催前年）4月30日以降の場合は、移動先の都道府県の予選会開始までに要件を満たしていることとする。

[注] 「居住地を示す現住所」及び「学校所在地」として参加を希望する者については、当該自治体への住所に関する届出又は学籍に係る要件を満たしていなくとも、それに準ずる公的な証明書類を提出でき、かつ移動先の都道府県に居住あるいは通学している実態を有していると公益財団法人日本スポーツ協会が認めた場合、移動先の都道府県から出場することができる。

イ 本項アを適用して避難等による移動先の都道府県から当該大会の前回大会又は当該大会に参加した者が、当該大会の次回大会において、以下のような震災に係る理由により再度都道府県を移

動して参加する場合は、国民スポーツ大会開催基準要項細則第3項-(1)-1)-③(国内移動選手の制限)には抵触しないものとする。

<例> ○ 避難先を離れ、当該特例対象県に戻る場合

○ 避難先を離れ、他の都道府県を「居住地を示す現住所」、「学校所在地」又は勤務地」とする場合

○ 他の都道府県に避難先を移す場合

(3) 避難等による移動先の属する都道府県において学校を卒業した場合の「ふるさと」選択要件の緩和

避難等による移動先の属する都道府県において小学校、中学校又は高等学校を卒業した者が、成年種別年齢域に達した際、「国民スポーツ大会ふるさと選手制度」を活用して参加する場合、以下のいずれかを「ふるさと」として登録することができる。

ア 卒業小学校、卒業中学校又は卒業高等学校の所在地

イ 災害の発生した時点で在籍していた小学校、中学校又は高等学校の所在地

なお、本特例を適用して上記イの学校所在地を「ふるさと」登録した場合についても、卒業小学校、卒業中学校又は卒業高等学校の所在地を「ふるさと」とする場合と同様、一度登録した「ふるさと」は変更できない。

<特例の対象者>

2024年度から2025年度(小学校は2028年度)までに、避難等による移動先の属する都道府県において小学校、中学校又は高等学校を卒業した者。

## 11 総合成績決定方法

男女総合成績（天皇杯）及び女子総合成績（皇后杯）は、競技得点と参加得点の合計とし、その多い都道府県順に1位から8位までを決定する。ただし、同点の場合は、その順位を共有し、次の順位を欠位とする。

### (1) 競技得点

天皇杯対象種別	皇后杯対象種別	競技得点
成年男子		各種目（リレーを含む）とも1位8点、2位7点、3位6点、4位5点、5位4点、6位3点、7位2点、8位1点の競技得点を与える。 また、同順位の場合は、その順位を共有し、次の順位を欠位とする。得点は、次順位の得点を加え当該都道府県で等分し、割り切れない場合は、少数第3位以下を切り捨てる。ただし、一つの都道府県における各種目の得点対象は、各種別とも当該都道府県の上位2位までとし、以下得点対象者を順次繰り上げる。 したがって、この場合の得点対象者は、繰り上げられた者による上位8名までとする。
成年女子	成年女子	
少年男子	少年女子	
少年女子		

### (2) 参加得点

大会に参加した都道府県に参加得点10点を与える。

### (3) その他

ア 天候その他の事情により一部競技が中止になった場合の成績は、大会総務委員会とSAJ及び組織委員会が協議して決めるが、原則として、終了した種目の得点合計によるものとする。

イ 男女総合成績（天皇杯）、女子総合成績（皇后杯）の正式決定は、SAJが行う。

ウ 参加資格違反等に関わる得点等の取り扱いについては、「国民スポーツ大会における違反に対する処分に関する規程」によるものとする。

## 12 表彰

(1) 男女総合成績（天皇杯）第1位の都道府県に、国民スポーツ大会会長トロフィーを授与する。

(2) 男女総合成績（天皇杯）及び女子総合成績（皇后杯）の第1位から第8位までの都道府県に、それぞれ表彰状を授与する。

(3) 各種別及び各種目の第1位から第8位までの選手に賞状を授与する。ただし、リレーの場合は、都道府県名と出場者全員の氏名を記載したものを各都道府県用に1枚、更に同様のものを出場者の全員に授与する。

## 13 参加申込方法

(1) 都道府県スポーツ協会会長と都道府県スキー連盟会長は、連署の上、都道府県大会等において、選抜された者を第81回国民スポーツ大会会長宛に申し込むものとする。

(2) 参加申込は、定められた締切日までに国民スポーツ大会参加申込システムにより行う。

[注] 参加申込にあたっては、「第81回国民スポーツ大会冬季大会スキー競技会参加申込手続きにあたっての留意事項（本要項19ページ）」によるものとする。

(3) 参加申込は、2027年1月22日（金）午後5時までに完了すること。

[注] 「完了」とは、SAJ及び第81回国民スポーツ大会冬季大会スキー競技会岩手県実行委員会が参加申込システムにおいて受理したときのことをいう。

(4) 参加申込様式は、JSP0がSAJと協議の上、作成する。

(5) 参加申込締切後の選手又は監督の交代は、特別な事情がない限り認めない。特別な事情で選手又は

監督を交代する場合は、下記宛に所定の様式（本要項 20 ページ）にて届け出なければならない。

ア 公益財団法人全日本スキー・スノーボード連盟 会長

※ 提出方法はメールとする。【E-mail : [saj-kokutai@ski-japan.or.jp](mailto:saj-kokutai@ski-japan.or.jp)】

イ 第 81 回国民スポーツ大会冬季大会スキー競技会岩手県実行委員会（以下「県実行委員会」という。） 会長

※ 提出方法はメールとする。【E-mail : [ski-koku27@pref.iwate.jp](mailto:ski-koku27@pref.iwate.jp)】

[注] 届け出は、2027 年 2 月 15 日(月)午後 5 時までとし、交代の可否は 2027 年 2 月 16 日(火)に開催される第 3 回組織委員会で決定し、大会ホームページに掲載する。

なお、JSP0 に対しては、上記の文書による届出の後、所定の手続きにより参加申込情報を修正すること。

(3) プログラム編成は、2027 年 1 月 29 日（金）に県実行委員会で行う。

## 14 棄権手続

特別な事情で選手が競技会を棄権する場合には、所定の棄権手続をとらなければならない。

なお、棄権手続に係る届出については、選手交代届と同じ様式（本要項 20 ページ）を用いるものとする。

## 15 大会参加負担金

(1) 大会に選手団を派遣する都道府県スポーツ協会は、1 人当たり次のとおり参加負担金を納入するものとする。（視察員を除く）

区 分	負担金
少年の種別に参加する選手	4,000 円
上記以外の者(本部役員、監督、成年の種別に参加する選手等)	8,000 円

(2) 大会参加負担金は、各都道府県スポーツ協会できとりまとめ、次のとおり納入する。

ア 納入期限

2027 年 1 月 29 日（金）

イ 納入先

みずほ銀行 渋谷支店 普通預金口座 513729

公益財団法人日本スポーツ協会

## 16 宿泊申込

大会参加者は、県実行委員会が指定した所定の様式により、定められた締切日までに申込みものとする。

## 17 参加選手団本部役員編成

参加選手団本部役員は、次のとおりとする。

(1) 1 都道府県あたり、団長、総監督及び総務ほか、計 5 名以内とする。

(2) 上記役員のほか、5 名以内の顧問を設けることができる。

(3) 上記(1)及び(2)による本部役員総数の範囲内で、スポーツドクターを帯同するものとする。

なお、帯同するスポーツドクターは JSP0 公認スポーツドクター資格を有する者とする。

(4) 上記(1)及び(2)による本部役員総数の範囲内で、原則としてアスレティックトレーナーを帯同するものとする。

なお、帯同するアスレティックトレーナーは JSP0 公認アスレティックトレーナー資格を有する者とする。

(5) 参加選手団本部役員の 1 日あたりの編成人数については、上記(1)及び(2)による人数を上限とする。

(6) 参加選手本部役員の申込みは、監督及び選手の申込みと同時に第 13 項に定める方法により行う。

## 18 視察員

- (1) 視察員は、1 都道府県 3 名以内とする。ただし、2028 年以降の国民スポーツ大会冬季大会の開催が決定又は内定している都道府県については、20 名以内とする。
- (2) 視察員の申込みは、参加選手団の申込みと同時に、第 13 項に定める方法により行う。
- (3) 視察員は、原則としてすべての会場に入場することができる。

## 19 AD カードの交付

都道府県選手団本部役員、監督及び選手並びに大会役員、競技会役員、競技役員及び大会主催者が認めた者には AD カード (Accreditation Card) を交付する。

## 20 参加上の注意

- (1) 大会期間中は、交付された AD カードを携帯しなければならない。
- (2) 各都道府県の代表選手は、競技に際し、「国民スポーツ大会ユニフォーム規程」に基づきユニフォームを着用しなければならない。ただし、スキー競技会については、同規程第 5 条 (表示の特例) を適用する。

## 21 個人情報及び肖像権に関わる取扱い

JSP0、県実行委員会、いわて八幡平雪ゆめ国スポ八幡平市実行委員会(以下、「市実行委員会」という。)及び SAJ (以下、「国スポ関係機関・団体」という。)は、参加申込等を通じて取得する個人情報及び肖像権の取扱いに関して以下のとおり対応するものとする。

### (1) 個人情報の取扱い

#### ア 利用目的

大会参加申込として国民スポーツ大会参加申込システムへ登録された個人情報は、国スポ関係機関・団体において、参加資格の確認や競技組合せなどをはじめとする大会運営業務のために利用し、目的以外に利用しない。

#### イ 公表の範囲と方法

個人情報のうち、所属都道府県、氏名、性別、年齢、学校名、チーム名等、所属と個人を識別するために必要な情報については以下の方法等により公表することがある。

- (ア) 競技会プログラムへの掲載
- (イ) 競技会場内におけるアナウンス等による紹介
- (ウ) 競技会場内外の掲示板等への掲載
- (エ) 大会関連ホームページ等への掲載
- (オ) 報道機関への提供

#### ウ 競技結果 (記録) 等

競技結果 (記録) については、上記イで定めた個人情報とともに、以下の方法等により公表することがある。

- (ア) 県実行委員会が設置する記録本部を通じた公開
- (イ) 国スポ関係機関・団体及び報道機関等による新聞・雑誌及び関連ホームページ等への掲載
- (ウ) 国スポ関係機関・団体が作成する大会報告書等への掲載
- (エ) 次回以降の競技会プログラムへの掲載【新記録、優勝及び上位入賞結果 (記録) 等】

### (2) 肖像権に関する取扱い

#### ア 写真

国スポ関係機関・団体又はこれらに認められた報道機関等によって撮影された写真が新聞・雑誌・報告書及び関連ホームページ等で公開されることがある。

#### イ 写真 (写真撮影企業等)

国スポ関係機関・団体に認められた写真撮影企業等によって撮影された写真等が販売されることがある。なお、各競技・会場における販売の有無等の詳細は、当該中央競技団体を中心に対応す

る。

#### ウ 映像

国スポ関係機関・団体又はこれらに認められた報道機関等によって撮影された映像が中継・録画放映及びインターネットによって配信されることがある。また、DVD等に編集され、販売・配付されることがある。

### (3) 対応

#### ア 承諾の確認

大会参加申込として国民スポーツ大会参加申込システムへ登録された時点で、上記取扱いに関する承諾を得たものとして対応する。

なお、各競技会における取扱いに伴い、別途、当該中央競技団体等によって個別に承諾を確認されることがある。

#### イ 役員等

大会役員、競技役員、運営役員、その他各種委員や補助員、国スポ関係機関・団体と大会に関する契約をしている者及び大会運営関係者については、上記取扱いに関する承諾を得たものとして対応する。

## 22 都道府県大会

本大会の予選として次のとおり都道府県大会を開催しなければならない。

- (1) 都道府県の主催団体は、必要に応じて JSP0 及び SAJ 等関係団体と協議の上、本要項に基づき実施要項を作成する。  
なお、JSP0 及び SAJ は、その内容に不備がある場合、適宜指導を行うものとする。
- (2) 都道府県大会の実施にあたり、当該都道府県スキー連盟は、適正な手続きに則り決定した代表選手の選抜方法・選考基準について、予め関係者に周知徹底を図るものとする。
- (3) 参加者は、都道府県大会実施要項に基づき申し込むこと。なお、参加は1人1競技に限る。
- (4) 都道府県大会の参加申込様式は、当該都道府県スキー連盟において作成する。
- (5) 参加料を徴収する場合の金額は、当該都道府県スキー連盟が SAJ と協議の上、定める。

## 23 国民スポーツ大会参加者傷害補償制度

JSP0 及び都道府県スポーツ協会は、国民スポーツ大会参加者に対する社会的責任体制を整えるとともに、大会参加者の相互扶助の精神に基づいた補償制度として大会参加者による国民スポーツ大会参加者傷害補償制度を運営する。

- (1) 本制度の対象となる参加者は、本制度給付規定に定められた選手、監督、選手団本部役員（顧問を含む）、視察員並びにその他選手団役員とする。
- (2) 大会参加の都道府県スポーツ協会は、国民スポーツ大会参加者傷害補償制度の対象となる参加者数に応じた制度負担金（1人あたり1,000円）を JSP0 へ納入する。

## 24 リフト搭乗の取扱い

- (1) リフト料金の無料又は割引の対象者は別表のとおりとする。
- (2) リフト搭乗方法及び割引価格にてリフト搭乗券を購入する方法は、別途大会ホームページにより通知する。
- (3) リフト料金の無料又は割引の適用範囲は安比高原スキー場及び田山スキー場の指定リフトとする。
- (4) その他必要となる事項については、別に定める。

### (別表) リフト料金の無料又は割引の対象者

○ジャイアントスラローム (安比高原スキー場の指定リフト)

対象者	2027年2月						
	15日(月)	16日(火)	17日(水)	18日(木)	19日(金)	20日(土)	21日(日)
選手・監督・コーチ・ 各都道府県本部役員・ 視察員・サービスマン・ 報道関係者	通常	通常	割引	割引	割引	割引	割引
大会役員・競技会役員・ 競技役員・実施本部員・ 補助員・協力隊員	無料	無料	無料	無料	無料	無料	無料

上記対象者のリフト割引価格

1日券	2日券	3日券	4日券	5日券
5,400円	10,800円	16,200円	21,600円	27,000円

- ※ リフト券は連続する日付でなくても使用可能(例: 3日券 2/17・18・20 合計3日間使用可能)
- ※ 上記金額のほか、別途カード保証金(1枚あたり500円)が必要。なお、カード保証金は、使用後リフト券売り場にカード返却時に返金する。(保証金返金期限: 2027年のスキー場営業期間終了まで)
- ※ 17日(水)~21日(日)の割引リフト券については、オンライン販売のみとする為、スキー場のリフト券売り場での購入はできないもの。

○スペシャルジャンプ及びコンバインドジャンプ (田山スキー場の指定リフト)

対象者	2027年2月					
	15日(月)	16日(火)	17日(水)	18日(木)	19日(金)	20日(土)
選手・監督・コーチ・ 各都道府県本部役員・ 視察員・サービスマン・ 報道関係者	割引	割引	割引	無料	無料	無料
大会役員・競技会役員・ 競技役員・実施本部員・ 補助員・協力隊員	無料	無料	無料	無料	無料	無料

上記対象者のリフト割引価格

田山スキー場ジャンプ競技関係者1日券	高校生以上	1,000円
	中学生以下	800円

## 25 その他

- (1) 参加申込及び宿泊申込が、定められた締切日までに行われない場合、又は参加負担金が定められた期限までに納入されない場合は、理由のいかんに関わらず大会への参加を認めないものとする。
- (2) その他の事項については、国民スポーツ大会開催基準要項及び同細則による。

# 第 81 回国民スポーツ大会冬季大会スキー競技会 参加申込手続きにあたっての留意事項

## 1 参加申込手続き

選手及び監督の参加申込をする場合は、次の手続きを行うこと。

- (1) 都道府県スポーツ協会会長と都道府県スキー連盟会長は、連署の上、都道府県大会等において、選抜された者を第 81 回国民スポーツ大会会長宛に申し込むものとする。
- (2) 参加申込は、定められた締切日までに国民スポーツ大会参加申込システムにより行う。
- (3) 参加申込は、2027 年 1 月 22 日（金）午後 5 時までに完了すること。  
【注】 「完了」とは、SAJ 及び県実行委員会が参加申込システムにおいて受理したときのことをいう。
- (4) 参加申込様式は、JSP0 が SAJ と協議の上、作成する。

## 2 参加申込システムの入力内容に係る留意事項

- (1) SAJ 競技者登録番号
  - ア 競技者登録番号の保有者は必ず入力すること。
  - イ ポイント入力は不要であること。
- (2) 出場種目  
同一選手が、スペシャルジャンプ及びコンバインドの両種目に参加する場合は、次のとおり入力すること。  
【入力方法】  
種目①：スペシャルジャンプ  
種目②：コンバインド

## 3 提出書類及び提出先

参加申込システム入力後、速やかに下記書類を提出すること。

- (1) 提出書類
  - ア 都道府県予選会のリザルト(競技結果) 1 部
  - イ 特例により参加する場合は、選手派遣(遠征)要項等のコピー 1 部
- (2) 提出先
  - ア 公益財団法人全日本スキー・スノーボード連盟 会長  
※ 提出方法はメールとする。【E-mail：[saj-kokutai@ski-japan.or.jp](mailto:saj-kokutai@ski-japan.or.jp)】
  - イ 第 81 回国民スポーツ大会冬季大会スキー競技会岩手県実行委員会 会長  
※ 提出方法はメールとする。【E-mail：[ski-koku27@pref.iwate.jp](mailto:ski-koku27@pref.iwate.jp)】

第 81 回国民スポーツ大会冬季大会スキー競技会  
参加選手・監督【交代（変更）届 ・ 棄権届】 ※いずれかを○で囲む

※手続きにあたっては、次ページの留意事項を参照すること

1 参加申込選手・監督（該当する項目に○で囲み、氏名は記述） 【記入日 年 月 日】

競技名	スキー競技	種別	成年男子(A・B・C) 成年女子(A・B) 少年男子 少年女子	種目	ジャイアントスラローム クロスカントリー スペシャルジャンプ コンバインド リレー
フリガナ					
氏 名					

2 交代（変更）・棄権の理由（該当する番号に○をつけ、症状や具体的な内容を記述）

1. 体調不良（症状：_____）
2. 怪 我 _____
3. その他（_____）

3 交代（変更）選手・監督 ※棄権の場合は記入不要

フリガナ			生年月日	西暦 年 月 日	日生 ( 歳)
氏 名					
連絡先 (TEL) ※1			連絡先 (メール) ※1		
所属区分※2	所属の所在地※3				
プログラム掲載用所属					
第79回大会参加都道府県名	第80回大会参加都道府県名		例外適用※4		
SAJ 競技者登録の有無	有 ・ 無	競技者登録番号 (有の場合)			
JSPQ公認スポーツ指導者資格 ※監督交代の場合	資格名: 登録番号:	有効期限	年 月		
その他の必要事項					

- ※1 交代（変更）者が監督の場合は、連絡先を記入。  
 ※2 第81回大会（都道府県予選会）所属都道府県について、次のいずれかを選択して参加したかを記入。  
 【成年種別】 ア 居住地を示す現住所 イ 勤務地 ウ ふるさと  
 【少年種別】 ア 居住地を示す現住所 イ 「学校教育法」第1条に規定する学校の所在地  
 ウ 勤務地  
 ※3 所在地は、市区町名まで記入。ふるさとを選択した場合には「卒業学校名」を記入。  
 ※4 第81回大会と第80回大会（不出場の場合は第79回大会）の参加都道府県が異なる場合は、次のいずれかを選択して参加したか記入。  
 ア 新卒業者 イ 結婚又は離婚 ウ ふるさと（成年） エ 一家転住（少年）  
 オ 東日本大震災に係る特例措置 カ 能登半島地震に係る特例措置

年 月 日

公益財団法人全日本スキー・スノーボード連盟会長 様  
 第81回国民スポーツ大会冬季大会スキー競技会岩手県実行委員会会長 様

\_\_\_\_\_  
 スポーツ協会  
 会長（代表者）  
 \_\_\_\_\_  
 協会・連盟  
 会長（代表者）  
 \_\_\_\_\_

# 第 81 回国民スポーツ大会冬季大会スキー競技会 参加選手・監督交代（変更）・棄権手続きにあたっての留意事項

## 1 交代（変更）手続

特別な事情で選手又は監督を交代（変更）する場合には、次の手続を行うこと。

ただし、交代（変更）を認めるか否かについては、公益財団法人全日本スキー・スノーボード連盟（以下「SAJ」という。）の判断による。

- (1) スキー競技実施要項を参照し、交代（変更）する選手又は監督の参加資格を確認した上で、所定の様式(本要項 20 ページ)に必要事項を記入し、定められた提出期限までに提出するものとする。
- (2) 提出期限は、2027 年 2 月 15 日(月)午後 5 時とする。

### 【提出先】

ア 公益財団法人全日本スキー・スノーボード連盟 会長

※ 提出方法はメールとする。【E-mail : [saj-kokutai@ski-japan.or.jp](mailto:saj-kokutai@ski-japan.or.jp)】

イ 第 81 回国民スポーツ大会冬季大会スキー競技会岩手県実行委員会 会長

※ 提出方法はメールとする。【E-mail : [ski-koku27@pref.iwate.jp](mailto:ski-koku27@pref.iwate.jp)】

- (3) 交代（変更）の可否については、2027 年 2 月 16 日(火)に開催される第 3 回組織委員会で決定し、大会ホームページに掲載する。
- (4) 交代（変更）届の提出にあたっては、診断書等の必要書類を添付すること。なお、必要書類については、SAJ に確認すること。
- (5) その他、競技により別に定める事項がある場合はそれに従うこと。

## 2 棄権手続

特別な事情で選手が競技会を棄権する場合には、次の棄権手続をとること。

- (1) 競技会を棄権する場合

ア 都道府県選手団連絡責任者(※1)は、所定の様式(本要項 20 ページ)に必要事項を記入し、競技会責任者(※2)宛に提出すること。

なお、棄権手続きに係る届出には、診断書等の添付は不要であること。

イ 提出期限は、2027 年 2 月 15 日(月)午後 5 時とする。

- (2) その他の場合

複数種目に参加申込している選手が特定の 1 種目のみを棄権する場合や、上記アに定めた提出期限後に棄権する場合等については、監督がレース開始前までに選手氏名、所属、Bib No. 棄権理由等を Jury またはフィニッシュハウス等へ申し出るものとする。

## 3 大会終了後の手続

大会終了後、都道府県スポーツ協会並びに SAJ は次の手続を行うこと。

- (1) 大会終了後 2 週間以内に、次のものを日本スポーツ協会に提出すること。

ア SAJ は、交代（変更）届（写し）及び棄権届（写し）

イ 都道府県スポーツ協会は、棄権届及び棄権届提出一覧

- (2) 都道府県スポーツ協会は、大会終了後通知される日本スポーツ協会からの案内に従い、交代（変更）手続後の参加申込情報の修正を行うこと。

ただし、棄権手続きの場合、参加申込情報の修正は不要であること。

※1 「都道府県選手団連絡責任者」は、JSP0 が大会開催前に各都道府県スポーツ協会に対し照会を行い、取りまとめの上、SAJ に通知する。

※2 「競技会責任者」は、JSP0 が大会開催前に SAJ に対し照会を行い、取りまとめの上、都道府県スポーツ協会に通知する。

### 3 式典次第

## 【第81回国民スポーツ大会冬季大会スキー競技会】 開 始 式

期日 2027年2月18日(木)

会場 盛岡市民文化ホール 大ホール

順	次 第	時 刻
1	開 場 ・ 受 付 開 始	14:00
2	役 員 ・ 選 手 団 着 席 完 了	14:44
3	歓 迎 ア ト ラ ク シ ョ ン	14:45
4	参 加 都 道 府 県 選 手 団 紹 介	15:10
5	開 式 通 告	15:20
6	競 技 会 開 始 宣 言	15:21
7	国 旗 儀 礼	15:25
8	大会旗・日本スポーツ協会旗・実施競技団体旗儀礼	15:27
9	大 会 会 長 ト ロ フ ィ ー 返 還	15:28
10	日 本 ス ポ ー ツ 協 会 あ い さ つ	15:32
11	ス ポ ー ツ 庁 あ い さ つ	15:35
12	中 央 競 技 団 体 あ い さ つ	15:38
13	歓 迎 の こ と ば	15:41
14	選 手 代 表 宣 誓	15:50
15	閉 式 通 告	15:53
16	役 員 ・ 選 手 団 解 散	15:54

# 【第 81 回国民スポーツ大会冬季大会スキー競技会】 表 彰 式

期日 2027年2月21日(日)  
会場 八幡平市安代地区体育館

順	次 第	時 刻
1	開 場 ・ 受 付 開 始	15 : 00
2	役 員 ・ 選 手 団 着 席 完 了	15 : 59
3	開 式 通 告	16 : 00
4	成 績 発 表	16 : 01
5	競 技 会 表 彰 状 授 与	16 : 09
6	大 会 会 長 ト ロ フ ィ ー 授 与	16 : 25
7	中 央 競 技 団 体 あ い さ つ	16 : 28
8	会 場 地 あ い さ つ	16 : 31
9	国 旗 儀 礼	16 : 34
10	競 技 会 終 了 宣 言	16 : 36
11	閉 式 通 告	16 : 37
12	役 員 ・ 選 手 団 解 散	16 : 38

## 4 宿泊要項

### 1 目的

この要項は、第81回国民スポーツ大会冬季大会スキー競技会（以下「大会」という。）に参加する選手・監督、都道府県選手団本部役員、大会役員、競技会役員、競技役員、視察員及び報道員等（以下「大会参加者」という。）の宿泊等に関して必要な事項を定めるものとする。

### 2 方針

第81回国民スポーツ大会冬季大会スキー競技会岩手県実行委員会（以下「県実行委員会」という。）は、第81回国民スポーツ大会冬季大会スキー競技会配宿センター（以下「配宿センター」という。）を設置し、いわて八幡平雪ゆめ国スポ八幡平市実行委員会（以下「市実行委員会」という。）と相互に十分な連絡調整を行い、関係する機関及び団体の協力を得て、大会参加者の宿泊について万全を期するものとする。

### 3 業務の実施

配宿センターは、県実行委員会、市実行委員会、競技団体及び宿泊機関等と連絡調整の上、大会参加者の宿舎の選定、確保及び配宿等の業務を行うとともに、これに関する紛議等が生じた場合は、調停及び斡旋を行うものとする。

### 4 宿舎の選定及び確保

宿舎の選定及び確保については、次により行うものとする。

- (1) 大会参加者の宿舎は、原則として会場地市内の宿泊施設（旅館業法（昭和23年法律第138号）の許可を受けて営業を行うホテル、旅館等をいう。以下同じ。）を利用するものとする。
- (2) 会場地市内の宿泊施設で大会参加者の収容が困難な場合等は、近隣市町村の宿泊施設を利用するものとする。
- (3) 風紀、衛生及び防災上支障があると認められる宿泊施設は利用しないものとする。

### 5 配宿

大会参加者の配宿にあたっては、次の事項に留意するものとする。

- (1) 選手・監督の宿舎は、競技会場までの交通状況等並びに都道府県別、競技別、競技種目別及び男女別等を可能な限り考慮して配宿するとともに、原則として都道府県本部役員、競技会役員及び競技役員とは別にする。
- (2) 競技会役員及び競技役員については、できる限り同一又は近隣の宿舎に配宿する。
- (3) 1人の宿泊に要する広さは、 $3.3\text{ m}^2$ （2畳）以上とする。
- (4) 指定された宿舎の変更は、原則として認めない。任意に変更したことによって生じたすべての紛議及び損失は、任意に変更した者がその責を負うものとする。

### 6 宿泊料金等

大会参加者の宿泊料金等は、次のとおりとする。

- (1) 宿泊及び素泊まり
  - ア 宿泊とは、入宿日の15時から、出発日の10時までの客室の使用をいうものとし、原則として1泊2食とする。
  - イ 素泊まりとは、食事を伴わない宿泊をいう。

(2) 宿泊料金

区分	宿泊料金(税抜)		備考
	1泊2食	素泊まり	
営業施設	7,500円～20,000円	5,250円～14,000円	通常のサービス・奉仕料及び暖房料を含む。

[注] 「1泊2食」宿泊料金は、500円刻み(税抜)とする。

「素泊まり」料金は、「1泊2食」料金の70%相当とする。

定員未満での利用などを希望する場合は、この料金範囲を超えることがある。

(3) 入湯税等

入湯税及び宿泊税については外税とし、宿泊料金とは別に支払うものとする。

(4) 欠食控除

欠食控除の適用は、夕食の場合は前日の18時までに、朝食の場合は前日の12時までに宿舎に申し出た場合に限るものとし、次のとおりとする。ただし、夕食の場合、競技の進行状況により当該時間までに申し出ることが困難な場合は、宿舎と協議して決定する。

ア 夕食を欠食した場合の宿泊料金は、「1泊2食」料金の80%相当の額とする。

イ 朝食を欠食した場合の宿泊料金は、「1泊2食」料金の90%相当の額とする。

区 分	宿泊料金(税抜)	
	夕食を欠食した場合	朝食を欠食した場合
営業施設	6,000円～16,000円	6,750円～18,000円

(5) 休憩料金

入宿日15時以前及び出発日の10時以降に客室を使用する場合の休憩料金は、各宿舎の規定に基づくものとする。

(6) 入浴料

宿泊者が宿舎からの要請により公衆浴場等を利用したときの入浴料は、当該宿舎が負担する。

(7) 宿泊料金等の精算

宿泊料金等は、原則として宿泊責任者(宿泊申込代表者が宿泊者の中から定めた者。以下同じ。)が、各宿舎の指定する方法により精算するものとする。

(8) 宿泊取消料

ア 宿泊取消料の支払い

(ア) 大会参加の取消や競技敗退等、やむを得ない理由により宿泊を取消した場合の宿泊取消料は各宿泊施設の宿泊取消料規定を適用する。なお、宿泊取消料規定の上限は、下表のとおりとする。

宿泊取消の申出区分	宿泊取消料	備考
宿泊予定日の10日前まで	不要	素泊まり又は欠食で申し込んだ場合は、その料金(税抜)を宿泊料金とする。
宿泊予定日の9日前から 宿泊予定日の3日前まで	宿泊料金(税抜)の30%	
宿泊予定日の2日前から 宿泊予定日の前日まで	宿泊料金(税抜)の50%	
宿泊予定当日	宿泊料金(税抜)の100%	

(イ) 次の場合は、宿舎と協議して取消料を決定するものとする。

a 荒天等により、交通機関が不通となり宿舎への到着が困難な状況が生じた場合

b 地震、風水害、感染症、雪不足及びその他主催者の責によらない事由により競技会(種目・種別)が短縮や中止になった場合。

イ 宿泊変更・取消の申出

宿泊申込後、変更・取消の申出がないまま宿泊をしなかった場合の取消料は、上記(ア)及び(イ)の定めにかかわらず、宿泊料金(税抜)の全額とする。

#### ウ 宿泊の最終的責任

宿泊取消料は、宿泊責任者又は宿泊者本人が配宿センターの指定する方法により支払うものとする。宿泊責任者又は宿泊者本人が宿泊取消料を支払うことができない場合は、宿泊申込代表者が最終責任を負うものとする。

#### (9) 宿泊料金等の適用期間

宿泊料金等の適用期間は、2027年2月14日（日）15時から2027年2月22日（月）10時までとする。

### 7 宿泊の申込

(1) 宿泊の申込は、別に定める宿泊業務実施要領（仮称。以下「実施要領」という。）により、宿泊申込代表者がインターネットを利用して配宿センターに行うものとする。

ただし、インターネットシステムの異常等により、インターネットによる申込が困難な場合は、宿泊申込書に必要事項を記入の上、FAX又は郵送により行うものとし、その効力の発生は、インターネットについては受信時、FAX又は郵送では到達した日時とする。

また、選手・監督、都道府県選手団本部役員及び視察員にあつては、第81回国民スポーツ大会冬季大会スキー競技会実施要項（以下「実施要項」という。）に定める人員を超える宿泊申込は認めない。

(2) インターネット等による宿泊の申込が実施要領に定める申込期限までになかった場合は、宿泊の申込を受け付けず、実施要項の定めにより、大会への参加を認めないものとする。

### 8 宿泊の変更及び取消

(1) 大会参加者の宿舎決定後の宿泊取消については、限られた宿泊施設を有効活用し、配宿を行うことから、大会への参加取消等の特別な事情のない限り認めないものとする。

(2) 入宿前の変更及び取消については、原則としてインターネットシステムを利用して行うものとし、その効力の発生は受信時とする。

(3) 入宿後にあつては、宿泊責任者が直接当該宿舎へ速やかに申出るものとし、その効力の発生は、当該申出のあった日時とする。

### 9 食事

(1) 大会参加者に提供する食事は、衛生的で栄養バランスがよく、地元産食材が活用され、郷土色豊かなものとなるよう配慮した献立とし、関係者の協力を得て提供するものとする。

(2) 昼食については、原則として自由調達とするが、斡旋を希望する場合は、市実行委員会が定める弁当申込方法により申込むものとする。なお、昼食（斡旋弁当）料金は次のとおりとする。

区分	料金
昼食弁当（お茶を含む。）	1,100円以内（税抜）

※ 弁当は軽減税率の対象となる。

### 10 スキーの手入れ

ワックス等スキーの手入れは、宿舎の指示に従い、指定された場所で行うものとする。

### 11 その他

この要項に定めるもののほか、宿泊等の実施に関して必要な事項は、別に定める。

## 5 輸送交通要項

### 1 目的

この要項は、第81回国民スポーツ大会冬季大会スキー競技会（以下「大会」という。）に参加する選手・監督、都道府県本部役員、大会役員、競技会役員、競技役員、視察員、報道員（以下「大会参加者」という。）及び一般観覧者等の輸送交通について、輸送の万全と交通の安全を図り、大会の円滑な運営を期するため、必要な事項を定めるものとする。

### 2 基本方針

第81回国民スポーツ大会冬季大会スキー競技会岩手県実行委員会（以下「県実行委員会」という。）及びいわて八幡平雪ゆめ国スポ八幡平市実行委員会（以下「市実行委員会」という。）は、大会参加者及び一般観覧者等の輸送交通について、関係機関及び団体等の協力を得て、安全で円滑な輸送を図るものとする。

### 3 輸送方法

#### (1) 全国輸送

大会参加者は、自由集合及び自由解散とする。ただし、関係機関等の協力を得て輸送力の確保に努める。

なお、自家用車等を利用する場合は、駐車場確保の観点から、県実行委員会が行う来会調査等の際に、その旨を申出るものとする。

#### (2) 会場地における輸送

##### ア 大会参加者

##### (ア) 開始式・表彰式（以下「式典会場」という。）

原則として自由集合及び自由解散とする。ただし、県実行委員会は必要に応じて計画輸送等を行う。

##### (イ) 各競技会場

各競技会場への輸送は、市実行委員会が必要に応じてシャトルバス運行等の措置を講じる。

##### (ウ) 各種会議

全国代表者会議、全国報道員会議及び監督会議等は、原則として自由集合及び自由解散とする。

##### イ 一般観覧者

原則として、公共交通機関（鉄道、路線バス、タクシー等）による自由集合及び自由解散とする。ただし、県実行委員会及び市実行委員会が必要に応じてシャトルバス運行等の措置を講じる。

##### ウ その他

大会参加者及び一般観覧者が公共交通機関（鉄道、路線バス、タクシー等）を利用する場合は、所定の料金を支払うものとする。

### 4 案内所の設置

県実行委員会及び市実行委員会は、輸送・交通の案内のため必要に応じて案内所を設置する。

### 5 交通安全対策

#### (1) 交通規制

ア 式典会場及び各競技会場に通じる道路及び会場周辺の道路においては、必要に応じて交通規制等を行う。

イ 大会関係車両についても、交通規制等に従い、安全運転の励行に努める。

#### (2) 持込車両（自家用車・レンタカー）の利用

輸送・交通の万全を図るため、スタッドレスタイヤやタイヤチェーン等を装着又は携行し、路面凍

結時や積雪時のスリップ等による交通事故、移動不能による交通渋滞を防止すること。

(3) 駐車場

ア 式典会場及び各競技会場における駐車場は、県実行委員会及び市実行委員会が発行する駐車許可証の交付を受けた車両のみが、指定された駐車場を利用できるものとする。

なお、駐車許可証の交付を受けていない車両の来場は、身体に障がいのある人が運転する車両を除き原則として認めない。

イ 各駐車場においては、駐車収容能力に限度があるため、係員による駐車箇所の指定及び誘導等の指示に従うこと。

**6 その他**

この要項に定めるもののほか、輸送交通に関して必要な事項は、別に定める。

## 6 医療救護要項

### 1 目的

この要項は、第81回国民スポーツ大会冬季大会スキー競技会（以下「大会」という。）に参加する選手・監督、都道府県本部役員、大会役員、競技会役員、競技役員、視察員、報道員（以下「大会参加者」という。）及び一般観覧者等における医療救護に万全を期すため、必要な事項を定めるものとする。

### 2 基本方針

第81回国民スポーツ大会冬季大会スキー競技会岩手県実行委員会（以下「県実行委員会」という。）及びいわて八幡平雪ゆめ国スポ八幡平市実行委員会（以下「市実行委員会」という。）は、相互に連絡調整を図り、医療機関、関係団体等の協力を得て、医療救護業務を遂行するものとする。

### 3 医療救護対策

#### (1) 救護本部及び救護所の設置

- ア 医療救護業務を統括するために救護本部を設置する。
- イ 開始式・表彰式会場には、必要に応じて救護所を設置する。
- ウ 各競技会場には、大会期間中、救護所を設置する。
- エ 救護所は、医師、歯科医師、看護師（保健師）、救護係員、アスレティックトレーナー等により必要に応じた編成を行う。
- オ 救護所では、傷病者の応急処置を行い、必要に応じて医療機関に移送する。

#### (2) 医薬品、救急自動車等の配備

- ア 救護所には、応急措置を万全に期すため、医薬品、医療器具、AED（自動体外式除細動器）、その他必要な物品を備える。ドーピング禁止物質を含む薬を配備しない。
- イ 救護所には、別途関係機関と協議の上、必要に応じて救急自動車を配備する。

#### (3) 宿舎等における医療救護

- ア 宿泊する旅館・ホテル等で負傷や発病し、医療機関で受診する場合は、宿舎に申し出た上、監督又は引率責任者若しくは関係者が医療機関へ連絡すること。
- イ 練習中等で救護関係者がいない場所で負傷や発病した場合は、競技会場等の係員に申し出ること。

### 4 医療費の負担

救護本部、救護所及び救急自動車に要した経費を除き、医療費はすべて受診者が負担する。

### 5 業務の分担

- (1) 開始式・表彰式会場における医療救護は、県実行委員会が担当する。
- (2) 競技会場における医療救護は、市実行委員会が担当する。

### 6 その他

この要項に定めるもののほか、医療救護の実施に関して必要な事項は、別に定めるものとする。

## 7 国民スポーツ大会天皇杯・皇后杯授与規程

第1条 国民スポーツ大会開催基準要項第11条に基づき、天皇杯は、男女総合成績第1位の都道府県、皇后杯は、女子総合成績第1位の都道府県に授与する。

2 第1位が2都道府県以上の場合は、当該都道府県で共有する。

第2条 天皇杯及び皇后杯は、総合閉会式に授与し、次回の総合開会式において返還する。

第3条 天皇杯又は皇后杯を授与された都道府県は、次の各項の義務を有する。

- (1) 信託会社又は確実な金庫に保管する。
- (2) 破損、紛失等の場合は、当該都道府県の責任とする。
- (3) 公益財団法人日本スポーツ協会が優勝都道府県名刻印のため又はその他の必要により一時返還を求めた場合は、これに応じなければならない。

第4条 本規定の改廃は、国民スポーツ大会委員会の決議を経て行う。

附 則 本規程は、昭和41年4月1日制定

昭和45年1月22日一部改定

昭和48年7月10日一部改定

昭和54年5月9日一部改定

平成17年6月16日一部改定

平成22年3月17日一部改定

本規程は、公益財団法人日本体育協会の設立の登記の日（平成23年4月1日）から施行する。

平成30年4月1日一部改定

令和6年1月1日一部改定

## 8 国民スポーツ大会会長トロフィー授与規程

第1条 国民スポーツ大会開催基準要項第11条に基づき、国民スポーツ大会会長トロフィー（以下「大会会長トロフィー」という。）は、正式競技別男女総合成績第1位の都道府県に授与する。

2 第1位が2都道府県以上の場合は、当該都道府県で共有する。

第2条 大会会長トロフィーは、競技会表彰式に授与し、次回競技会において返還する。

第3条 大会会長トロフィーを授与された都道府県は、次の各項の義務を有する。

- (1) 責任をもって保管する。
- (2) 破損、紛失等の場合は当該都道府県の責任とする。
- (3) 優勝の刻印を次回大会までに行なうものとする。ただし、第1条第2項の場合は、当該都道府県で協議して決めるものとする。
- (4) 公益財団法人日本スポーツ協会が必要により一時返還を求めた場合は、これに応じなければならない。

第4条 本規定の改廃は、国民スポーツ大会委員会の決議を経て行う。

附 則 本規程は、昭和41年4月1日制定

昭和45年1月22日一部改定

昭和48年7月10日一部改定

昭和54年5月9日一部改定

平成17年6月16日一部改定

本規程は、公益財団法人日本体育協会の設立の登記の日（平成23年4月1日）から施行する。

平成30年4月1日一部改定

令和6年1月1日一部改定

## 9 関係団体事務局一覧

団体名	所在地	連絡先
公益財団法人 日本スポーツ協会	〒160-0013 東京都新宿区霞ヶ丘町4-2 JAPAN SPORT OLYMPIC SQUARE	TEL:03-6910-5808 FAX:03-6910-5820
スポーツ庁 競技スポーツ課	〒100-8959 東京都千代田区霞が関三丁目2-2	TEL:03-6734-2999 FAX:03-6734-3793
公益財団法人 全日本スキー・スノーボード連盟	〒160-0013 東京都新宿区霞ヶ丘町4-2 JAPAN SPORT OLYMPIC SQUARE	Email : Saj-kokutai@ski-japan.or.jp
公益財団法人 岩手県スポーツ協会	〒020-0133 岩手県盛岡市青山4丁目13-30	TEL:019-648-0400 FAX:019-648-1600
一般財団法人 岩手県スキー連盟	〒020-0135 岩手県盛岡市大新町3-25	TEL:019-656-6655 FAX:019-656-6661
第81回国民スポーツ大会冬季大会 スキー競技会岩手県実行委員会事務局	〒020-0023 岩手県盛岡市内丸10-1 岩手県文化スポーツ部 スポーツ振興課 内	TEL:019-629-6494 FAX:019-629-6791
いわて八幡平雪ゆめ国スポ 八幡平市実行委員会事務局	〒028-7397 岩手県八幡平市野駄21-170 八幡平市市民部文化スポーツ課 内	TEL:0195-74-2111 FAX:0195-74-2102

# スポーツ"くじ"



## 第 81 回国民スポーツ大会冬季大会スキー競技会

## 1 会 期

令和 9 年（2027 年）2 月 18 日（木）～21 日（日） 4 日間

## 2 会場地

八幡平市

## 3 日程及び会場

式典・競技	2 月				会場
	18 日	19 日	20 日	21 日	
	(木)	(金)	(土)	(日)	
開始式	◎				盛岡市民文化ホール
表彰式				◎	八幡平市安代地区体育館
ジャイアントスラローム		○	○	○	安比高原スキー場
クロスカントリー		○	○	○	田山クロスカントリーコース
スペシャルジャンプ	◇	○			矢神飛躍台
コンバインド	ジャンプ	◇ ◆		○	
	クロスカントリー			○	田山クロスカントリーコース

&lt;◎：開始式、表彰式 ○：競技日 ◇：公式練習日 ◆：予備ラウンド&gt;

## 4 デモンストレーションスポーツ

会場地	競技	実施日程	競技会場
八幡平市	ミニバイアスロン	令和 9 年 2 月 13 日	田山クロスカントリーコース
	スキーオリエンテーリング	令和 9 年 2 月 13 日～14 日	安比高原
雫石町	ウインタートライアスロン	令和 9 年 2 月 6 日～7 日	ケッパレランド

# 第81回国民スポーツ大会 本大会実施要項総則

## 開催の趣旨

国民スポーツ大会は、広く国民の間にスポーツを普及し、スポーツ精神を高揚して国民の健康増進と体力の向上を図り、併せて地方スポーツの推進と地方文化の発展に寄与するとともに、国民生活を明るく豊かにしようとする国内最大のスポーツの祭典である。

宮崎県で開催する第81回国民スポーツ大会「日本のひなた宮崎 国スポ」（以下、「日本のひなた宮崎 国スポ」という。）は「紡ぐ感動 神話となれ」をスローガンに掲げ、「スポーツの持つ力と可能性」により、広く県民に元気・勇気・感動を与え県民総参加型による“おもてなしの心”あふれる大会を」目指して開催する。

## 実施方針

### 1 実施競技

#### (1) 正式競技（37 競技）

陸上競技、水泳、サッカー、テニス、ローイング、ホッケー、ボクシング、バレーボール、体操、バスケットボール、レスリング、セーリング、ウエイトリフティング、ハンドボール、自転車、ソフトテニス、卓球、軟式野球、相撲、馬術、フェンシング、柔道、ソフトボール、バドミントン、弓道、ライフル射撃、剣道、ラグビーフットボール、スポーツクライミング、カヌー、アーチェリー、空手道、銃剣道、なぎなた、ボウリング、ゴルフ、トライアスロン

#### (2) 公開競技（6 競技）

綱引、ゲートボール、武術太極拳、パワーリフティング、バウンドテニス、エアロビック

#### (3) デモンストレーションスポーツ（37 競技）

ラジオ体操、少林寺拳法、BMX・スケートボード、ビリヤード、パークゴルフ、U12バスケットボール、3B体操、ウォーキング、ターゲット・バードゴルフ、ソフトバレーボール、サーフィン、少年・少女レスリング、ジュニアサッカー、少年サッカー、ウォーキング、ノルディックウォーキング、健康増進グランドゴルフ、スポーツウエルネス吹矢、ミニテニス、フレッシュグラウンドゴルフ、ユニカール、ウォーキング、ミュージックレクリエーション、エンジョイ エアロビック、ウォーキング、enjoy T&F GP、ラジオ体操、アームレスリング、ラジオ体操、AJTA スポーツ玉入れ、トレッキング、キャッチング・サ・スティック、ポッチャ、ラダーゲッター、モルック、森林セラピーウォーキング、フロアカーリング

#### (4) 特別競技（1 競技）

高等学校野球

## 2 会期及び会場

### (1) 正式競技・特別競技 (10市、15町：計25市町)

会 期	会 場 地
2027年9月26日(日) ～10月6日(水) [11日間]	宮崎市、都城市、延岡市、日南市、小林市、日向市、串間市、西都市、えびの市、三股町、高原町、国富町、綾町、高鍋町、新富町、木城町、川南町、都農町、門川町、美郷町、高千穂町、日之影町、五ヶ瀬町
2027年9月9日(木) ～9月23日(木) [15日間]	宮崎市、延岡市、小林市、日向市、綾町、熊本県熊本市、鹿児島県湧水町 ※ 水泳、ローイング、バレーボール(ビーチバレーボール)、体操、馬術、ライフル射撃、カヌー(スラローム・ワイルドウォーター)、ゴルフ、トライアスロン競技会は上記会場で実施

### (2) 公開競技 (3市1町：計4市町)

会 期	会 場 地
2027年8月21日(土) ～9月12日(日)	都城市、日南市、延岡市、木城町

### (3) デモンストラレーションスポーツ (9市、14町、3村：計26市町村)

会 期	会 場 地
2027年4月10日(土) ～10月3日(日)	宮崎市、都城市、延岡市、日南市、小林市、日向市、串間市、西都市、えびの市、三股町、高原町、国富町、綾町、高鍋町、新富町、西米良村、木城町、川南町、都農町、門川町、諸塚村、椎葉村、美郷町、高千穂町、日之影町、五ヶ瀬町、

### (4) 文化プログラム

文化プログラムの実施については、「文化プログラム実施基準」に基づき、2027年1月1日から2027年12月31日までの期間で、原則として、県内市町村で開催する。

## 3 競技方法

各競技別実施要項に示す方法とし、正式競技は都道府県対抗で実施する。

## 4 ドーピング検査の実施

大会におけるアンチ・ドーピング活動(ドーピング検査及びアンチ・ドーピング教育活動)は、公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構が定める「日本アンチ・ドーピング規程」及び別に定める「国民スポーツ大会アンチ・ドーピング活動に関するガイドライン」に基づき実施する。

なお、治療の目的で禁止物質・禁止方法を用いる必要がある場合は、事前に「治療使用特例(TUE)」の手続きを行うこと。

各都道府県の代表選手は、大会期間中は常に「国民スポーツ大会ドーピング検査同意書」を所持しなければならない。選手が18歳未満の場合、本人の署名及び親権者の署名がある同意書を所持すること。

## 5 参加資格、所属都道府県及び選手の年齢基準

選手及び監督の参加資格、所属都道府県及び選手の年齢基準は、次のとおりとする。

なお、参加資格については、「**第81回**国民スポーツ大会参加資格、所属都道府県及び年齢基準等の解釈・説明」を併せて確認すること。

【 公益財団法人日本スポーツ協会ホームページ <https://www.japan-sports.or.jp/> 】

### (1) 参加資格

ア 日本国籍を有する者であることとするが、選手及び監督のうち、次の者については、日本国籍を有しない者であっても、大会に参加することができる。

(ア) 「出入国管理及び難民認定法」に定める在留資格のうち「永住者」（「日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法」に定める「特別永住者」を含む。）

(イ) 少年種別年齢域に該当し、次の要件をいずれも満たす者

a 「学校教育法」第1条に規定する学校に在籍する学生又は生徒で、「8 参加申込方法」で定めた本戦参加申込締切時に1年以上在籍していること。

b 「出入国管理及び難民認定法」に定める在留資格のうち、「留学」、「家族滞在」又は「定住者」に該当していること。

(ウ) 成年種別年齢域に該当し、次の要件をいずれも満たす者

a 少年種別年齢域にあった時点において前号(イ)に該当していた者であること。

b 「出入国管理及び難民認定法」に定める在留資格のうち、大会参加時から終了時まで「留学」に該当しないこと。

[注] 上記(ウ)bについて、大学及び専修学校等に在籍する成年種別の年齢域に該当する者は、「出入国管理及び難民認定法」に定める「留学」以外の在留資格を有する場合も「留学」と同等に扱う。

イ 選手及び監督は、所属都道府県の当該競技団体会長（代表者）とスポーツ協会会長（代表者）が代表として認め、選抜した者であること。

ウ **第79回**又は**第80回**大会（都道府県大会及びブロック大会を含む）において選手又は監督として参加した者は、次の場合を除き、**第79回**又は**第80回**大会と異なる都道府県から参加することはできない。

(ア) 成年種別

a 「学校教育法」第1条に規定する学校を卒業した者

b 結婚又は離婚に係る者

[注] a及びbは当該要件発生後、初めて参加するものに限る。

c ふるさと選手制度を活用する者（別記1「国民スポーツ大会ふるさと選手制度」による。）

[注] 別記3「JOC エリートアカデミーに係る選手の参加資格の特例措置」の適用を受け、ふるさと選手として参加する者を含む。

d 東日本大震災に係る参加資格特例措置を活用する者（別記5「東日本大震災に係る選手及び監督の国民スポーツ大会参加資格の特例措置」による。）

e 能登半島地震に係る参加資格特例措置を活用する者（別記6「令和6年能登半島地震に係る選手及び監督の国民スポーツ大会参加資格の特例措置」による。）

(イ) 少年種別

a 「学校教育法」第1条に規定する学校を卒業した者

- b 結婚又は離婚に係る者
- c 一家転住に係る者（別記2「『一家転住等』に伴う特例措置」による。）  
[注] aからcは当該要件発生後、初めて参加するものに限る。
- d JOC エリートアカデミーに在籍する者（別記3「JOC エリートアカデミーに係る選手の参加資格の特例措置」による。）
- e 東日本大震災に係る参加資格特例措置を活用する者（別記5「東日本大震災に係る選手及び監督の国民スポーツ大会参加資格の特例措置」による。）
- f 能登半島地震に係る参加資格特別措置を活用する者（別記6「令和6年能登半島地震に係る選手及び監督の国民スポーツ大会参加資格の特例措置」による。）

エ 選手と監督の兼任は、同一種別内に限る。

オ 選手及び監督は、回数を同じくする大会において、冬季大会及び本大会にそれぞれ1競技に限り参加できる。

カ 選手及び監督は、回数を同じくする大会において、異なる都道府県から参加することはできない。

キ 選手、監督並びに本部役員帯同のスポーツドクター及びアスレティックトレーナーは、大会参加前の1年以内に公益財団法人日本スポーツ協会（以下「日本スポーツ協会」という。）が指定するアンチ・ドーピング教育を受講し、「国スポ本戦出場前のアンチ・ドーピング教育履歴」に記載した者であること。

ク 上記のほか、選手については次のとおりとする。

- (ア) 都道府県大会及びブロック大会に参加し、これを通過した者であること。
- (イ) 健康診断を受け、競技会への参加に支障がない者であること。
- (ウ) ドーピング検査対象に選定された場合は、検査を受けなければならない。

ケ 上記のほか、監督については日本スポーツ協会公認スポーツ指導者制度に基づく競技別指導者資格を有する者とし、監督が不在の場合選手は参加することができない。各競技における対象資格については当該競技実施要項によるものとする。

## (2) 所属都道府県

所属都道府県は、当該競技団体が限定する場合を除き、次のいずれかが属する都道府県から選択することができる。

### ア 成年種別

- (ア) 居住地を示す現住所
- (イ) 勤務地
- (ウ) ふるさと（別記1「国民スポーツ大会ふるさと選手制度」による。）

[注] 別記3「JOC エリートアカデミーに係る選手の参加資格の特例措置」の適用を受けふるさと選手として参加する者を含む。

### イ 少年種別

- (ア) 居住地を示す現住所
- (イ) 「学校教育法」第1条に規定する学校の所在地（以下「学校所在地」という。）
- (ウ) 勤務地
- (エ) 別記3「JOC エリートアカデミーに係る選手の参加資格の特例措置」に定める小学校の所在地

※ 「居住地を示す現住所」、「勤務地」、「学校所在地」のいずれかから参加する場合は、**2027年**4月30日以前から本大会終了時（**2027年10月6日**）まで、引き続き当該地に、それぞれ居住、勤務、又は通学していなければならない。ただし、次の者はこの限りではない。

[成年種別]

- a 別記4「トップアスリーの国民スポーツ大会参加資格の特例措置」の適用を受ける者
- b 別記5「東日本大震災に係る選手及び監督の国民スポーツ大会参加資格の特例措置」の適用を受ける者
- c 別記6「令和6年能登半島地震に係る選手及び監督の国民スポーツ大会参加資格の特例措置」の適用を受ける者

[少年種別]

- a 別記2「『一家転住等』に伴う特例措置」の適用を受ける者
- b 別記4「トップアスリーの国民スポーツ大会参加資格の特例措置」の適用を受ける者
- c 別記5「東日本大震災に係る選手及び監督の国民スポーツ大会参加資格の特例措置」の適用を受ける者
- d 別記6「令和6年能登半島地震に係る選手及び監督の国民スポーツ大会参加資格の特例措置」の適用を受ける者

(3) 選手の年齢基準

ア 選手の年齢基準については、下記を原則とする。

- (ア) 成年種別に参加する者は、2009年4月1日以前に生まれた者とする。
- (イ) 少年種別に参加する者は、2009年4月2日から2012年4月1日までに生まれた者とする。
- (ウ) 年齢を区分している種別へ参加する者の年齢計算は、2027年4月1日を基準とする。

イ 日本スポーツ協会が特に認める場合は、上記アにかかわらず、競技ごとに年齢区分を設定することができる。ただし、年齢の下限は中学3年生（2012年4月2日から2013年4月1日までに生まれた者）とする。

- (4) 前記の各事項に疑義のあるときは、日本スポーツ協会及び当該競技団体が調査・審議の上、日本スポーツ協会がその可否を決定する

## 6 各正式競技の総合成績決定方法

各正式競技の総合成績決定方法は次のとおりとする。

- (1) 次のア、イの得点を合計したものを男女総合成績（天皇杯得点）及び女子総合成績（皇后杯得点）とする。

ア 競技得点

競技得点は、各種別、種目などの第1位から第8位までの都道府県に与え、次のとおりとする。ただし、同順位の場合は、次の順位のものに加え、当該都道府県で等分し、割り切れない場合は、小数第3位以下を切り捨てる。

		1位	2位	3位	4位	5位	6位	7位	8位
種別	4人以下	24点	21点	18点	15点	12点	9点	6点	3点
	5人以上7人以下	40点	35点	30点	25点	20点	15点	10点	5点
	8人以上	64点	56点	48点	40点	32点	24点	16点	8点
種目	—————	8点	7点	6点	5点	4点	3点	2点	1点

[注] 「種別」：種別などに与える競技得点 「種目」：種目などに与える競技得点

イ 参加得点

参加得点は10点とし、大会（ブロック大会を含む。）に参加した都道府県に与える。

ただし、ブロック大会で本大会の出場権を獲得しながら、本大会に参加しなかった場合は

与えない。

(2) 各競技の総合成績は、当該競技団体が決定する。

ただし、天候その他の事情により一部競技が中止になった場合は、当該競技団体と大会総務委員会が協議する。

(3) 参加資格違反等に関わる得点等の取り扱いについては、「国民スポーツ大会における違反に対する処分に関する規程」によるものとする。

## 7 表彰

(1) 冬季大会及び本大会で実施した全正式競技の男女総合成績第1位の都道府県に天皇杯を、同じく女子総合成績第1位の都道府県に皇后杯をそれぞれ授与する。

(2) 冬季大会及び本大会で実施した全正式競技の男女総合成績及び女子総合成績の第1位から第8位までの都道府県に、それぞれ表彰状を授与する。

(3) 各正式競技の男女総合成績第1位の都道府県に、国民スポーツ大会会長トロフィーを授与する。

(4) 各正式競技の男女総合成績及び女子総合成績の第1位から第8位までの都道府県に、それぞれ表彰状を授与する。

(5) 各競技の各種別及び各種目などの第1位から第8位までに賞状を授与する。団体競技の場合は、その都道府県名とチーム全員（監督を含む）の氏名を記載したものを都道府県用に1枚、さらにその都道府県名と個人名を記載したもの、又は都道府県名とチーム全員（監督を含む）の氏名を記載したものをチーム全員に授与する。

(6) 各正式競技及び特別競技の第1位から第3位までの選手にメダルを授与する。

## 8 参加申込方法

(1) 参加申込

都道府県スポーツ協会会長（代表者）及び競技団体会長（代表者）は、連署の上、都道府県大会又はブロック大会において選抜された者及び公益財団法人日本高等学校野球連盟が選出したチームを、大会会長宛てに申込むものとする。

(2) 参加申込締切

参加申込は、定められた締切日時までに国民スポーツ大会参加申込システムにより行う。

なお、各競技別実施要項の「参加申込方法」を併せて確認すること。

(3) 参加申込締切日時

締切日時	競 技
2027年 8月12日（木） 午後5時 【1競技】	ゴルフ
2027年 8月19日（木） 午後5時 【13競技】	水泳、ローイング、バレーボール（ビーチバレーボール）、体操、セーリング、自転車、ソフトテニス、相撲、馬術、ライフル射撃、カヌー、ボウリング、トライアスロン

2027年 9月2日(木) 午後5時 【25競技】	陸上競技、サッカー、テニス、ホッケー、ボクシング、バレーボール(6人制)、バスケットボール、レスリング、ウエイトリフティング、ハンドボール、卓球、軟式野球、フェンシング、柔道、ソフトボール、バドミントン、弓道、剣道、ラグビーフットボール、スポーツクライミング、アーチェリー、空手道、銃剣道、なぎなた、高等学校野球
------------------------------------	--

(4) 参加申込様式

参加申込様式は、日本スポーツ協会が実施競技団体と協議の上、作成する。

(5) 公開競技の参加申込

公開競技については、別途当該中央競技団体が定める所定の手続きにより行う。

(6) 選手の交代

参加申込締切後の選手の交代は、特別な事情がない限り認めない。特別な事情で選手を交代する場合は、所定の様式、方法により次のア～ウ宛てに届け出なければならない。

ア 全国を統轄する各中央競技団体事務局

イ 日本のひなた宮崎 国スポ・障スポ 実行委員会事務局

ウ 日本のひなた宮崎 国スポ・障スポ 各競技会場地市町村実行委員会事務局

なお、日本スポーツ協会に対しては、大会終了後、所定の手続きにより参加申込情報を修正すること。

## 9 棄権手続

参加申込締切後から競技初戦までの間において、特別な事情で選手が競技会を棄権する場合には、所定の棄権手続きをとらなければならない。

なお、棄権手続きに係る届出については選手交代届と同じ様式を用いること。

## 10 大会参加負担金

(1) 大会に参加選手団(視察員を除く)を派遣する都道府県スポーツ協会は、大会参加負担金を納入する。一人あたりの大会参加負担金の額は下記のとおりとする。

区 分	負 担 金
少年の種別に参加する選手	3,000円
上記以外の者(本部役員、監督、成年の種別に参加する選手等)	6,000円

[注] 地震、風水害、感染症及びその他主催者の責によらない事由により大会を中止した場合、大会参加負担金の返金を行わない。

(2) 大会参加負担金は、都道府県スポーツ協会に取りまとめ、次のとおり納入する。

ア 納入期限 2027年9月9日(木)

イ 納入先 みずほ銀行 渋谷支店 普通預金口座 513729  
公益財団法人日本スポーツ協会

## 11 宿泊申込

大会参加者は、日本のひなた宮崎 国スポ・障スポ 実行委員会が指定した所定の様式により、定められた締切日までに申込む。

## 12 都道府県選手団本部役員編成

- (1) 都道府県選手団本部役員は、次のとおりとする。
  - ア 参加選手 500 名以上の場合、団長、総監督及び総務ほか、計 20 名以内とする。
  - イ 参加選手 300 名以上 500 名未満の場合、団長、総監督及び総務ほか、計 15 名以内とする。
  - ウ 参加選手 300 名未満の場合、団長、総監督及び総務ほか、計 10 名以内とする。
- (2) 上記役員のほか、5 名以内の顧問を設けることができる。
- (3) 上記(1)及び(2)による本部役員総数の範囲内で、スポーツドクターを帯同するものとする。

なお、帯同するスポーツドクターは日本スポーツ協会公認スポーツドクター資格を有する者とする。
- (4) 上記(1)及び(2)による本部役員総数の範囲内で、原則としてアスレティックトレーナーを帯同するものとする。

なお、帯同するアスレティックトレーナーは日本スポーツ協会公認アスレティックトレーナー資格を有する者とする。
- (5) 都道府県選手団本部役員の 1 日あたりの編成人数については、上記(1)及び(2)による人数を上限とする。
- (6) 都道府県選手団本部役員の参加申込は、**2027 年 9 月 2 日 (木)** 午後 5 時までに国民スポーツ大会参加申込システムにより行う。

## 13 視察員

- (1) 視察員は、1 都道府県 3 名以内とする。ただし、**2028 年**以降の国民スポーツ大会の開催が決定又は内定している県については、**長野県** 100 名以内、**群馬県**及び**島根県** 60 名以内、**奈良県**及び**山梨県** 40 名以内とする。
- (2) 都道府県の視察員の参加申込は、**2027 年 9 月 2 日 (木)** 午後 5 時までに国民スポーツ大会参加申込システムにより行う。

## 14 記念品及び AD カードの交付

**記念品**及び AD カードは、次の者に交付する。

- (1) 記念品
  - ア 都道府県選手団
  - イ 大会役員、競技会役員及び競技団体が指定した競技役員
  - ウ 公開競技及びデモンストラーションスポーツ参加者
- (2) AD カード (Accreditation Card)
  - ア 都道府県選手団
  - イ 大会役員、競技会役員及び競技団体が指定した競技役員
  - ウ 大会主催者及び競技会主催者が認めた者
  - エ 公開競技に参加する選手、監督及び役員

## 15 参加上の注意

- (1) 大会期間中は、交付された AD カードを携帯しなければならない。
- (2) 各都道府県の代表選手は、競技に際し、「国民スポーツ大会ユニフォーム規程」に基づき、ユニフォームを着用しなければならない。

## 16 個人情報及び肖像権に関わる取り扱い

日本スポーツ協会、日本のひなた宮崎 国スポ・障スポ 実行委員会、日本のひなた宮崎 国スポ・障スポ 各競技会場地市町村実行委員会及び国民スポーツ大会実施競技中央競技団体（以下「国スポ関係機関・団体」という。）は、参加申込等を通じて取得する個人情報及び肖像権の取り扱いに関して以下のとおり対応するものとする。

### (1) 個人情報の取り扱い

#### ア 利用目的

大会参加申込として国民スポーツ大会参加申込システムへ登録された個人情報は、国スポ関係機関・団体において、参加資格の確認や競技組合せなどをはじめとする大会運営業務のために利用し、目的以外に利用しない。

#### イ 公表の範囲と方法

個人情報のうち、所属都道府県、氏名、性別、年齢、学校名、チーム名等、所属と個人を識別するために必要な情報については、以下の方法等により公表することがある。

- (ア) 総合プログラム及び競技別プログラムへの掲載
- (イ) 競技会場内におけるアナウンス等による紹介
- (ウ) 競技会場内外の掲示板等への掲載
- (エ) 大会関連ホームページへの掲載
- (オ) 報道機関への提供

#### ウ 競技結果（記録）等

競技結果（記録）については、上記イで定めた個人情報とともに、以下の方法等により公表することがある。

- (ア) 日本のひなた宮崎 国スポ・障スポ 実行委員会が設置する記録本部を通じた公開
- (イ) 国スポ関係機関・団体及び報道機関等による新聞・雑誌及び関連ホームページ等への掲載
- (ウ) 国スポ関係機関・団体が作成する大会報告書等への掲載
- (エ) 次回以降の大会プログラムへの掲載【新記録、優勝及び上位入賞結果（記録）等】

### (2) 肖像権に関する取り扱い

#### ア 写真

国スポ関係機関・団体又はこれらに認められた報道機関等によって撮影された写真が、新聞・雑誌・報告書及び関連ホームページ等で公開されることがある。

#### イ 写真（写真撮影企業等）

国スポ関係機関・団体に認められた写真撮影企業等によって撮影された写真等が販売されることがある。

なお、各競技・会場における販売の有無等の詳細は、当該中央競技団体を中心に対応する。

#### ウ 映像

国スポ関係機関・団体又はこれらに認められた報道機関等によって撮影された映像が、中継・録画放映及びインターネットによって配信されることがある。また、DVD 等に編集され、販売・配付されることがある。

### (3) 対応

#### ア 承諾の確認

大会参加申込として国民スポーツ大会参加申込システムへ登録された時点で、上記取り扱いに関する承諾を得たものとして対応する。

なお、各競技会における取り扱いに伴い、別途、当該中央競技団体等によって個別に承諾

を確認することがある。

#### イ 役員等

大会役員、競技役員、運営役員、その他各種委員や補助員、国スポ関係機関・団体と大会に関する契約をしている者及び大会運営関係者については、上記取り扱いに関する承諾を得たものとして対応する。

### 17 都道府県大会及びブロック大会

正式競技については、本大会の予選として次のとおり都道府県大会（ブロック大会）を開催しなければならない。

(1) 都道府県の主催団体は、必要に応じて日本スポーツ協会及び中央競技団体等関係団体と協議の上、本要項に基づき実施要項を作成する。

なお、日本スポーツ協会及び中央競技団体は、その内容に不備がある場合、適宜指導を行うものとする。

(2) 都道府県大会の実施にあたり、当該都道府県主催団体は、適正な手続きに則り決定した代表選手の選抜方法・選考基準について、予め関係者に周知徹底を図るものとする。

(3) 参加者は、実施要項に基づき当該主催団体に申込み。

なお、参加は、回数を同じくする大会において、冬季大会及び本大会にそれぞれ1競技に限り参加できる。

(4) ブロック大会の申込みは、原則として国民スポーツ大会参加申込システムにより行い、様式は日本スポーツ協会及び当該主催団体が協議の上、作成する。

なお、参加申込システムを使用しない場合の様式については、当該主催団体において別途作成する。

(5) 都道府県大会の参加申込様式は、当該主催団体において作成する。

(6) 参加料を徴収する場合の金額は、当該主催団体が中央競技団体と協議の上、定める。

(7) 競技運営に差し支えない限り、**宮崎県**選手は当該競技ブロック大会を経ることなく本大会に参加することができる。

### 18 国民スポーツ大会参加者傷害補償制度

日本スポーツ協会及び都道府県スポーツ協会は、国民スポーツ大会参加者に対する社会的責任体制を整えるとともに、大会参加者の相互扶助の精神に基づいた補償制度として大会参加者による国民スポーツ大会参加者傷害補償制度を運営する。

(1) 本制度の対象となる参加者は、ブロック大会及び本大会に参加する本制度給付規定に定められた選手、監督、選手団本部役員（顧問を含む）、視察員並びにその他選手団役員とする。

(2) 大会参加の都道府県スポーツ協会は、国民スポーツ大会参加者傷害補償制度の対象となる参加者数に応じた制度負担金（一人あたり1,000円）を、日本スポーツ協会に納入する。

(3) 納入締切日及び納入先については、別途日本スポーツ協会から都道府県スポーツ協会へ通知する。

## 19 日本のひなた宮崎 国スポの実施目標

### (1) 「チームみやざき」で創りあげる国スポ

スポーツを「する」、「みる」、「支える」など、県民がそれぞれの立場で大会に関わり、競技会はもちろん、県民運動や文化プログラム等により、大会の開催気運を盛り上げる県民総参加型の大会とする。

### (2) スポーツの素晴らしさを体感できる国スポ

指導者の養成やアスリートの育成など、計画的かつ継続的な競技力の向上を図るとともに、県民一人ひとりがスポーツを通じた健康増進や生きがいづくりに取り組み、スポーツの喜びや楽しさを享受できる大会とする。

### (3) 宮崎県の魅力を全国に発信する国スポ

神話や伝統文化、豊かな自然や食に加え、充実したスポーツ環境など、本県の多彩な魅力を全国に向けて発信します。また、来県する皆様を“おもてなしの心”で温かく迎え、県民とのふれあいや感動の共有による心の絆を深める大会とする。

### (4) 「未来のみやざき」づくりを進める国スポ

国スポの開催を契機として、スポーツの拠点づくりや地域活性化、スポーツ文化の醸成、さらには「スポーツランドみやざき」の全県展開などに取り組み、スポーツを生かした「未来のみやざき」づくりを推進する。

## 20 その他

- (1) 参加申込及び宿泊申込が、定められた締切日までに行われない場合、又は、参加負担金が定められた納入期限までに納入されない場合は、本大会への参加を認めない。
- (2) 大会運営にあたり、選手・観客・大会関係者への安全を最優先に配慮し、気象状況・感染状況・交通状況・テロ行為等の各種災害に伴い、安全確保が見込めないと主催者が判断した場合は、主催者の指示に従うものとする。また、安全確保のために、参加申込システムに登録された以外の個人情報を取得する場合がある。取得した情報については、目的以外に利用しない。
- (3) その他の事項については、国民スポーツ大会開催基準要項及び同細則による。

## 別記1 「国民スポーツ大会ふるさと選手制度」

- 1 成年種別年齢域の選手は、国民スポーツ大会開催基準要項細則第3項〔国民スポーツ大会開催基準要項第8項第1号及び第10項第4号（参加資格及び年齢基準等）〕に基づき、下記のいずれかを拠点とした都道府県から参加することができる。
  - (1) 居住地を示す現住所
  - (2) 勤務地
  - (3) ふるさと
- 2 「ふるさと」とは、卒業小学校、卒業中学校又は卒業高等学校のいずれかの所在地が属する都道府県とする。

ただし、JOC エリートアカデミーに係る選手については、別に定める「JOC エリートアカデミーに係る選手の参加資格の特例措置」第3項により取り扱うものとする。
- 3 我が国の競技力向上を支援する観点より、日本国籍を有する者及び「永住者」については、日本における滞在期間に関わらず、本制度を活用できるものとする。ただし、「日本国籍を有する者及び『永住者』」に該当しない者であっても、当該大会年の4月30日（冬季大会は前年の4月30日）以前から本大会終了時（冬季大会は開催前年の10月31日）まで継続的に日本に滞在している場合は、本制度を活用できるものとする。なお、やむを得ない事情により、一時的に日本を離れる場合は、総日数の半数を超えて日本で滞在していること。
- 4 「ふるさと選手制度」を活用し参加を希望する選手は、予め所定の方法により「ふるさと」を登録しなければならない。なお、一度登録した「ふるさと」は変更できないものとする。
- 5 「ふるさと」から参加する選手は、国民スポーツ大会開催基準要項細則第3項-(1)-1-③（国内移動選手の制限）に抵触しないものとする。
- 6 ふるさと選手制度の活用については、原則として、1回につき2年以上連続とし、利用できる回数は2回までとする。
- 7 参加都道府県は「ふるさと選手」を所定の様式、方法により、当該大会実施要項で定めた参加申込締切期日までに、日本スポーツ協会宛てに提出する。

## 別記2 「『一家転住等』に伴う特例措置」

### 転校への特例

- 1 次の内容をすべて満たすことにより、国内移動選手の制限（国民スポーツ大会開催基準要項細則第3項-(1)-1-③）に抵触しないものとする。
  - (1) この特例の対象は、「少年種別」への参加者に限る。
  - (2) 本特例を受けることができるのは、一家転住等やむを得ない理由に限ることとする。  
なお「一家転住等」とは概ね次のことを言う。
    - ア 親の転勤による一家の転居
    - イ 親の結婚、離婚による一家の転居
    - ウ 上記以外に、やむを得ない理由による一家の転居
  - (3) 転居した時点に応じて、以下の手続きを終了していること。
    - ア 本特例を受けようとする参加者は、下記2(1)の場合は転居元、下記2(2)の場合は転居先が属する都道府県スポーツ協会及び都道府県競技団体に対し、その旨報告すること。
    - イ 報告を受けた都道府県スポーツ協会及び都道府県競技団体は、下記2(1)の場合は転居先、下記2(2)の場合は転居元が属する都道府県スポーツ協会及び都道府県競技団体に対し、その旨報告し了承を得ること。
- 2 本特例を受ける当該大会において、参加することができる都道府県は以下のとおりとする。
  - (1) 転居した時点において、以下に該当する場合は転居元が属する都道府県から参加することができる。
    - ア 転居先が属する都道府県の代表が既に決定している場合
    - イ 当該参加者が、転居元が属する都道府県の代表として既に決定している場合
    - ウ 当該参加者が、転居元が属する都道府県の代表選考過程にある場合
  - (2) 転居した時点において、以下に該当する場合は転居先が属する都道府県から参加することができる。
    - ア 転居元が属する都道府県において、当該大会における都道府県代表の選考が開始されていない場合

### 別記3 「JOC エリートアカデミーに係る選手の参加資格の特例措置」

公益財団法人日本オリンピック委員会が実施する「JOC エリートアカデミー」に係る選手のうち、下記1に該当する者については、国民スポーツ大会開催基準要項細則第3項〔国民スポーツ大会開催基準要項第8項第1号及び第10項第4号（参加資格及び年齢基準等）〕及び別記1「国民スポーツ大会ふるさと選手制度」に関し、次の2～4の特例を適用する。

#### 1 対象者

- (1) 少年種別年齢域の選手で JOC エリートアカデミーに在籍する者
- (2) 成年種別年齢域の選手で JOC エリートアカデミーを修了した者、又は同アカデミーに在籍する者

#### 2 少年種別年齢域の選手の所属都道府県

本特例第1項-(1)に定める少年種別年齢域の選手は、その所属都道府県について、国民スポーツ大会開催基準要項細則第3項-(1)-2)-②に定める「居住地を示す現住所」、「学校教育法第1条に規定する学校の所在地」、「勤務地」のほか、卒業小学校の所在地が属する都道府県を選択することができる。

なお、同アカデミーへの入校時において小学生であった場合には、入校する直前まで通学していた小学校の所在地が属する都道府県を選択することができる。

#### 3 成年種別年齢域の選手の「ふるさと」

本特例第1項-(2)に定める成年種別年齢域の選手は、「国民スポーツ大会ふるさと選手制度」第2項に定める卒業小学校、卒業中学校又は卒業高等学校のいずれかの所在地が属する都道府県のほか、同アカデミーでの入校時において小学生であった場合には、入校する直前まで通学していた小学校の所在地が属する都道府県を「ふるさと」とすることができる。

#### 4 国内移動選手の制限に係る例外適用

本特例第1項-(1)に定める少年種別年齢域の選手が前回の大会（都道府県大会を含む）と異なる都道府県から参加する場合、国民スポーツ大会開催基準要項細則第3項-(1)-1)-③（国内移動選手の制限）に抵触しないものとする。

[注] 本特例第1項-(2)に定める成年種別年齢域の選手については、国民スポーツ大会開催基準要項細則第3項-(1)-1)-③（国内移動選手の制限）の規定に従い取り扱うものとする。

#### 5 その他

中央競技団体が国際競技力向上施策として独自に実施するアカデミー事業については、当該中央競技団体からの申請を踏まえ、当該事業の内容が JOC エリートアカデミーに準拠し実施されていることが、公益財団法人日本オリンピック委員会により確認された場合に限り、国民スポーツ大会委員会の決議を経て当該事業を本特例の対象に加えることができる。

## 別記4 「トップアスリートの国民スポーツ大会参加資格の特例措置」

我が国の競技力向上を支援する観点より、一定の競技力を有する選手に対して、「トップアスリートの国民スポーツ大会参加資格の特例措置（以下「本特例」という。）」を下記のとおり定める。

### 1 特例の対象となる選手

本特例の対象となる選手は、下記の条件のいずれかを満たす者とする。

- (1) 第33回オリンピック競技大会（2024年・パリ）に参加した者。
- (2) 2027年4月30日時点で、下記のいずれかに該当し、各中央競技団体が本特例の対象として認めた者
  - ア JOC オリンピック強化指定選手
  - イ 各競技（種目）における国内ランキング上位10位以内の者
  - ウ 中央競技団体が定めた強化指定選手※ 強化指定ランクについては、各競技における全日本選手権大会入賞レベル以上のカテゴリーを対象とする。

### 2 特例の内容

#### (1) 予選会の免除

本特例の対象となる選手については、都道府県予選会及びブロック大会を経ずに国民スポーツ大会本大会に参加することができるものとする。ただし、ブロック大会実施競技種目・種別においては、当該都道府県代表選手又はチームがブロック大会に参加し、本大会参加枠を獲得している場合とする。

#### (2) 資格要件（日数要件の緩和）

本特例の対象となる選手が所属都道府県として「居住地を示す現住所」又は「勤務地」を選択する場合は、日数に関する要件を定めないこととし、以下のとおりとする。

##### ア 居住地を示す現住所

次の要件をいずれも満たすものとする。

- (ア) 2027年4月30日以前から大会終了時（2027年10月6日）まで引き続き、住民票記載の住所に存する都道府県において生活している実態があり、当該都道府県以外（海外を含む）において生活している実態がないこと。

なお、生活の実態については、下記要件により判断する。

  - a 自ら所有する住居、又は自らの名義で住居を賃借していること
  - b 当該住居に生計を一にする家族と共に住んでいること
  - c 当該住居の水道光熱費など費用を自ら負担していること
  - d 当該住居に主要な家財道具が存すること

- (イ) 合宿、試合等により当該都道府県外で活動を行う場合、当該都道府県を移動の起点としていること。

##### イ 勤務地

次の要件をいずれも満たすものとする。

- (ア) 2027年4月30日以前から大会終了時（2027年10月6日）まで引き続き、雇用主と雇用契約を締結した上で、当該都道府県内に存する雇用主の会社や事業所等に現実に通勤し、勤務していること。
- (イ) 当該都道府県内で、競技普及活動等の事業に参加すること。

### 3 国内移動選手の制限

本特例の対象となる選手の国内移動選手の制限については、国民スポーツ大会開催基準要項細則第3項－(1)－1)－③のとおりとする。

## 別記5 「東日本大震災に係る選手及び監督の国民スポーツ大会参加資格の特例措置」

### 1 特例の対象となる被災地域都道府県

震災による被害状況及び影響等を総合的に勘案し、青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、千葉県の6県を本特例の適用対象となる被災地域都道府県(以下「特例対象県」という。)とする。  
なお、特例対象県以外の都道府県において対応が必要となった場合は、個別に取り扱うこととする。

### 2 特例の内容

#### (1) 特例対象県を所属都道府県とする場合の要件緩和

以下の選手及び監督については、「居住地を示す現住所」、「学校所在地」又は「勤務地」の各要件を満たしていなくとも、当該特例対象県から参加することができる。

##### 【特例の対象者】

被災地域からの避難等、災害の影響によるやむを得ない事情によって、当該特例対象県における「居住地を示す現住所」、「学校所在地」又は「勤務地」の各要件を満たすことができなくなった者。

ただし、以下の事項のいずれにも該当していること。

ア 2011年3月11日(震災発生時)時点において、当該特例対象県内に居住又は勤務していた者。若しくは当該特例対象県内の「学校教育法」第1条に規定する学校に在籍していた者であること。

イ 災害が発生しなかったと仮定した場合、2027年4月30日以前から大会終了時(2027年10月6日)まで継続して当該特例対象県を「居住地を示す現住所」、「学校所在地」又は「勤務地」とする要件を満たしていたと合理的に推測される者であること。

#### (2) 避難等による移動先の都道府県を所属都道府県とする場合の要件緩和

ア 被災地域からの避難等により、当該特例対象県と異なる都道府県に移動した以下の選手及び監督については、移動先の都道府県から参加することができる。

なお、この場合、第79回又は第80回大会に当該特例対象県から参加していても、国民スポーツ大会開催基準要項細則第3項-(1)-1)-③(国内移動選手の制限)には抵触しないものとする。

##### 【特例の対象者】

被災地域からの避難等、災害の影響によるやむを得ない事情によって、当該特例対象県から移動せざるを得なかった者。

ただし、以下の事項のいずれにも該当していること。

(ア) 2011年3月11日時点において、当該特例対象県内に居住又は勤務していた者。若しくは当該特例対象県内の「学校教育法」第1条に規定する学校に在籍していた者であること。

(イ) 移動先の都道府県を「居住地を示す現住所」、「学校所在地」又は「勤務地」とする要件を満たしていること。

なお、移動が生じた時期が2027年4月30日以降の場合は、移動先の都道府県の予選会開始までに要件を満たしていることとする。

[注] 「居住地を示す現住所」及び「学校所在地」として参加を希望する者については、当該自治体への住所に関する届出又は学籍に係る要件を満たしていなくとも、それに準ずる公的な証明書類を提出でき、かつ移動先の都道府県に居住あるいは通学している実態を有していると日本スポーツ協会が認めた場合、移動先の都道府県から出場す

ることができる。

イ 本項アを適用して避難等による移動先の都道府県から第80回大会又は第81回大会に参加した者が、第82回大会において、以下のような震災にかかる理由により再度都道府県を移動して参加する場合は、国民スポーツ大会開催基準要項細則第3項-(1)-1)-③（国内移動選手の制限）には抵触しないものとする。

- <例>
- 避難先を離れ、当該特例対象県に戻る場合
  - 避難先を離れ、他の都道府県を「居住地を示す現住所」、「学校所在地」又は「勤務地」とする場合
  - 他の都道府県に避難先を移す場合

(3) 避難等による移動先の属する都道府県において学校を卒業した場合の「ふるさと」選択要件の緩和

避難等による移動先の属する都道府県において小学校、中学校又は高等学校を卒業した者が、成年種別年齢域に達した際、「国民スポーツ大会ふるさと選手制度」を活用して参加する場合、以下のいずれかを「ふるさと」として登録することができる。

ア 卒業小学校、卒業中学校又は卒業高等学校の所在地

イ 災害の発生した時点で在籍していた小学校、中学校又は高等学校の所在地

なお、本特例を適用して上記イの学校所在地を「ふるさと」として登録した場合についても、卒業小学校、卒業中学校又は卒業高等学校の所在地を「ふるさと」とする場合と同様、一度登録した「ふるさと」は変更できない。

**【特例の対象者】**

2011年度から2012年度（小学校は2015年度）までに、避難等による移動先の属する都道府県において小学校、中学校又は高等学校を卒業した者。

## 別記6 「令和6年能登半島地震に係る選手及び監督の国民スポーツ大会参加資格の特例措置」

### 1 特例の対象となる被災地域都道府県

震災による被害状況及び影響等を総合的に勘案し、新潟県、富山県、石川県、福井県の4県を本特例の適用対象となる被災地域都道府県（以下「特例対象県」という。）とする。

なお、特例対象県以外の都道府県において対応が必要となった場合は、個別に取り扱うこととする。

### 2 特例の内容

#### (1) 特例対象県を所属都道府県とする場合の要件緩和

以下の選手及び監督については、「居住地を示す現住所」、「学校所在地」又は「勤務地」の各要件を満たしていなくとも、当該特例対象県から参加することができる。

##### 【特例の対象者】

被災地域からの避難等、災害の影響によるやむを得ない事情によって、当該特例対象県における「居住地を示す現住所」、「学校所在地」又は「勤務地」の各要件を満たすことができなくなった者。

ただし、以下の事項のいずれにも該当していること。

ア 2024年1月1日（震災発生時）時点において、当該特例対象県内に居住又は勤務していた者。若しくは当該特例対象県内の「学校教育法」第1条に規定する学校に在籍していた者であること。

イ 災害が発生しなかったと仮定した場合、2027年4月30日以前から当該大会終了時（2027年10月6日）まで継続して当該特例対象県を「居住地を示す現住所」、「学校所在地」又は「勤務地」とする要件を満たしていたと合理的に推測される者であること。

#### (2) 避難等による移動先の都道府県を所属都道府県とする場合の要件緩和

ア 被災地域からの避難等により、当該特例対象県と異なる都道府県に移動した以下の選手及び監督については、移動先の都道府県から参加することができる。

なお、この場合、第79回大会又は第80回大会に、当該特例対象県から参加していても、国民スポーツ大会開催基準要項細則第3項-(1)-1)-③（国内移動選手の制限）には抵触しないものとする。

##### 【特例の対象者】

被災地域からの避難等、災害の影響によるやむを得ない事情によって、当該特例対象県から移動せざるを得なかった者。

ただし、以下の事項のいずれにも該当していること。

(ア) 2024年1月1日時点において、当該特例対象県内に居住又は勤務していた者。若しくは当該特例対象県内の「学校教育法」第1条に規定する学校に在籍していた者であること。

(イ) 移動先の都道府県を「居住地を示す現住所」、「学校所在地」又は「勤務地」とする要件を満たしていること。

なお、移動が生じた時期が2027年4月30日以降の場合は、移動先の都道府県の子選会開始までに要件を満たしていることとする。

[注] 「居住地を示す現住所」及び「学校所在地」として参加を希望する者については、当該自治体への住所に関する届出又は学籍に係る要件を満たしていなくとも、それに準ずる公的な証明書類を提出でき、かつ移動先の都道府県に居住あるいは通学してい

る実態を有していると日本スポーツ協会が認めた場合、移動先の都道府県から出場することができる。

イ 本項アを適用して避難等による移動先の都道府県から第80回大会又は第81回大会に参加した者が、第82回大会において、以下のような震災に係る理由により再度都道府県を移動して参加する場合は、国民スポーツ大会開催基準要項細則第3項-(1)-1)-③（国内移動選手の制限）には抵触しないものとする。

- ＜例＞
- 避難先を離れ、当該特例対象県に戻る場合
  - 避難先を離れ、他の都道府県を「居住地を示す現住所」、「学校所在地」又は「勤務地」とする場合
  - 他の都道府県に避難先を移す場合

(3) 避難等による移動先の属する都道府県において学校を卒業した場合の「ふるさと」選択要件の緩和

避難等による移動先の属する都道府県において小学校、中学校又は高等学校を卒業した者が、成年種別年齢域に達した際、「国民スポーツ大会ふるさと選手制度」を活用して参加する場合、以下のいずれかを「ふるさと」として登録することができる。

ア 卒業小学校、卒業中学校又は卒業高等学校の所在地

イ 災害の発生した時点で在籍していた小学校、中学校又は高等学校の所在地

なお、本特例を適用して上記イの学校所在地を「ふるさと」として登録した場合についても、卒業小学校、卒業中学校又は卒業高等学校の所在地を「ふるさと」とする場合と同様、一度登録した「ふるさと」は変更できない。

#### 【特例の対象者】

2024年度から2025年度（小学校は2028年度）までに、避難等による移動先の属する都道府県において小学校、中学校又は高等学校を卒業した者。

第 82 回国民スポーツ大会(信州やまなみ国スポ)  
デモンストレーションスポーツ  
競技会場地市町村の選定について

※色付きの競技が追加申請分

(五十音順：実施競技)

No.	競技	市町村	開催予定施設
1	(追加申請分) アーバンスポーツ	塩尻市	ユメックスアリーナ (塩尻市総合体育館) 他
2	飯綱町スポーツレクリエーション	飯綱町	飯綱町ふれあいパーク
3	囲碁ボール	飯島町	飯島体育館
4	駅伝	伊那市	伊那市陸上競技場
5	カーリング	御代田町	カーリングホールみよた
6	木づり	長野市	長野市 づなっち広場
7	少林寺拳法	佐久市	長野県立武道館
8	森林セラピー	松川町	松川町 およりの森周辺
9	スポーツウエルネス吹矢	塩尻市	ユメックスアリーナ (塩尻市総合体育館)
10	スポーツフェスティバル	宮田村	宮田村屋内運動場 他村内 20 施設
11	スマートフェンシング	箕輪町	箕輪町町民体育館
12	(追加申請分) たかもりの MIZBE で体験！ 水上スポーツ！	高森町	高森町立高森中学校及び高森町新設カヌー競技場
13	チャレンジフェスティバル	阿智村	阿智村立阿智中学校体育館
14	テコンドー	安曇野市	ANCアリーナ (安曇野市総合体育館)
15	日本拳法	筑北村	筑北村本城体育館
16	ニュースポーツイベント	山形村	山形村農業者トレーニングセンター 山形村ふれあいドーム 他
17	バイアスロン	白馬村	スノーハープ (白馬クロスカントリー競技場)
18	(追加申請分) ハングライダー・パラグライダー	安曇野市	長峰山山頂、御宝田水のふるさと公園内グラウンド
19	ヒップホップダンス	白馬村	協和ウイング白馬 (ウイング 21)
20	マレットゴルフ	池田町	池田町アルプス広場マレットゴルフ場
21	(追加申請分) フーバ	小谷村	小谷村立小谷小学校体育館
22	フロアホッケー	長野市	ホワイトリング (長野市宮真島総合スポーツアリーナ)
23	ボッチャ	富士見町	富士見町町民センター
24	ボルダリング	小布施町	OBUSE OPEN OASIS (小布施総合公園スポーツコミュニティセンター)



## 第83回国民スポーツ大会 実施競技及び競技会会場一覧【競技別】

【正式競技】

No.	競技名・種目名		種別	市町村	開催予定施設	
1	陸上競技		全種別	前橋市	正田醤油スタジアム群馬（群馬県立敷島公園陸上競技場）	
2	水泳	競泳	全種別	前橋市	群馬県立敷島公園新水泳場（仮称）	
		AS	少年女子			
		水球	少年男子・女子			
		飛込	全種別			
		OWS	男子・女子	高崎市	榛名湖特設会場 ※7月10日正規視察予定	
3	サッカー	成年男子	前橋市	コーエイtonan前橋フットボールセンター（下増田運動場）		
			藤岡市	庚申山総合公園サッカー場		
				藤岡総合運動公園陸上競技場 烏川サッカー場		
		少年男子	前橋市	前橋総合運動公園群馬電工陸上競技・サッカー場（前橋総合運動公園陸上競技場・サッカー場） コーエイtonan前橋フットボールセンター（下増田運動場）		
		少年女子	前橋市	コーエイtonan前橋フットボールセンター（下増田運動場）		
			藤岡市	庚申山総合公園サッカー場		
				藤岡総合運動公園陸上競技場 烏川サッカー場		
		4	テニス	全種別	高崎市	清水善造メモリアルテニスコート
		5	ローイング	全種別	館林市	館林市城沼ローイングコース
6	ホッケー	全種別	みなかみ町	みなかみ町月夜野緑地施設内運動広場ホッケー場		
7	ボクシング	成年男子・成年女子・少年男子	安中市	安中しんくみスポーツセンター（安中市スポーツセンター総合体育館）		
8	バレーボール	6人制	成年男子・成年女子	前橋市	ヤマト市民体育館前橋（前橋市民体育館）	
			少年男子・少年女子	伊勢崎市	アイオーしんきん伊勢崎アリーナ（伊勢崎市民体育館） 伊勢崎市第二市民体育館	
		ビーチバレー	少年男子・少年女子	前橋市	前橋市広瀬スポーツ・カルチャーセンター	
9	体操	競技	成年男子・成年女子	高崎市	高崎アリーナ	
			少年男子・少年女子			
		新体操	少年男子・少年女子			
		トランポリン	男子・女子	前橋市	ヤマト市民体育館前橋（前橋市民体育館）	
10	バスケットボール	成年男子	千代田町	KAKINUMAアリーナ（千代田町東部運動公園総合体育館）		
		成年女子	みどり市	ヤクルトグリーンアリーナ（みどり市民体育館）		
		少年男子	太田市	OPEN HOUSE ARENA OTA（太田市総合体育館）		
		少年女子		太田市運動公園市民体育館		
11	レスリング	成年男子・少年男子・女子	館林市	ダノン城沼アリーナ（城沼総合体育館）		
12	セーリング	全種別	神奈川県藤沢市	湘南港（江の島ヨットハーバー）		
13	ウエイトリフティング	成年男子・少年男子・女子	藤岡市	群馬県立藤岡工業高等学校体育館		
14	ハンドボール	成年男子	富岡市	Yokowoシルクアリーナ富岡（富岡市民体育館） 妙義総合体育館		
			富岡市	Yokowoシルクアリーナ富岡（富岡市民体育館） 妙義総合体育館		
		成年女子	甘楽町	甘楽町立甘楽中学校体育館		
			富岡市	群馬県立富岡高等学校体育館 群馬県立富岡特別支援学校高等部体育館		
		少年男子		富岡市	群馬県立富岡特別支援学校高等部体育館 富岡市立富岡小学校体育館	
		少年女子	富岡市	群馬県立富岡特別支援学校高等部体育館 富岡市立富岡小学校体育館		
		15	自転車	トラック	前橋市	日本トーターグリーンドーム前橋（グリーンドーム前橋）
				ロード		前橋市特設ロードレースコース
16	ソフトテニス	全種別	前橋市	株式会社ピーエムシー 前橋総合運動公園テニスコート（前橋総合運動公園テニスコート）		
17	卓球	全種別	伊勢崎市	アイオーしんきん伊勢崎アリーナ（伊勢崎市民体育館）		
18	軟式野球	成年男子	高崎市	高崎市城南野球場		
			伊勢崎市	伊勢崎ガスあずまスタジアム（あずまスタジアム）		
			太田市	太田市運動公園野球場		
			富岡市	Yokowoシルクスタジアム富岡（富岡市民球場）		
			館林市	城沼野球場（ダノンスポーツパーク内）		
			渋川市	渋川市総合公園野球場		
19	相撲	成年男子・少年男子	みどり市	ヤクルトグリーンアリーナ（みどり市民体育館）		
20	馬術	成年男子・成年女子・少年	前橋市	林牧場群馬県馬事公苑（群馬県馬事公苑）		

No,	競技名・種目名		種別	市町村	開催予定施設	
21	フェンシング		全種別	沼田市	ZACROSアリーナぬまた（沼田市民体育館）	
22	柔道		成年男子・少年男子・女子	前橋市	ALSOKぐんま武道館（群馬県総合スポーツセンターぐんま武道館）	
23	ソフトボール		成年男子	渋川市	木暮組スポーツパーク赤城野球場A・C面（赤城総合運動自然公園野球場）	
			成年女子	高崎市	高崎市ソフトボール場宇津木スタジアム・第2ソフトボール場	
			少年男子	前橋市	登利平桃ノ木川グラウンドA・C面（桃ノ木川グラウンド）	
			少年女子	伊勢崎市	伊勢崎市ソフトボール場 セブennaツスタジアム（伊勢崎市野球場）	
24	バドミントン		全種別	桐生市	桐生ガススポーツセンター（桐生市民体育館）	
25	弓道	近的	全種別	前橋市	ALSOKぐんま武道館弓道場（群馬県総合スポーツセンターぐんま武道館弓道場）	
		遠的	全種別		ALSOKぐんま武道館弓道場（群馬県総合スポーツセンターぐんま武道館弓道場）	
26	ライフル射撃		50m	成年男子・成年女子	榛東村	群馬県ライフル射撃場
			10m	全種別		しんとうスポーツアリーナ
			BR・BP	少年男子・少年女子	前橋市	群馬県警察学校射撃場
			25m	成年男子		
27	剣道		全種別	前橋市	ALSOKぐんま武道館（群馬県総合スポーツセンターぐんま武道館）	
28	ラグビーフットボール	7人制	成年男子・女子	桐生市	森エンジニアリング桐生スタジアム（桐生市陸上競技場）	
		15人制	少年男子	太田市	太田市運動公園陸上競技場	
29	スポーツクライミング		リード	全種別	前橋市	ALSOKぐんまサブアリーナ（群馬県総合スポーツセンターサブアリーナ）
			ボルダ	全種別		ALSOKぐんまアリーナ（群馬県総合スポーツセンターぐんまアリーナ）
30	カヌー		SP	全種別	長野原町	ハツ場あがつま湖特設カヌー競技場
			S L・WW	成年男子・成年女子	東吾妻町	吾妻川特設カヌー競技場
31	アーチェリー		全種別	安中市	安中市総合運動公園陸上競技場	
32	空手道		全種別	高崎市	高崎アリーナ	
33	銃剣道		成年男子・少年男子	吉岡町	吉岡町立吉岡中学校体育館	
34	クレー射撃	トラップ・スキート	成年	富岡市	ぐんまジャイアント総合クレー・ライフル射撃場	
35	ボウリング		成年男子・成年女子	高崎市	パークレーン高崎	
			少年男子・少年女子	太田市	ドリームスタジアム太田	
36	ゴルフ		成年男子	渋川市	赤城ゴルフ倶楽部	
			少年男子・女子	高崎市	サンコーカントリークラブ	
37	トライアスロン		成年男子・成年女子	高崎市	榛名湖及び周辺特設会場	

【特別競技】

No,	競技名・種目名		種別	市町村	開催予定施設
1	高等学校野球	硬式	-	桐生市	小倉クラッチ・スタジアム（桐生球場）
		軟式	-	大泉町	いづみ総合公園ワカキヤ大泉町民野球場（いづみ総合公園町民野球場）

【公開競技】

No,	競技名・種目名		種別	市町村	開催予定施設
1	綱引		-	伊勢崎市	アイオーしんきん伊勢崎アリーナ（伊勢崎市民体育館）
2	ゲートボール		-	太田市	太田市運動公園陸上競技場
3	武術太極拳		-	高崎市	高崎アリーナ
4	パワーリフティング		-	渋川市	渋川市伊香保体育館
5	パウンドテニス		-	高崎市	高崎アリーナ
6	エアロビック		-	太田市	OPEN HOUSE ARENA OTA（太田市総合体育館）
7	スポーツチャンバラ		-	前橋市	ALSOKぐんま武道館（群馬県総合スポーツセンターぐんま武道館）
8	ダンススポーツ		-	高崎市	高崎アリーナ

## 第83回国民スポーツ大会 デモンストレーションスポーツ競技一覧

(五十音順：実施競技名)

No	実施競技名	市町村名	開催予定施設	主管団体名
1	青空バレーボール大会 (9人制)	昭和村	昭和村 総合運動公園多目的グラウンド	昭和村スポーツ協会
2	ウォーキングフットボール大会	藤岡市	藤岡市庚申山総合公園サッカー場 (庚申山総合公園多目的広場)	公益財団法人 群馬県サッカー協会
3	おおいずみ歴史ウォーキング	大泉町	町内設定コース	大泉町教育委員会
4	片品村ウォークラリー大会	片品村	片品村文化センター周辺	片品村教育委員会
5	カヌー教室	東吾妻町	吾妻川特設カヌー競技場	群馬県カヌー協会
6	草津温泉ノルディックウォーキング	草津町	草津温泉スキー場 他	草津スキースクール
7	グラウンドゴルフ	南牧村	旧南牧村立南牧中学校校庭	南牧村体育協会
8	群馬県ガールズU-12サッカー大会	藤岡市	藤岡市烏川サッカー場 (烏川緑地運動施設)	公益財団法人 群馬県サッカー協会
9	さくらウォーク	板倉町	谷田川さくら堤等	板倉町体育協会
10	下仁田ウォーク	下仁田町	下仁田町ウォーキングコース	下仁田町体育協会
11	ジョイフル ・スローピッチソフトボール	吉岡町	吉岡町緑地運動公園	吉岡町スポーツ協会 ソフトボール部
12	小学生ハンドボール	富岡市	Yokowoシルクアリーナ富岡 (富岡市民体育館)	群馬県ハンドボール協会
13	少年サッカー	安中市	安中市総合運動公園陸上競技場	安中市スポーツ協会 サッカー部
14	少林寺拳法	太田市	OPEN HOUSE ARENA OTA (太田市総合体育館)	群馬県少林寺拳法連盟
15	スポーツ鬼ごっこ	桐生市	桐生ガススポーツセンター (桐生市民体育館)	群馬スポーツ鬼ごっこ連盟
16	スポーツ吹き矢	甘楽町	甘楽町体育館 甘楽町立甘楽中学校体育館	甘楽町体育協会
17	スマートフェンシング	沼田市	ZACROSアリーナぬまた (沼田市民体育館)	群馬県フェンシング協会
18	スマイルボウリング	榛東村	しんとうスポーツアリーナ	榛東村スポーツ協会
19	3×3	みなかみ町	みなかみ町月夜野総合体育館	特定非営利活動法人 水上自然遊楽
20	高山村軽スポーツラリー	高山村	高山村いぶき会館周辺	高山村教育委員会
21	たてばやしウォーク2029	館林市	城沼周辺	館林市ウォーキング協会
22	千代田町レガッタ	千代田町	千代田町瀬戸井地先利根川河川敷	千代田町体育協会
23	嬭恋村キャベツゲートボール大会	嬭恋村	嬭恋村運動公園多目的グラウンド	嬭恋村ゲートボール協会
24	ドッジボール	高崎市	高崎アリーナ	群馬県ドッジボール協会
25	なぎなた	高崎市	高崎アリーナ 高崎市新町防災アリーナ	群馬県なぎなた連盟
26	7人制サッカー	玉村町	玉村町北部公園サッカー場 玉村町東部スポーツ広場公園	玉村町サッカー協会

27	ノルディックウォーク大会	上野村	上野村運動公園	上野村体育協会
28	ビリヤード	伊勢崎市	カリフォルニアビリヤード	群馬県ビリヤード協会
29	フォークダンス	前橋市	ALSOKぐんま武道館（群馬県総合スポーツセンターぐんま武道館）	群馬県フォークダンス協会
30	フットゴルフ	中之条町	美野原カントリークラブ	中之条町生涯学習課 フットゴルフ実行委員会
31	ふれあいグラウンドゴルフ	川場村	川場村第1スポーツ広場	川場村 グラウンドゴルフ協会
32	ブレイキン	伊勢崎市	アイオーしんきん伊勢崎アリーナ （伊勢崎市民体育館）	群馬ブレイクダンス連盟
33	ヘルスパレーボール	明和町	山幸アリーナ明和 （明和町社会体育館）	明和町スポーツ推進委員会
34	ボッチャ	みどり市	ヤクルトグリーンアリーナ（みどり市民体育館）	群馬県ボッチャ協会
35	マレットゴルフ	渋川市	渋川市赤城敷島マレットゴルフ場	群馬県マレットゴルフ協会
36	みかぼ登山大会	神流町	西御荷鉢山	神流町体育協会
37	モルック	邑楽町	邑楽町 スポーツ・レクリエーション広場	邑楽町教育委員会
38	やんばSKYRUN	長野原町	ハッ場ダム	群馬県 スカイランニング協会
39	ユニカール	前橋市	ALSOKぐんま武道館（群馬県総合スポーツセンターぐんま武道館）	群馬県ユニカール協会
40	ラージボール卓球大会	桐生市	桐生ガススポーツセンター （桐生市民体育館）	一般社団法人 群馬県卓球協会
41	ローンボウルズ	前橋市	ALSOKぐんま武道館（群馬県総合スポーツセンターぐんま武道館）	群馬ローンボウルズ

## 第83回国民スポーツ大会(群馬県) 大会シンボルロゴについて



### 【デザイン趣旨】

愛称の「湯けむり」と、大会の開・閉会式会場である「日本トーターグリーンドーム前橋」のフォルムを融合し、「GUNMA2029」を大きく表現したデザインです。

限界に挑むアスリートの情熱と、そこに集う観客の熱気や声援がひとつに混じりあう会場を、人々が癒され、活力を得る「巨大な湯船」に見立てており、選手と観客が一つになって会場を創り上げる「一体感」への願いを込めています。

### 【制作意図】

本大会の認知度向上に向け、愛称の「湯けむり」にちなみ、親しみやすさと高い視認性を意識したデザインを新たに制作しました。

今後はこれらのデザイン等を積極的に活用し、認知度向上及び機運醸成を図っていきます。

### 【これまでの経緯】

愛称及び規定書体については、令和6(2024)年度第2回国民スポーツ大会委員会において決定。

愛称:湯けむり国スポ・全スポぐんま

規定書体: **湯けむり国スポ・全スポぐんま**

**湯けむり国スポぐんま**

**湯けむり全スポぐんま**

## 第85回国民スポーツ大会 実施競技および競技会会場一覧

## 【開・閉会式】

式典	市町村名	開催予定施設
総合開・閉会式	橿原市	(仮称)県立アリーナ

## 【正式競技】37競技

番号	競技	種目	種別	市町村名	開催予定施設
1	陸上競技		全種別	奈良市	ロートフィールド奈良
2	水泳	競泳	全種別	大和郡山市	スイムピア奈良
		水球	少年男子 女子		
		飛込	全種別	大阪府 大阪市	Asue大阪プール
		アーティスティックスイミング	少年女子		
		オープンウォータースイミング	男子 女子	天理市	(仮称)白川ダム特設オープンウォータースイミング会場
3	サッカー		未定	奈良市	ロートフィールド奈良(主競技場・補助競技場)
				橿原市	鞆工房山本アスレチックフィールド橿原
					ヤタガラスフィールド橿原
				御所市	御所市民運動公園
				葛城市	新庄第一健民運動場
				田原本町	奈良県フットボールセンター
				調整中	
4	テニス		成年男子 成年女子	橿原市	橿原運動公園テニスコート
			全種別	明日香村	ワタキューテニスパーク明日香
5	ローイング		全種別	川上村	(仮称)おおたき龍神湖特設ローイング会場
6	ホッケー		全種別	天理市	親里ホッケー場
7	ボクシング		成年男子 少年男子 成年女子	奈良市	ロートアリーナ奈良
8	バレーボール	6人制	成年男子	平群町	平群町総合スポーツセンター
			成年女子	葛城市	當麻スポーツセンター総合体育館
			少年男子	田原本町	田原本町中央体育館
			少年女子	香芝市	香芝市総合体育館
		ビーチバレーボール	少年男子 少年女子	十津川村	(仮称)十津川村ビーチバレーボール特設会場

## 第85回国民スポーツ大会 実施競技および競技会会場一覧

番号	競技	種目	種別	市町村名	開催予定施設
9	体操	競技	全種別	橿原市	(仮称)県立アリーナ
		新体操	少年男子 少年女子		
		トランポリン	男子 女子	大和郡山市	大和郡山市総合公園施設多目的体育館
10	バスケットボール		未定	橿原市	(仮称)県立アリーナ
					(仮称)橿原運動公園体育館
				五條市	ベストラインシダーアリーナ
				宇陀市	宇陀市総合体育館
11	レスリング		成年男子 少年男子 女子	生駒市	(仮称)生駒市総合公園新体育館
12	セーリング		全種別	和歌山県 和歌山市	和歌山県和歌山マリーナ (デインギーマリーナ)
13	ウエイトリフティング		成年男子 少年男子 女子	宇陀市	宇陀市総合体育館
14	ハンドボール		未定	生駒市	生駒市体育協会総合S.C.体育館
					生駒市体育協会滝寺S.C.体育館
					(仮称)生駒市総合公園新体育館
				調整中	
				調整中	
15	自転車	トラック	男子A 男子B 女子	奈良市	奈良県営競輪場
		ロード		宇陀市	宇陀市特設ロードレースコース
16	ソフトテニス		全種別	大和高田市	ワタキューテニスパーク明日香(明日香村)
17	卓球		全種別	桜井市	芝運動公園総合体育館
18	軟式野球		成年男子	奈良市	ロートスタジアム奈良
				大和郡山市	ならっきー球場
				橿原市	橿原運動公園硬式野球場
					さとやくスタジアム
				五條市	ベストラインスタジアム
19	相撲		成年男子 少年男子	葛城市	葛城市民体育館

## 第85回国民スポーツ大会 実施競技および競技会会場一覧

番号	競技	種目	種別	市町村名	開催予定施設
20	馬術		成年男子 成年女子 少年	兵庫県 三木市	三木ホースランドパーク
21	フェンシング		全種別	斑鳩町	すこやか斑鳩・スポーツセンター中央体育館
22	柔道		成年男子 少年男子 女子	橿原市	(仮称)県立アリーナ
23	ソフトボール		成年男子	三宅町	三宅健民運動場
				広陵町	広陵健民運動場
			成年女子	桜井市	芝運動公園運動場
			少年男子	三郷町	三郷中央公園多目的広場
				王寺町	王寺健民運動場
少年女子	広陵町	第二浄化センタースポーツ広場運動場			
24	バドミントン		全種別	橿原市	(仮称)橿原運動公園体育館
25	弓道		全種別	橿原市	(仮称)県立新弓道場
26	ライフル射撃	CP	成年男子	奈良市	奈良県警察学校射撃場
		CP以外	全種別	調整中	
27	剣道		全種別	奈良市	ロートアリーナ奈良
28	ラグビーフットボール		成年男子	御所市	御所市民運動公園
			少年男子	天理市	親里ラグビー場
				御所市	御所市民運動公園
女子	天理市	親里ラグビー場			
29	スポーツクライミング		全種別	香芝市	(仮称)香芝市スポーツクライミング会場
30	カヌー	スプリント	全種別	吉野町	(仮称)津風呂湖特設カヌー会場
		スラローム	成年男子 成年女子	調整中	
		ワイルドウォーター	成年男子 成年女子		
31	アーチェリー		全種別	奈良市	ロートフィールド奈良

## 第85回国民スポーツ大会 実施競技および競技会会場一覧

番号	競技	種目	種別	市町村名	開催予定施設
32	空手道		全種別	香芝市	香芝市総合体育館
33	銃剣道		成年男子 少年男子	下市町	下市中央公園総合体育館
34	クレー射撃		成年	三重県 伊賀市	三重県上野射撃場
35	ボウリング		全種別	大和高田市	オプトボウルタカダ
36	ゴルフ		成年男子	奈良市	奈良国際ゴルフ倶楽部
			女子	大淀町	花吉野カンツリー倶楽部
			少年男子	奈良市	奈良柳生カントリークラブ
37	トライアスロン		成年男子 成年女子	天理市	(仮称)白川ダム特設トライアスロン会場

### 【公開競技】8競技

番号	競技・種目名	種別	市町村名	開催予定施設
1	綱引	全種別	宇陀市	宇陀市総合体育館
2	ゲートボール	全種別		調整中
3	武術太極拳	全種別	香芝市	香芝市総合体育館
4	パワーリフティング	全種別	王寺町	王寺アリーナ
5	バウンドテニス	全種別	奈良市	ロートアリーナ奈良
6	エアロビック	全種別	奈良市	ロートアリーナ奈良
7	スポーツチャンバラ	全種別	川西町	川西町中央体育館
8	ダンススポーツ	全種別	香芝市	香芝市総合体育館

### 【特別競技】1競技

番号	競技	種目	種別	市町村名	開催予定施設
1	高等学校野球	硬式	/	橿原市	さとやくスタジアム
		軟式	/	奈良市	ロートスタジアム奈良

第79回国民スポーツ大会(滋賀県) 参加資格違反一覧

■成年種別年齢域

	都道府県	競技(種目)	違反内容		発覚時期	国民スポーツ大会開催基準要項細則(抜粋)	調査結果の概要	処分(案)	
								当該者	関係団体
事案①	大阪府	ハンドボール	選手と監督の兼任に係る参加資格違反	第79回大会近畿ブロック大会のハンドボール競技に成年女子選手及び少年女子監督として出場	競技会終了後 (ブロック大会終了後)	第3項「本則第8項第1号及び第10項第4号(参加資格及び年齢基準等)」(一部省略) (1)本大会及びブロック大会 ①参加資格 ④選手と監督の兼任は、同一種別内に限る。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当該者は「選手と監督の兼任は、同一種別内に限る」とすることについて認識していなかった。</li> <li>・大阪府スポーツ協会及び大阪府ハンドボール協会は当該者の大会参加にあたり、参加資格の確認を行ったが少年種別、成年種別の両方に名前がエントリーされていることについては確認を見落とししてしまった。</li> </ul>	1大会の参加・出場禁止 (第79回大会本大会)	大阪府スポーツ協会:注意(文書)  日本ハンドボール協会:注意(文書)
事案②	奈良県	ハンドボール	選手と監督の兼任に係る参加資格違反	第79回大会近畿ブロック大会のハンドボール競技に成年女子監督及び少年女子監督として出場	競技会終了後 (ブロック大会終了後)	第3項「本則第8項第1号及び第10項第4号(参加資格及び年齢基準等)」(一部省略) (1)本大会及びブロック大会 ①参加資格 ④選手と監督の兼任は、同一種別内に限る。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当該者は「選手と監督の兼任は、同一種別内に限る」とすることについて認識していなかった。</li> <li>・出場した経緯としては、成年および少年の両種別において監督を務めてほしいとの依頼を受けたものである。</li> <li>・依頼した奈良県ハンドボール協会についても上記参加資格の認識が不十分であった。</li> <li>・奈良県スポーツ協会は当該者の大会参加にあたり、認識が不十分であるまま確認作業を行い、本事案について確認を見落とししてしまった。</li> </ul>	1大会の参加・出場禁止 (第79回大会本大会)	奈良県スポーツ協会:注意(文書)  日本ハンドボール協会:注意(文書)

# 国民スポーツ大会における違反に対する処分に関する規程

## 第1章 総則

### 第1条 規程の対象となる違反

この規程は、国民スポーツ大会（以下「国スポ」という。）において次の違反が発生した場合の手続き及び処分内容等について定める。

- (1) 参加資格に係る違反（以下「参加資格違反」という。）：国民スポーツ大会開催基準要項細則第3項に係る違反  
※「参加」とは参加申込締切時にエントリーしていることをいう。  
※「出場」とは競技会に出場することをいう。
- (2) アンチ・ドーピング規則に対する違反（以下「ドーピング規則違反」という。）：公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構（以下「JADA」という。）が定める日本アンチ・ドーピング規程第2条に定める内容に係る違反

### 第2条 適用範囲

原則として、違反を犯した当該選手・監督等（以下、「当該者」という）・チームに対して本規程を適用する。

ただし、違反の内容及び違反に至った経過において、明らかに意図的あるいは計画的で悪質と判断した場合は、当該者の所属する当該都道府県体育・スポーツ協会「以下「都道府県体協」という」及び当該中央競技団体に対して、本規程第5条、第8条、第11条に定める内容のほか、別途処分を課すことができる。

## 第2章 参加資格違反に関する手続き・処分内容等

### 第3条 参加資格違反に関する聴聞手続き等

参加資格違反に係る聴聞手続き等については、次のとおりとする。

1. 違反が判明した時点において、以下の者により編成された聴聞会を開催し、当該者及びその所属する関係機関・団体から聴聞を行う。
  - (1) 競技会開始前及び終了後  
国民スポーツ大会委員会委員長（以下、「国スポ委員長」という。）並びに国スポ委員長が指名した者（若干名）とし、議長の任は国スポ委員長があたるものとする。
  - (2) 競技会期間中  
大会委員長（国スポ委員長）並びに大会委員長が指名した総務委員（若干名）とし、議長の任は大会委員長があたるものとする。
2. 聴聞会において、当該者及びその所属する関係機関・団体は、違反の疑われる事例について反論の機会が与えられる。

### 第4条 参加資格違反に関する処分内容の決定

処分内容については、本規程第3条に定める聴聞会からの報告を受けて、国民スポーツ大会委員会（以下、「国スポ委員会」という。）において決定する。ただし、競技会前又は競技会期間中において違反が判明した場合、当該者・チームの競技会への出場については、国スポ委員長が本規程第5条に基づき決定する。

## 第5条 参加資格違反に関する処分

### 1. 故意または重大な過失による違反の場合

#### (1) 競技会開始前及び期間中

##### 1) 当該者の当該大会への出場を直ちに中止させる。

また、当該者が団体競技に参加している場合、当該チームについても直ちに出場を中止させる。

##### 2) 競技会開始前に違反が判明した場合は、当該ブロック内における次順位の選手またはチームが参加・出場できることとする。

##### 3) 成績が発生している場合は、当該者・チームの順位・得点等を含む全成績（以下「成績」という。）を抹消する。

##### 4) 当該者については、国スポへの次回大会以降に開催される3大会以上の参加禁止処分とし、処分内容については国スポ委員会で審議の上、決定する。

##### 5) 当該者の所属チーム、並びに所属する都道府県体協及び当該中央競技団体については、嚴重注意以上の処分とし、処分内容については、国スポ委員会で審議の上、決定する。

#### (2) 競技会終了後

##### 1) 当該者については、国スポへの次回大会以降に開催される3大会以上の参加禁止処分とし、処分内容については国スポ委員会で審議の上、決定する。

##### 2) 当該者の所属チーム、並びに所属する都道府県体協及び当該中央競技団体については、嚴重注意以上の処分とし、処分内容については、国スポ委員会で審議の上、決定する。

##### 3) 当該大会における当該者・チームの成績は抹消した上で、改めて全都道府県の全成績を見直すものとする。

### 2. 過失による違反の場合

当該者・チームについては、次のとおり取り扱うこととする。

また、処分内容については、当該者の所属チーム、並びに所属する都道府県体協及び当該中央競技団体に対して注意以上の処分とし、国スポ委員会で審議の上、決定する。

#### (1) 競技会開始前

##### 1) 個人競技

###### a. 当該者については、当該大会を含む2大会以内の参加・出場禁止処分とする。

###### b. 次順位の選手の参加・出場が可能である場合は、当該ブロック内における次順位の選手が参加・出場できることとする。

###### c. 違反を犯した者が監督の場合、当該競技規則の定める範囲内において参加資格を満たす者と交代することができる。参加資格を満たす交代者がおらず、監督が不在となる場合、当該監督が所属する競技・種別の選手の出場は認めないものとする。

##### 2) 団体競技

###### a. 当該者については、当該大会を含む2大会以内の参加・出場禁止処分とする。

###### b. 当該選手の所属チームについては、当該競技規則の定める範囲内において、競技会に出場できるものとする。ただし、当該違反選手に係る代替選手の交代（変更）は認めないものとする。

###### c. 当該選手の所属チームが当該競技規則を満たすことができず、出場できない場合、当該ブロック内における次順位のチームの参加・出場が可能である場合は、当該ブロック内における次順位のチームが参加・出場できることとする。

- d. 違反を犯した者が監督の場合、当該競技規則の定める範囲内において参加資格を満たす者と交代することができる。参加資格を満たす交代者がおらず、監督が不在となる場合、所属チームの出場は認めないものとする。
- (2) 競技会期間中
- 1) 個人競技
    - a. 当該者の当該大会への出場を直ちに中止させ、成績を抹消する。
    - b. 当該者の次回大会への参加については、大会終了後にその可否を審議し、決定する。
    - c. 違反を犯した者が監督の場合、当該競技規則の定める範囲内において参加資格を満たす者と交代することができる。交代ができる場合は、その当該監督が参加する競技・種別の選手の成績も認めるものとする。参加資格を満たす交代者がおらず、監督が不在となる場合、当該監督が参加する競技・種別の選手の出場を直ちに中止させる。
  - 2) 団体競技
    - a. 当該者の当該大会への出場を直ちに中止させる。
    - b. 当該者の次回大会への参加については、大会終了後にその可否を審議し、決定する。
    - c. 当該選手の所属チームについては、当該競技規則の定める範囲内において継続して競技会に出場できるものとする。また、その成績も認めるものとする。ただし、当該違反選手に係る代替選手の交代（変更）は認めないものとする。
    - d. 違反を犯した者が監督の場合、当該競技規則の定める範囲内において参加資格を満たす者と交代することができる。交代ができる場合は、その当該監督所属チームの成績も認めるものとする。参加資格を満たす交代者がおらず、監督が不在となる場合、所属チームの出場を直ちに中止させる。
- (3) 競技会終了後
- 当該者については、次回以降の大会において、2大会以内の参加禁止処分とする。  
ただし、成績は訂正しないものとする。

### 第3章 ドーピング規則違反に関する手続き・処分内容等

#### 第6条 ドーピング規則違反に関する聴聞手続き等

ドーピング規則違反に係る聴聞手続き等については、日本アンチ・ドーピング規程に基づき、日本アンチ・ドーピング規律パネル（以下「規律パネル」という。）において実施される。

#### 第7条 ドーピング規則違反に関する処分内容の決定

処分内容については、本規程第8条及び第10条に基づき、国スポ委員会において決定する。ただし、競技会開始前または競技会期間中において違反が判明した場合、当該者・チームの競技会への参加・出場については、国スポ委員長が本規程第8条に基づき決定する。

#### 第8条 ドーピング規則違反に関する処分

##### 1. 当該者・チームの参加に関する処分

- (1) 当該者・チームの当該大会の出場、及び次回大会以降の参加・出場の可否については、規律パネルの決定した資格停止期間に基づき国スポ委員会で審議の上、決定する。
- (2) 上記の処分により、当該大会において次順位の選手・チームの参加が可能である場合は、当該ブロック内における次順位の選手・チームが参加できることとする。

## 2. 成績に関する処分

規律パネルの決定に従い、当該者・チームの成績を抹消する。

なお、当該大会の他の種目等において、当該者及び当該者が構成員となっているチームの成績が発生している場合は、その処分について国スポ委員会において審議の上、決定する。

## 第9条 暫定的資格停止

A 検体によりドーピング規則違反が疑われ、その後のドーピング規則違反の有無が確定するまでの間、JADAは当該者を暫定的に参加資格停止にすることができる。

ただし、団体競技の場合、チームは当該者を除き、当該競技規則の定める範囲内において、継続して競技会に出場できるものとする。

## 第10条 国スポ以外の競技会等においてドーピング規則違反が決定した場合の取り扱い

国スポ以外の競技会検査及び競技会外検査においてドーピング規則違反が決定した場合、当該者の国スポへの参加及び国スポにおける成績については以下のとおり取り扱う。

1. 当該者・チームの、次回大会以降の参加の可否については、規律パネルの決定した資格停止期間に基づき国スポ委員会で審議の上、決定する。
2. 当該者が、規律パネルの決定した成績抹消の対象期間において国スポに参加していた場合、規律パネルの決定に基づき、当該者・チームの国スポにおける成績は抹消する。

## 第4章 競技順位等の取り扱い

### 第11条 競技順位・得点及び参加得点

1. 本規程第5条の1、第8条の2及び第10条の2に定める違反が確定し、当該者・チームの成績が抹消された場合、順位を確定することができる範囲内において順位を繰り上げ、あらためて競技順位・得点等を確定する。
2. 前項の措置により、当該都道府県からの選手・チームの競技会出場（ブロック大会を含む）が皆無となった場合、その競技における参加得点を抹消する。
3. 競技順位等を訂正する場合は、以下のとおり取り進める。
  - (1) すみやかに競技順位・得点等を確定し、公表する。
  - (2) 各競技会の順位に変更が生じた場合、順位が確定できる競技について、当該者（チーム）に賞状を授与する。
  - (3) 各競技会、男女総合及び女子総合成績の各1位から8位までの都道府県順位に変更が生じた場合、改めて表彰状を授与する。

## 第5章 上訴

### 第12条 上訴

国スポ委員会の最終的な処分決定に対し、当該者及び当該者の所属する機関・団体は、日本スポーツ仲裁機構に上訴を申し立てることができる。

## 第6章 その他

### 第13条 その他

1. 参加資格違反については本大会を前提として定めるが、ブロック大会において違反が判明した場合も、違反の内容及び競技会の状況等に応じ本規程の内容を適用する。

2. 参加資格違反については、違反した当該大会から 1 大会以上を経て違反が判明した場合、発覚した時点から起算して、本規程を適用する。
3. 本規程に定める事項以外については、別途当該都道府県体育協及び当該中央競技団体と協議の上、国スポ委員会において決定する。

#### 第 14 条 規程の変更

この規程は、国スポ委員会の議決により変更することができる。

#### 附則

1. 本規程は、平成 20 年 4 月 25 日より施行する。  
※ 本規程は、「国民体育大会ドーピング防止規則に対する違反に関わる制裁措置等取り扱い規則（平成 15 年 6 月 20 日制定、平成 17 年 6 月 1 日及び平成 19 年 8 月 29 日改訂）」及び「国民体育大会参加資格違反に係る罰則規定（平成 19 年 3 月 7 日制定）」を統合・整理したものである。このことにより、上記規則、規定は廃止する。
2. 本規程は、公益財団法人日本体育協会の設立の登記の日（平成 23 年 4 月 1 日）から施行する。
3. 本規程は、平成 23 年 12 月 15 日一部改訂し、同日から施行する。
4. 本規程の平成 23 年 12 月 15 日一部改訂を受けて、当該時点における参加資格違反による国体への参加禁止処分（第 5 条の 2）対象者については、改訂内容を遡って適用することとする（平成 24 年 3 月 22 日国体委員会決定）。
5. 本規程は、平成 27 年 3 月 12 日一部改定し、同日から施行する。
6. 本規程は、平成 28 年 6 月 17 日一部改定し、同日から施行する。
7. 本規程は、平成 29 年 12 月 15 日一部改定し、同日から施行する。
8. 本規程は、平成 30 年 4 月 1 日一部改定し、同日から施行する。
9. 本規程は、令和 2 年 3 月 12 日一部改定し、同日から施行する。
10. 本規程は、令和 4 年 8 月 25 日一部改定し、同日から施行する。
11. 本規程は、令和 5 年 4 月 1 日一部改定し、同日から施行する。
12. 本規程は、令和 6 年 1 月 1 日一部改定し、同日から施行する。

## 国民スポーツ大会参加資格違反に係る参加禁止期間の取り扱いについて

公益財団法人日本スポーツ協会

「国民スポーツ大会における違反に対する処分に関する規程」第5条の2に定める過失による参加資格違反に係る処分内容に関し、当該者の国民スポーツ大会（以下「国スポ」という。）への参加・出場禁止期間については、下記のとおり取り扱うこととする。

### 1. 以下に該当する場合は、1大会の参加・出場禁止とする。

- (1) 「居住地を示す現住所」について、本会が定める「日常生活」の判断基準の要件を満たしていたものの、住所に関する届出等の必要な手続きが行われていなかった場合。
- (2) 「学校所在地」について、「通学」の実態は有していたものの、当該者の在籍する学校が国スポ参加資格上の要件を満たしていなかった場合。（例：通信制課程に学んでいる者が「学校所在地」を選択していた等）
- (3) その他、手続きの不備や規定の誤認に基づくもので、当該者の過失が軽微であったと認められる場合。

### 2. 上記1に該当しない場合は、2大会の参加・出場禁止とする。

### 3. その他

- (1) 各競技団体の定める規定に抵触したことで国スポの参加資格を満たすことができなくなった場合は、当該競技団体の処分内容に準じ、参加・出場禁止期間を決定する。
- (2) 「1大会の参加・出場禁止」となる場合であっても、所属都道府県を移動するにあたっては「例外適用※」を受ける場合を除き2大会の間を置かなければならない。  
※ 「例外適用」の対象者
  - ① 新卒業者
  - ② 結婚又は離婚に係る者
  - ③ ふるさと選手制度を活用する者（成年種別年齢域の選手のみ）
  - ④ 一家転住に係る者（少年種別年齢域の選手のみ）
  - ⑤ JOC エリートアカデミーに在籍する者（少年種別年齢域の選手のみ）
- (3) 本取り扱いの改定については、国民スポーツ大会委員会にて行う。

### 附記

1. 本取り扱いは、平成24年3月22日より施行する
2. 本取り扱いは、平成28年6月17日一部改定し、同日から施行する。
3. 本取り扱いは、平成30年4月1日一部改定し、同日から施行する。
4. 本取り扱いは、令和2年3月12日一部改定し、同日から施行する。
5. 本取り扱いは、令和6年1月1日一部改定し、同日から施行する。

国民スポーツ大会における違反に対する処分に関する規程 第 2 章 参加資格違反に関わる処分内容一覧

項 目		競技会開始前	競技会期間中	競技会終了後
故意 又は 重大な過失	当該者	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 当該大会への出場を直ちに中止させる。</li> <li>▶ 当該者の成績をすべて抹消する。</li> <li>▶ 国スポへの次回大会以降に開催される 3 大会以上の参加禁止処分とし、処分内容については国民スポーツ大会委員会で審議の上、決定する。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 国スポへの次回大会以降に開催される 3 大会以上の参加禁止処分とし、処分内容については国民スポーツ大会委員会で審議の上、決定する。</li> <li>▶ 当該大会における当該者の成績は抹消した上で、改めて全都道府県の全成績を見直すものとする。[個人競技]</li> </ul>
	所属チーム（団体競技の場合） 並びに、所属都道府県体育・スポーツ協会及び中央競技団体	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 当該所属チームについても直に出場を中止させる。</li> <li>▶ 当該競技者所属チームの成績をすべて抹消する。</li> <li>▶ 当該所属チーム、並びに所属する都道府県体育・スポーツ協会及び当該中央競技団体については、厳重注意以上の処分とし、処分内容については、国民スポーツ大会委員会で審議の上、決定する。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 当該所属チーム、並びに所属する都道府県体育・スポーツ協会及び当該中央競技団体については、厳重注意以上の処分とし、処分内容については、国民スポーツ大会委員会で審議の上、決定する。</li> <li>▶ 当該大会における当該チームの成績は抹消した上で、改めて全都道府県の全成績を見直すものとする。[団体競技]</li> </ul>
過 失	全般	処分内容については、当該者及び当該所属チーム、並びに所属する都道府県体育・スポーツ協会及び当該中央競技団体に対して注意以上の処分とし、国民スポーツ大会委員会で審議の上、決定する。		
	個人競技	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 当該大会を含む 2 大会以内の参加・出場を認めない。</li> <li>▶ 次順位の競技者の参加・出場が可能である場合は、当該ブロック内における次順位の競技者が参加・出場できることとする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 当該大会への出場を直ちに中止させ、成績を抹消する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 当該者については、違反が判明した大会以降に開催される 2 大会以内の、国体への参加は認めない。</li> <li>▶ 成績は訂正しないものとする。</li> </ul>
	団体競技	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 当該者の当該大会を含む 2 大会以内の参加・出場を認めない。</li> <li>▶ 当該所属チームについては、当該競技規則の定める範囲内において、競技会に出場できるものとする。</li> <li>▶ 当該者の所属チームが当該競技規則を満たすことができず、出場できない際には、当該ブロック内における次順位のチームの参加・出場が可能である場合は、当該ブロック内における次順位のチームが参加・出場できることとする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 当該者の当該大会への参加を直ちに中止させる。</li> <li>▶ 当該所属チームについては、当該競技規則の定める範囲内において継続して競技することができる。</li> <li>▶ 成績も認めるものとする。</li> </ul>	

# 国民スポーツ大会開催基準要項細則

## 1 国民スポーツ大会開催基準要項(以下「本則」という。)第7項第1号の3(開催地が複数の都道府県にまたがる場合)

総合開・閉会式場及び競技会場地の決定については、当該都道府県が協議の上、日本スポーツ協会の承認を得なければならない。

## 2 本則第7項第4号の2(施設基準)

大会の競技施設は既存施設の活用に努め、施設の新設・改修等にあたっては、大会開催後の地域スポーツ推進への有効的な活用を考慮し、必要最小限にとどめるものとする。

なお、本施設基準は、会場地市町村等が各競技場を整備する上での基準であり、開催県及び市町村等において各中央競技団体との調整を行い弾力的に運用できるものとする。

(国民スポーツ大会施設基準参照)

## 3 本則第8項第1号及び第10項第4号(参加資格及び年齢基準等)

### (1) 大会及びブロック大会

#### 1) 参加資格

① 日本国籍を有する者であることとするが、選手及び監督のうち、次の者については、日本国籍を有しない者であっても、大会に参加することができる。

(i) 「出入国管理及び難民認定法」に定める在留資格のうちの「永住者」(「日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法」に定める「特別永住者」を含む)

(ii) 少年種別年齢域に該当し、次の要件をいずれも満たす者。

i) 「学校教育法」第1条に規定する学校に在籍する学生又は生徒で、大会実施要項が定める参加申込時に1年以上在籍していること。

ii) 「出入国管理及び難民認定法」に定める在留資格のうち、「留学」、「家族滞在」又は「定住者」に該当していること。

(iii) 成年種別年齢域に該当し、次の要件をいずれも満たす者。

i) 少年種別年齢域にあった時点において前号(ii)に該当していた者であること。

ii) 「出入国管理及び難民認定法」に定める在留資格のうち、大会終了時において「留学」に該当しないこと。

[注] 上記(iii)－ii)について、大学及び専修学校等に在籍する者は、「出入国管理及び難民認定法」に定める「留学」以外の在留資格を有する場合も「留学」と同等に扱う。

② 選手及び監督は、所属都道府県の当該競技団体会長及び都道府県体協等会長が代表として認め選抜した者であること。都道府県代表選手の選抜にあたっては、別に定める「国民スポーツ大会における都道府県代表選手の選考に関する指針」に基づくこと。

③ 前々回又は前回の大会(都道府県大会及びブロック大会を含む)に選手又は監督として参加した者が異なる都道府県から参加する場合については、2大会以上の間を置かなければならない。ただし、次の場合は該当しないこととする。

(i) 成年種別

i) 新卒業者

ii) 結婚又は離婚に係る者

[注] i) 及び ii) は当該要件発生後、初めて参加する者に限る。

iii) ふるさと選手(「国民スポーツ大会ふるさと選手制度」による)

[注] 「JOCエリートアカデミーに係る選手の参加資格の特例措置」の適用を受け、ふるさと選手として参加する者を含む。

(ii) 少年種別

i) 新卒業者

ii) 結婚又は離婚に係る者

iii) 一家転住に係る者(「一家転住等に伴う特例措置」による)

[注] i) から iii) は当該要件発生後、初めて参加する者に限る。

iv) JOC エリートアカデミーに在籍する者(「JOCエリートアカデミーに係る選手の参加資格の特例措置」による)

**④ 選手と監督の兼任は、同一種別内に限る。**

⑤ 選手及び監督は、回数を同じくする大会において、冬季大会及び本大会にそれぞれ 1 競技に限り参加できる。

⑥ 選手及び監督は、回数を同じくする大会において、異なる都道府県から参加することはできない。

⑦ 選手、監督、本部役員帯同のスポーツドクター、アスレティックトレーナーは、本大会又は冬季大会参加前の1年以内に日本スポーツ協会が指定するアンチ・ドーピング教育を受講した者であること。

⑧ 上記のほか、選手については次のとおりとする。

(i) 本則第18項に定める都道府県大会等に参加し、これを通過した者であること。ただし、別に定める「国民スポーツ大会予選会免除に関する要領」及び「トップアスリートの国民スポーツ大会参加資格の特例措置」に基づき予選会への参加が免除となった者については、この限りではない。

(ii) 健康診断を受け、競技会への参加に支障がない者であること。

(iii) ドーピング検査対象に選定された場合には、検査を受けなければならない。

⑨ 上記のほか、監督については、大会開催年の4月1日以前から本大会終了時まで(冬季大会については、大会開催前年の10月1日以前から本大会終了時まで)日本スポーツ協会公認スポーツ指導者制度に基づき当該競技団体が定める公認資格(コーチ 1~4、教師、上級教師)を保有している者とし、監督が不在の場合選手は参加することができない。

2) 選手の年齢基準及び所属都道府県

選手の年齢基準及び所属都道府県は、次のとおりとする。

ただし、日本スポーツ協会が特に認める場合、以下の年齢基準にかかわらず、競技ごとに年齢区分を設定することができるものとし、年齢の下限は大会開催年(冬季大会は前年)の4月1日現在、14歳(中学3年生)とする。

① 成年種別

大会開催年(冬季大会は前年)の4月1日現在、18歳以上の者とし、次のいずれかに属する都道府県を選択することができる。

(i) 居住地を示す現住所

(ii) 勤務地

(iii) ふるさと(「国民スポーツ大会ふるさと選手制度」による。)

[注] 「JOCエリートアカデミーに係る選手の参加資格の特例措置」の適用を受け、ふるさと選手として参加する者を含む。

② 少年種別

大会開催年(冬季大会は前年)の4月1日現在、15歳以上18歳未満の者とし、次のいずれかに属する都道府県を選択することができる。

- (i) 居住地を示す現住所
- (ii) 「学校教育法」第1条に規定する学校の所在地
- (iii) 勤務地
- (iv) 「JOCエリートアカデミーに係る選手の参加資格の特例措置」に定める小学校の所在地

[注] 上記の属する都道府県のうち、「居住地を示す現住所」、「勤務地」、「『学校教育法』第1条に規定する学校の所在地」のいずれかから参加する場合は、大会開催年(冬季大会は開催前年)の4月30日以前から大会終了時まで引き続き当該地に、居住又は勤務、通学していなければならない(「居住地を示す現住所」における「日常生活」及び「勤務地」における「主たる勤務実態」については、別に基準を定める)。ただし、次の者は、この限りではない。

[成年種別]

- (a) 「トップアスリートの国民スポーツ大会参加資格の特例措置」の対象者

[少年種別]

- (a) 一家転住に係る者(「一家転住等に伴う特例措置」による)
- (b) 「トップアスリートの国民スポーツ大会参加資格の特例措置」の対象者

## (2) 都道府県大会

- 1) 都道府県体協等は、大会の運営の円滑化を図るため、市町村体育・スポーツ協会、同教育委員会等と緊密な連絡をとり、前号に準拠した選手及び監督を各競技の参加者とする。
- 2) 各競技の選手及び監督は、大会主催者が定める参加申込書を提出する。
- 3) 当該競技団体に登録していない者又はチームの取り扱いは次のとおりとする。
  - (i) 大会主催者が定めた参加申込書を提出することにより、当該競技団体の一時登録者又は仮加盟者とみなし、参加料等を徴収することができる。なお、特に経験を必要とする競技については、当該競技団体が参加資格を別に定めることができる。
  - (ii) 参加申込書が受理された時点で参加条件が満たされたこととし、以降本大会まで当該競技団体の定めた競技者規定等を遵守すること。

## (3) その他

参加資格等に疑義があるときは、日本スポーツ協会及び当該競技団体が調査審議の上、日本スポーツ協会がその可否を決定する。

## 4 本則第10項第3号(大会の実施競技及び各競技の参加人員)

(1) 第70回大会から第73回大会における実施対象競技は次のとおり。

### 1) 正式競技(41 競技)

#### ① 毎年実施競技(37 競技)

[本大会]

陸上競技、水泳、サッカー、テニス、ボート、ホッケー、ボクシング、バレーボール、体操、バスケットボール、レスリング、セーリング、ウエイトリフティング、ハンドボール、自転車、ソフトテニス、卓球、相撲、馬術、フェンシング、柔道、ソフトボール、バドミントン、弓道、ライフル射撃、剣道、ラグビーフットボール、山岳、カヌー、アーチェリー、空手道、クレー射撃、ボウリング、ゴルフ

[冬季大会]

スキー、スケート、アイスホッケー

#### ② 隔年実施競技(4 競技)